

環境保全行政の概要

令和 6 年版

川 口 市

目 次

第1章 総 説

第1節 川口市の概要	1
1 位置	1
2 人口・世帯数の推移	1
3 気候	2
4 土地利用	3
5 行政機構および事務分掌	4
6 行政の事業費	5
第2節 環境問題の展開	6
1 公害から都市生活型の環境問題へ	6
2 地球環境問題	6
3 環境問題への取り組み	6

第2章 環境の現況と対策

第1節 大気環境	8
1 現況	11
(1) 各測定期の大気汚染状況	12
(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) の成分分析	25
(3) 有害大気汚染物質	27
2 対策	29
(1) 規制の体系	29
(2) 事業者への規制	31
(3) 自動車の排出ガス	34
(4) 野外焼却	34
(5) 光化学スモッグによる被害の防止	35
(6) 微小粒子状物質 (PM2.5) による被害の防止	36
第2節 ダイオキシン類	38
1 現況	38
2 対策	42
(1) 規制の体系	42
(2) 施設状況	42
(3) 立入検査状況	43
第3節 化学物質	44
1 現況	44
2 対策	45
(1) 法・条例に係る届出状況	45
(2) 排出量・移動量・取扱量	46

第4節 水環境	49
1 現況	50
(1) 河川水質	50
(2) 河川底質	54
(3) 地下水	54
2 対策	55
(1) 規制の体系	55
(2) 事業者への規制	56
(3) 生活排水	59
(4) 公共用水域の異常水質	61
第5節 土壤汚染	62
1 概況	62
2 報告等の義務および指定区域	63
第6節 地盤沈下	65
1 概況	65
2 規制の体系	65
3 法・条例に係る施設状況	66
第7節 騒音・振動	67
1 自動車交通	69
(1) 自動車騒音・道路交通振動	69
(2) 自動車騒音の面的評価	69
2 事業者への規制	71
(1) 規制の体系	71
(2) 法・条例に係る施設状況	72
(3) 特定建設作業	74
(4) 指定作業場	74
(5) 深夜営業騒音	74
(6) 拡声器騒音	74
第8節 公害防止組織	76
第9節 悪臭	77
第10節 あき地の環境保全	78
第11節 公害苦情の現況	79
1 種類別発生状況	79
2 業種別発生状況	80
3 用途地域別発生状況	81
第12節 周知啓発活動	82
1 環境保全行政の周知	82
2 イベントをとおした啓発	82

資料編

I 行政年表	83
II 関係条例等	87
1 川口市環境基本条例	87
2 川口市環境審議会条例	90
3 川口市あき地の環境保全に関する条例	92
4 川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則	93
5 川口市浄化槽保守点検業者登録条例	95
6 川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則	99
7 川口市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	102
8 川口市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱	105
III 用語解説	106

「*（アスタリスク）」が付いている語句の解説です。

第1章

總 說

第1節 川口市の概要

1 位置

本市は埼玉県の南端に位置し、荒川を隔てて東京都に接しています。また、県内では戸田、蕨、さいたま、越谷、草加の各市と隣接しています。市域の大部分が、都心から10~20km圏内に含まれます（図1.1.1）。



図1.1.1 川口市の位置

2 人口・世帯数の推移

令和6年4月1日現在、人口は607,279人であり、県内では、さいたま市（政令指定都市）に次ぐ人口規模の大きな市です（図1.1.2）。

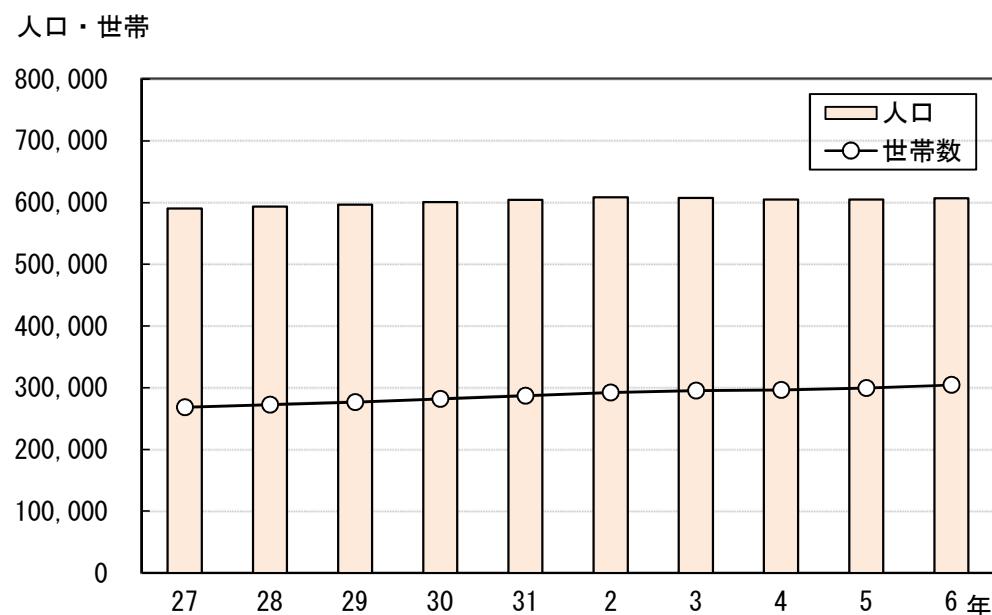


図1.1.2 人口・世帯数の推移

- 1) 各年4月1日現在
- 2) 住民基本台帳による

3 気候

令和5年の気温は、年平均 17.7°C 、最高 38.5°C （7月）、最低 -3.1°C （1月）でした（図1.1.3）。また、降水量は、年間 $1,112.5\text{mm}$ 、最高 361.0mm （6月）、最低 7.5mm （7月）でした（図1.1.4）。

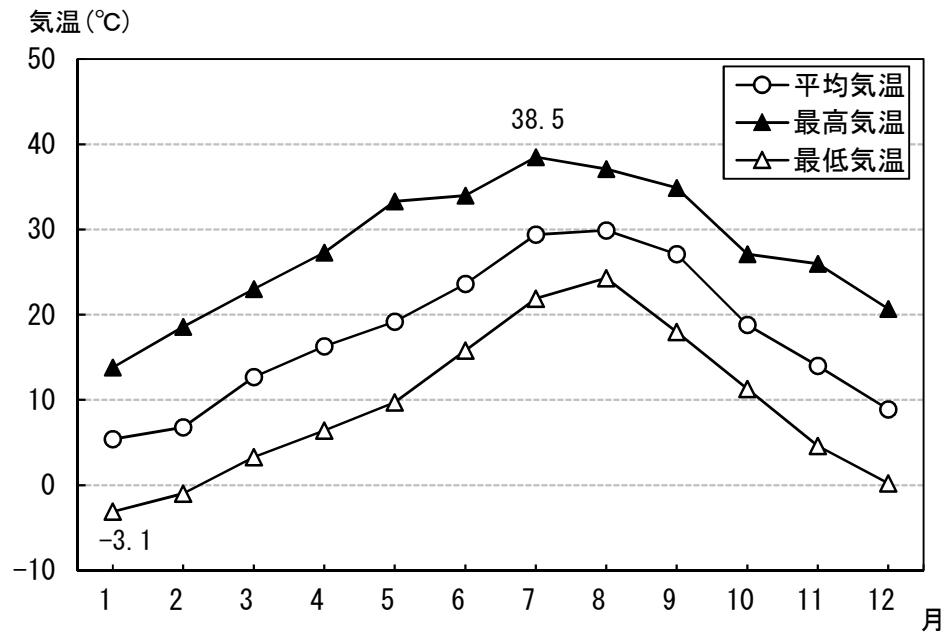


図1.1.3 月別気温

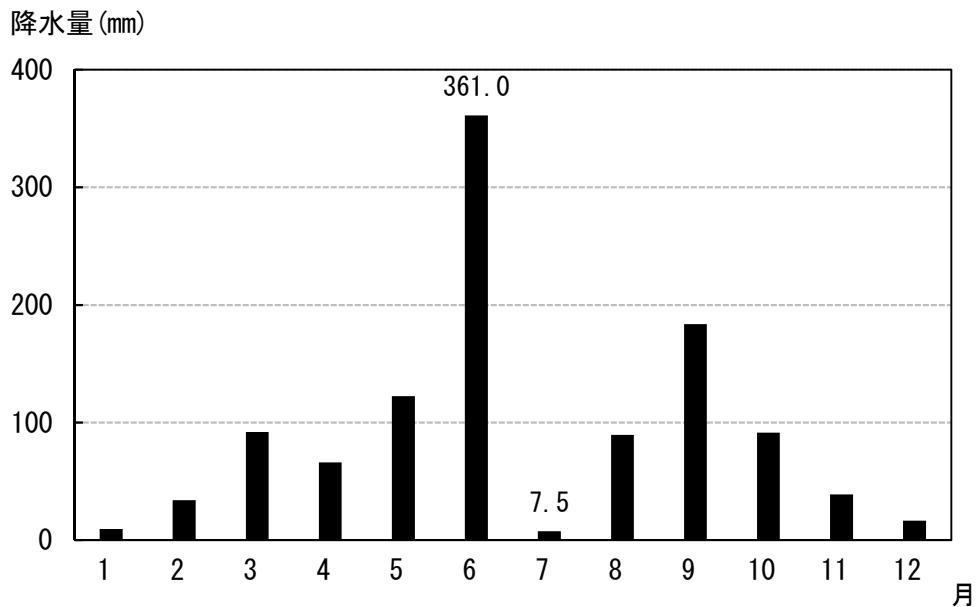


図1.1.4 月別降水量

4 土地利用

市域面積は 61.95km^2 であり、うち住宅用地等の宅地が 33.4km^2 で約50%を占めます(図1.1.5)。また、本市の都市計画区域は市域と同じく 61.95km^2 であり、うち市街化区域が 54.67km^2 、市街化調整区域が 7.28km^2 です。市街化区域内に指定されている用途地域の内訳は、住居系が約70%、商業系が約5%、工業系が約25%となっています(図1.1.6)。

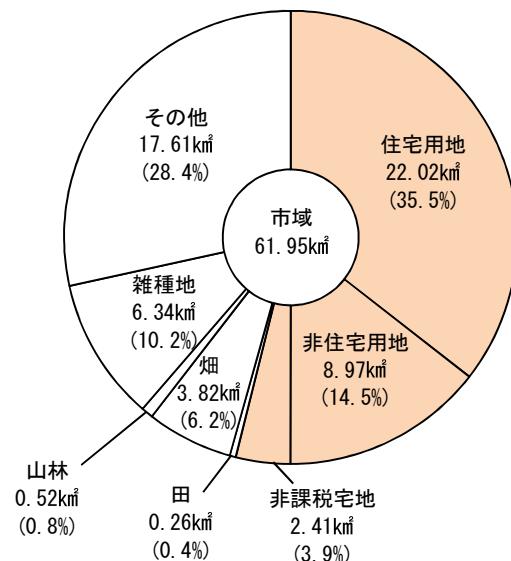


図1.1.5 地目別面積

- 1) 令和5年1月1日現在
- 2) 面積(km²)は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある
- 3) 割合(%)は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

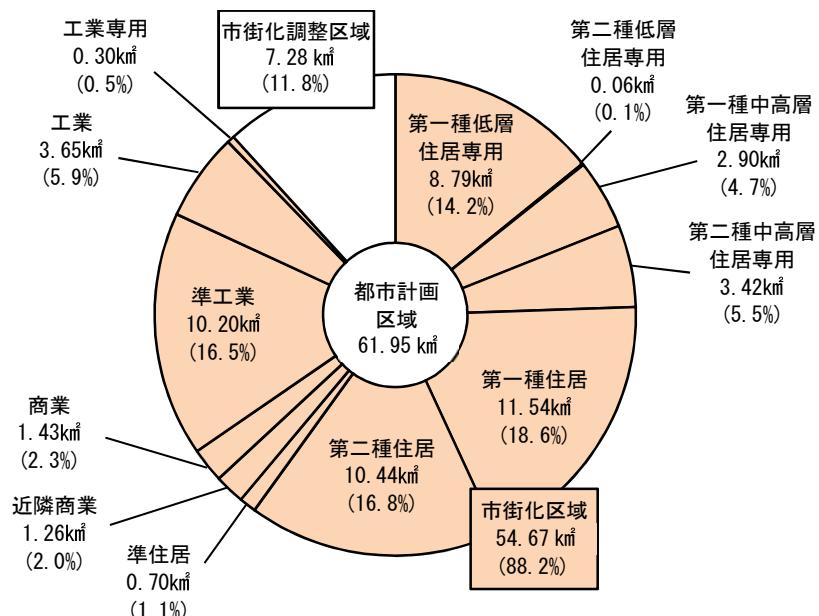


図1.1.6 用途地域別面積

- 1) 令和6年1月1日現在
- 2) 面積(km²)は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある
- 3) 割合(%)は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

5 行政機構および事務分掌

(令和6年4月1日現在)

行政機構

事務分掌

環境部 310名※

※再任用29名および廃棄物処理等適正化推進員1名含む

環境総務課

自然保護対策課

環境保全課
22名

大気係
騒音振動係
水質係
分析センター

- ・廃棄物の減量および適正処理に関すること。
- ・環境保全に関すること。

- ・大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止並びにダイオキシン類の対策等に関すること。
- ・公害関係法令に基づく届出等に関すること。
- ・浄化槽の届出等に関すること。
- ・浄化槽の維持管理の指導に関すること。
- ・あき地の環境保全に関すること。
- ・大気汚染の常時監視に関すること。
- ・公共用水域及び地下水の水質汚濁の常時監視に関すること。
- ・ダイオキシン類汚染の常時監視に関すること。
- ・工場、事業場等の排水の測定に関すること。
- ・土壤、産業廃棄物等の測定に関すること。

資源循環課

産業廃棄物対策課

環境施設課

新戸塚環境センター建設室

収集業務課

戸塚環境センター

朝日環境センター

リサイクルプラザ

鳩ヶ谷衛生センター

図 1.1.7 環境部の行政機構および事務分掌の抜粋

6 行政の事業費

令和 6 年度川口市一般会計予算のうち環境保全費は 519,244 千円です。人件費および調査分析、各種事業等の経費を計上しています（図 1.1.8）。

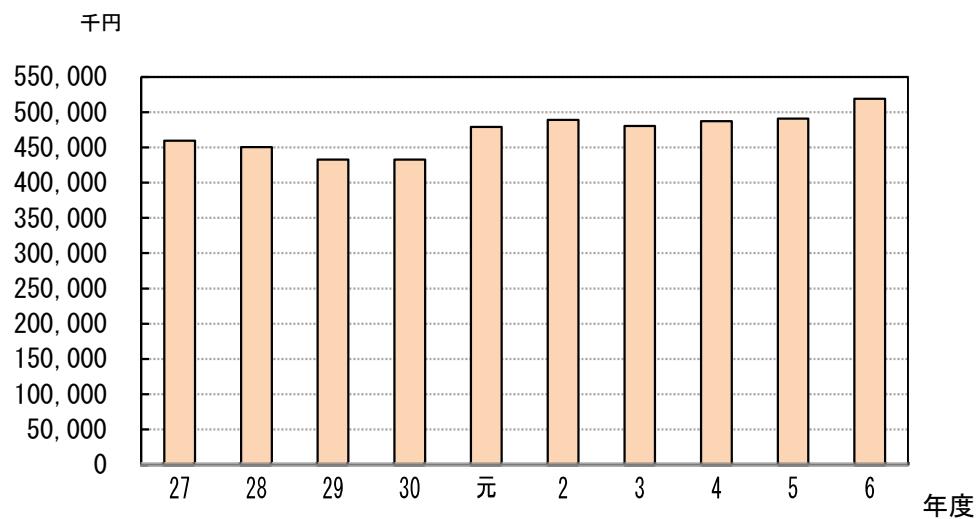


図 1.1.8 当初予算額の推移

第2節 環境問題の展開

1 公害から都市生活型の環境問題へ

高度経済成長期には事業所が主たる公害の発生源となり、大気汚染*・水質汚濁*・騒音・振動・悪臭・地盤沈下*・土壤汚染*（典型7公害）が問題となりました。現在は、法令の整備や公害防止技術の向上により改善が見られます。一方で、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水*による水質汚濁や近隣の生活騒音等、一人ひとりの生活に起因する都市生活型の環境問題や、地球温暖化*をはじめとする地球規模の環境問題により、気候変動・食糧生産・生態系の破壊や人々の健康・生活等にさまざまな影響が及んでいます。

2 地球環境問題

地球環境問題は、発生源や被害・影響が一地域にとどまらず、国境を越えるような地球規模の環境問題を指し、地球温暖化*・酸性雨・熱帯林の破壊・オゾン層*の破壊・海洋汚染*・生物多様性の減退・生態系の破壊等があります。これらは、化石燃料*の燃焼で発生した二酸化炭素・窒素酸化物*・硫黄酸化物等の排出、環境影響を無視した開発や、農薬・フロン等の化学物質の漏出等に起因しています。

3 環境問題への取り組み

地球環境問題は、広範囲に影響が及ぶため、従来の産業型公害対策のように法令による規制では十分な対応ができるとはいません。地球環境を保全していくには、広域的な対策から、事業者のビジネススタイルや、一人ひとりのライフスタイルの転換といった取り組みまで、幅広い分野において、環境問題を個々の課題ごとではなく総合的に捉え、計画的に施策を講じる必要があります。

平成5年11月に「環境基本法*」が施行され、平成6年12月には、「第一次環境基本計画*」が閣議決定されました。現在では、「第五次環境基本計画」が定められています。「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を活用しながら、「経済」「国土」など分野横断的な6つの重点戦略を設定し、イノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが示されています。

近年では、陸上から海洋へのプラスチックの流出による海洋汚染*や、5mm以下の微小なプラスチックの粒子であるマイクロプラスチックによる生態系への影響が社会問題となっており、令和元年5月には、「プラスチック資源循環戦略」が策定され海洋ごみの発生防止策を講じ、プラスチックとの賢い付き合い方を国内外に積極的に発信する「プラスチック・スマート」を展開していくこと等が示されています。令和2年7月からは、プラスチック製買物袋の有料化が義務付けられ、プラスチックごみの削減に向けた全国一律の取り組みが行われています。

本市では、市民・事業者・市が適正な役割分担と協働のもとに、今ある環境を守り育てていくことを目的として、平成11年4月に「川口市環境基本条例*」を施行し、平成13年3月に「川口市環境基本計画」を策定しました。

その後、環境を取り巻く社会情勢の変化などに伴い改訂を重ね、現在では、「第3次川口市環境基本計画」により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に向け、取り組んでいます。

地球環境問題の中でも、地球温暖化対策（温室効果ガス*の排出削減）は重要なものとして位置づけられていることから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「第2次川口市地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

この計画は、2022（令和4）年3月に表明した「川口市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、これまでの「低炭素」から「脱炭素」に考え方をシフトしながら、2050（令和32）年温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けて気候変動問題に対する施策の総合的かつ効率的な推進を図るためのものです。

本市は、首都圏にあって埼玉県内でも特に都市化の進んだ地域でありながら、河川や用水路が流れ、屋敷林や斜面林が点在し、樹林地など自然の面影が残されているところもあります。この恵まれた自然環境の保全と快適な都市環境の創造の両立は、重要な課題です。市民・事業者・市がこれまで以上に、それぞれの立場で、エネルギー利用や環境問題を地球規模で考え、地域の環境問題に取り組んでいかなくてはなりません。

第 2 章

環境の現況と対策

第1節 大気環境

大気汚染^{*}の状況を把握するため、「大気汚染防止法^{*}」第22条第1項に基づく「埼玉県大気汚染常時監視実施計画」、「同微小粒子状物質成分測定実施計画」および「同有害大気汚染物質等常時監視実施計画」と、市独自に定めた実施計画により、常時監視^{*}をしています(図2.1.1)。一般環境大気測定期^{*}(以下、一般局)4局、自動車排出ガス測定期^{*}(以下、自排局)2局の合計6局を設置しており、テレメータシステムにより、各測定期の測定値を毎時間ごとに集約し、リアルタイムで監視しています(図2.1.2)。なお、測定結果は、法第22条第2項に基づき、国および埼玉県に毎年報告しています。

また、大気汚染の拡散を防止するため、法第26条に基づき、ばい煙^{*}発生施設等を設置している事業者を検査し、報告を求め、必要な助言・指導をしています。



測定地点		所在地	測定地点		所在地
一般局	横曽根	宮町16-1 西中学校敷地内	自排局	安行	安行慈林356 慈林小学校敷地内
	南平	東領家2-27-1 領家第一公園敷地内		神根	神戸461 乙女山市営住宅地内
	新郷	東本郷1301-1 新郷浄水場敷地内		石神配水場	石神854-1 石神配水場敷地内
	芝	芝樋ノ爪2-9 樋ノ爪児童公園敷地内			

図2.1.1 令和5年度 大気環境の測定地点

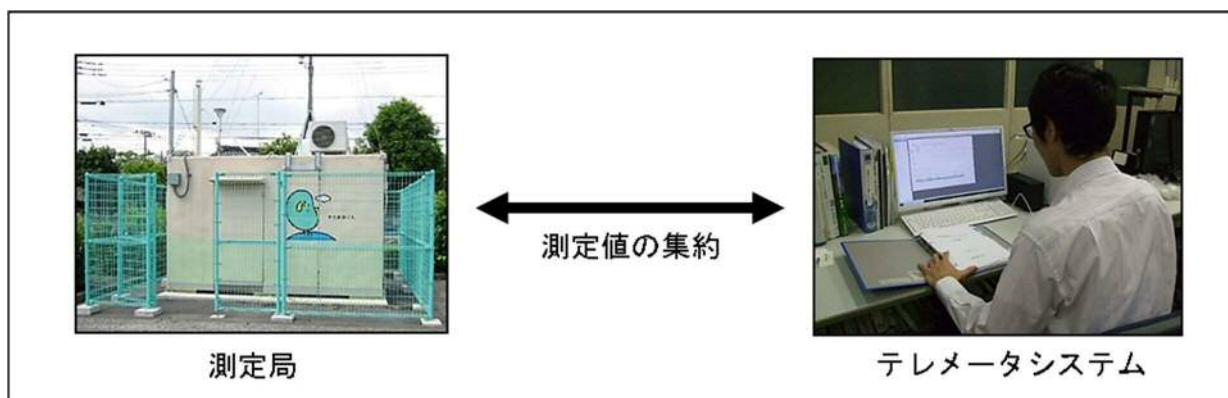


図 2.1.2 テレメータシステムによる常時監視（模式図）

市域の面積に対し、測定項目ごとに必要な測定局数は、国が策定する「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」により定まります。

大気汚染の常時監視等に係る測定地点・測定項目、項目ごとの環境基準*および指針は次のとおりです（表 2.1.1、表 2.1.2、表 2.1.3 および表 2.1.4）。

表 2.1.1 測定地点・測定項目一覧

測定地点	測定項目	大気汚染								微小粒子状物質成分分析			有害大気汚染物質				
		窒素酸化物	オキシダント	光化学浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	微小粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	無機元素成分	イオン成分	炭素成分	VOC類	重金属類	アルデヒド類	その他
一般局	横曽根	○		○					○								
	南平	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新郷	○	○	○					○								
	芝	○	○	○			○		○		○	○	○	○	○	○	○
自排局	安行	○		○				○	○								
	神根	○		○		○	○		○				○		○	○	○
石神配水場														○	○	○	

1) 「○」は測定項目を示す

表 2.1.2 大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	評価方法	
二酸化窒素 (N O ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。	〈長期的評価〉 1年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98%目に当たる値を環境基準と比較する。	
光化学オキシダント (O x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	〈短期的評価〉 測定を行った日についての各 1 時間値を環境基準と比較する。	
浮遊粒子状物質 (S P M)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	〈短期的評価〉 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値または各 1 時間値を環境基準と比較する。	〈長期的評価〉 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較する。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。
二酸化硫黄 (S O ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。		
一酸化炭素 (C O)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。		
微小粒子状物質 (P M2.5)	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。	〈短期基準〉 測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値を短期基準(1 日平均値)と比較する。	〈長期基準〉 測定結果の 1 年平均値を長期基準(1 年平均値)と比較する。

1) ppm : 100 万分の 1 を表す単位

2) 98 パーセンタイル値 : 1 年間に測定されたすべての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方へ順に並べたときに、低い方(最低値)から数えて 98%目の日数に該当する日平均値

表 2.1.3 大気汚染に係る指針

物 質	指 针
非メタン炭化水素 (N M H C)	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は 0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。

1) ppmC : ppm と同じく 100 万分の 1 を表し、炭化水素に含まれる炭素数に換算した単位

表 2.1.4 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が 3μg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 130μg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 200μg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 150μg/m ³ 以下であること。

1 現況

令和5年度における大気汚染は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素および微小粒子状物質（PM2.5）*について、測定を行っている測定局すべてにおいて、環境基準*を達成しました。光化学オキシダントについては、測定を行っている3測定局（南平、新郷、芝）すべてにおいて、環境基準を達成しませんでした。また、光化学オキシダントの原因物質である非メタン炭化水素についても、測定を行っている2測定局（南平、安行）すべてにおいて、指針値を超過しました（表2.1.5）。

有害大気汚染物質は、環境基準の定められている4物質すべてについて、環境基準を達成しました（表2.1.6）。

表2.1.5 令和5年度 大気汚染環境基準達成状況

物質 測定地点		二酸化窒素	光化学 オキシダント	浮遊粒子状 物質		二酸化硫黄	一酸化炭素		微小粒子状 物質		非メタン 炭化水素
一般局	横曾根	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—
	南平	○	×	○	○	○	○	—	○	○	×
	新郷	○	×	○	○	—	—	—	—	—	—
	芝	○	×	○	○	—	—	—	○	○	—
環境基準 達成率(%)		100	0	100	100	100	100	—	100	100	
自排局	安行	○	—	○	○	—	—	—	—	—	×
	神根	○	—	○	○	—	—	○	○	○	—
環境基準 達成率(%)		100	—	100	100	—	—	100	100	100	
評価方法		長期的 評価	短期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期 基準	長期 基準	指針による 評価

1) 「○」は達成、「×」は環境基準非達成または指針不適合を示す

2) 「—」は未測定を示す

表2.1.6 令和5年度 有害大気汚染物質環境基準達成状況

物質 測定地点		ベンゼン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	
南平測定局		○	○	○	○	
芝測定局		○	○	○	○	
神根測定局		○	—	—	—	
達成率(%)		100	100	100	100	
評価方法		年平均値による評価				

1) 「○」は達成を示す

2) 「—」は未測定を示す

(1) 各測定局の大気汚染状況

ア 二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物*の一つである二酸化窒素は、人の呼吸器系に影響を与えるほか、酸性雨、光化学オキシダントの原因物質でもあります。窒素酸化物は、物質が燃焼するときに発生します。主な発生源は、事業所のばい煙*および自動車排出ガスです。発生源から排出される窒素酸化物の多くは一酸化窒素ですが、紫外線により酸素やオゾンと反応して二酸化窒素になります。

なお、二酸化窒素には、環境基準*が定められています（表 2.1.7）。

表 2.1.7 二酸化窒素の環境基準

環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
評価方法	〈長期的評価〉 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、低いほうから数えて 98%目に当たる値を環境基準と比較する。

1) ppm : 100 万分の 1 を表す単位

令和 5 年度は、6 測定局すべてにおいて環境基準を達成しました。

また、過去 10 年間においても、一般局および自排局とともに、環境基準を達成しています（表 2.1.8）。年平均値は、一般局および自排局とともに、緩やかな減少傾向にあります（図 2.1.3）。

表 2.1.8 二酸化窒素の環境基準達成状況

年度 測定地点		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
一般局	横曽根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	南平	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新郷	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	芝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自排局	安行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	神根	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1) 「○」は達成を示す

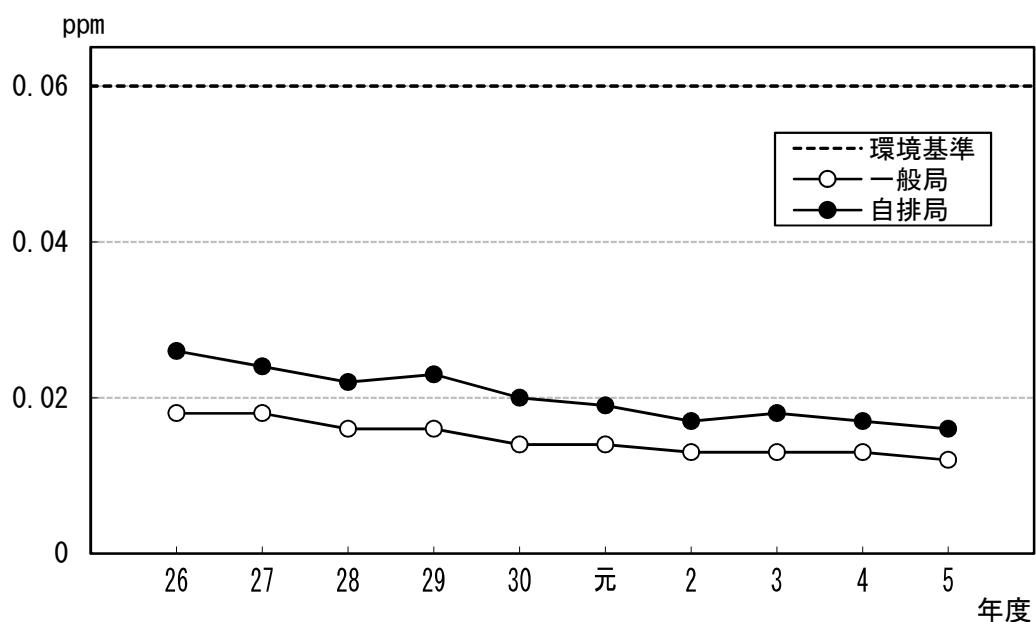


図 2.1.3 二酸化窒素濃度の年平均値の経年変化

イ 光化学オキシダント（○ ×）

光化学オキシダントは、窒素酸化物*や炭化水素*類等の物質が、紫外線による化学反応で生成される強酸化性物質の総称で、その主なものはオゾンです。

風が弱く、気温が高くよく晴れたときに、高濃度になる傾向にあり、この状態を光化学スモッグといいます。高濃度の光化学オキシダントは、目や呼吸器系に刺激を与えるため、その濃度が 0.12ppm*以上で継続すると認められるとき、光化学スモッグ注意報等が発令されます。

なお、光化学オキシダントには、環境基準*が定められています（表 2.1.9）。

表 2.1.9 光化学オキシダントの環境基準

環境上の条件	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
評価方法	〈短期的評価〉 測定を行った日についての各 1 時間値を環境基準と比較する。

1) ppm : 100 万分の 1 を表す単位

令和 5 年度は、3 測定期すべてにおいて環境基準を達成しませんでした。

また、過去 10 年間においても、環境基準を達成していません（表 2.1.10）。年最高値は、環境基準（0.06ppm）を大幅に上回っています（図 2.1.4）。

表 2.1.10 光化学オキシダントの環境基準達成状況

年度 測定地点		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
一般局	南 平	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	新 郷	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	芝	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

1) 「×」は非達成を示す

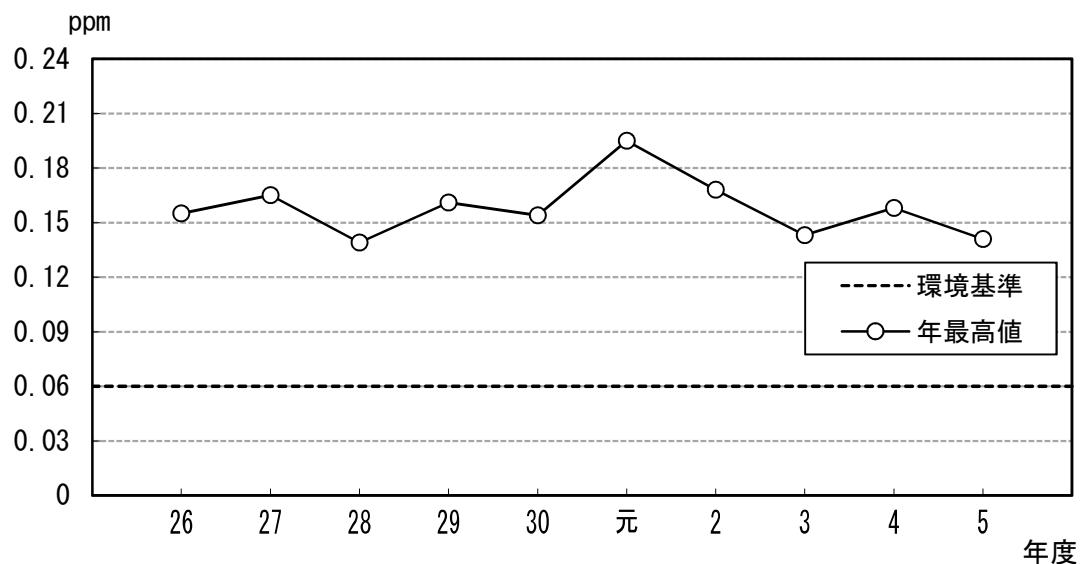


図 2.1.4 光化学オキシダント濃度の年最高値の経年変化

1) 1時間値の年最高値を示す

ウ 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものを浮遊粒子状物質といいます。発生源は、事業所のばい煙*、粉じん*、ディーゼル機関の黒煙、土ぼこり等です。大気中に長期間滞留し、呼吸によって体内に取り込まれ、肺や気管支等に影響を与えるといわれています。

なお、浮遊粒子状物質には、環境基準*が定められています（表 2.1.11）。

表 2.1.11 浮遊粒子状物質の環境基準

環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。
評価方法	〈短期的評価〉 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値または各 1 時間値を環境基準と比較する。
	〈長期的評価〉 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較する。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。

令和 5 年度は、6 測定局すべてにおいて環境基準を達成しました。

また、過去 10 年間では、短期的評価による環境基準を達成しない年がありました、長期的評価による環境基準については達成しています（表 2.1.12）。年平均値は、一般局および自排局ともに、緩やかな減少傾向にあります（図 2.1.5）。

表 2.1.12 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況

測定地点		評価方法	年度									
			26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
一般局	横曽根	短期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	南平	短期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新郷	短期的評価	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
		長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	芝	短期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自排局	安行	短期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	神根	短期的評価	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1) 「○」は達成、「×」は非達成を示す

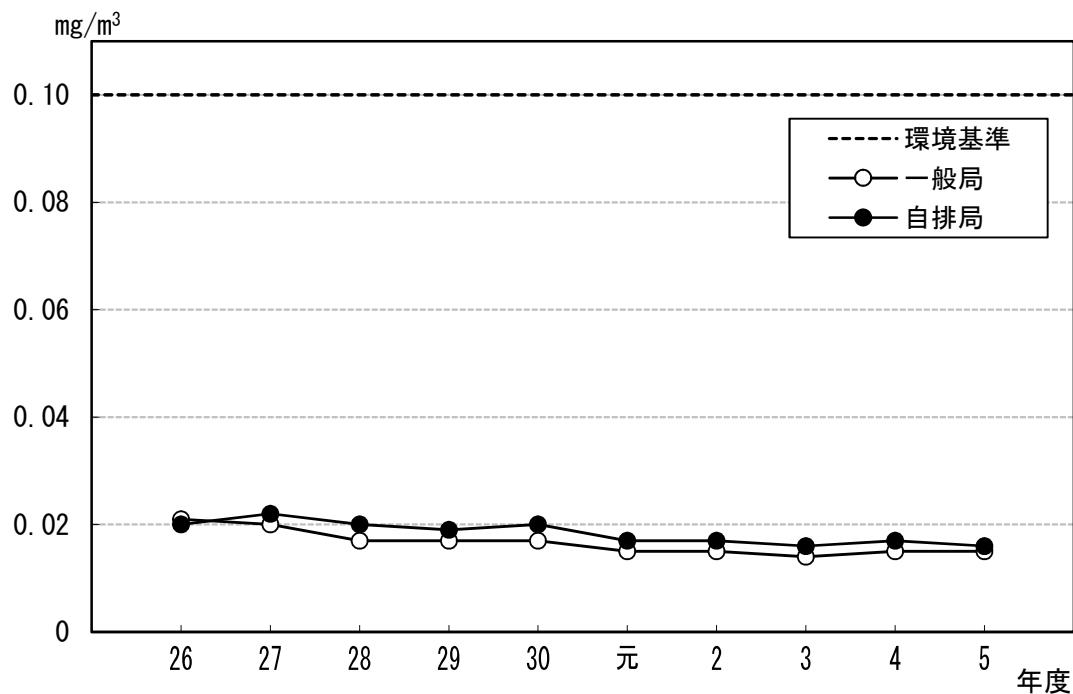


図 2.1.5 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年変化

エ 二酸化硫黄 (S O₂)

二酸化硫黄は、硫黄が含まれている石油、石炭等の物質を燃焼するときに発生します。主な発生源は、事業活動に伴う化石燃料*の燃焼のほか、火山活動等の自然現象も含まれます。無色の刺激臭のある気体で、ぜんそくや気管支炎等の呼吸器系疾患を引き起こすほか、酸性雨の原因物質でもあります。

なお、二酸化硫黄には環境基準*が定められています（表 2.1.13）。

表 2.1.13 二酸化硫黄の環境基準

環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
評価方法	〈短期的評価〉 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値または各 1 時間値を環境基準と比較する。
	〈長期的評価〉 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較する。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は非達成とする。

1) ppm : 100 万分の 1 を表す単位

令和 5 年度は、南平測定局において、環境基準を達成しました。

また、過去 10 年間においても、短期的評価および長期的評価による環境基準をともに達成しています（表 2.1.14）。年平均値は、低い値で推移しています（図 2.1.6）。

表 2.1.14 二酸化硫黄の環境基準達成状況

測定地点		評価方法	年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
一般局	南 平	短期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1) 「○」は達成を示す

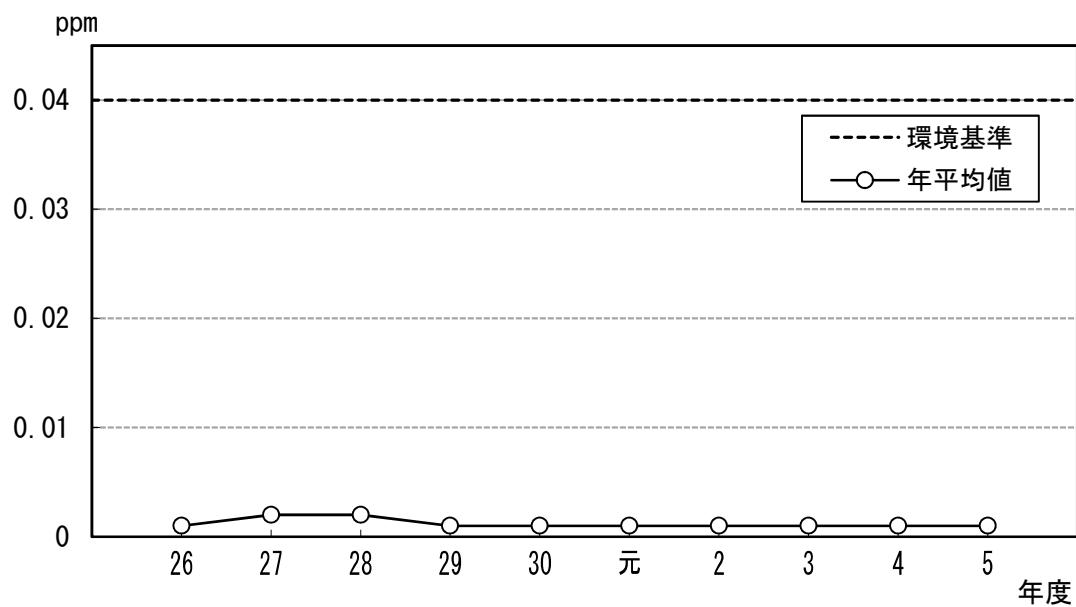


図 2.1.6 二酸化硫黄濃度の年平均値の経年変化

オ 一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素は、物質が不完全燃焼することによって発生します。発生源は、事業所のばい煙*や自動車の排出ガス等です。無色無臭の気体であり、赤血球中のヘモグロビンと結合すると、酸素の運搬機能が阻害され、頭痛やめまいの症状の原因となるばかりでなく、吐き気、けいれん、呼吸困難等を引き起こします。また、温室効果ガス*であるメタンの分解を阻害するといわれています。

なお、一酸化炭素には、環境基準*が定められています（表 2.1.15）。

表 2.1.15 一酸化炭素の環境基準

環境上の条件	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
評価方法	〈短期的評価〉 測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値もしくは 8 時間平均値または各 1 時間値を環境基準と比較する。
	〈長期的評価〉 1 年間の測定を通じて得られた 1 日平均値のうち、高いほうから数えて 2% の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較する。ただし、環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には非達成とする。

1) ppm : 100 万分の 1 を表す単位

令和 5 年度は、神根測定局において環境基準を達成しました。

また、過去 10 年間においても、短期的評価および長期的評価による環境基準を達成しています（表 2.1.16）。年平均値は、低い値で推移しています（図 2.1.7）。

表 2.1.16 一酸化炭素の環境基準達成状況

測定地点		評価方法	年度									
自排局	神根		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
自排局	神根	短期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1) 「○」は達成を示す

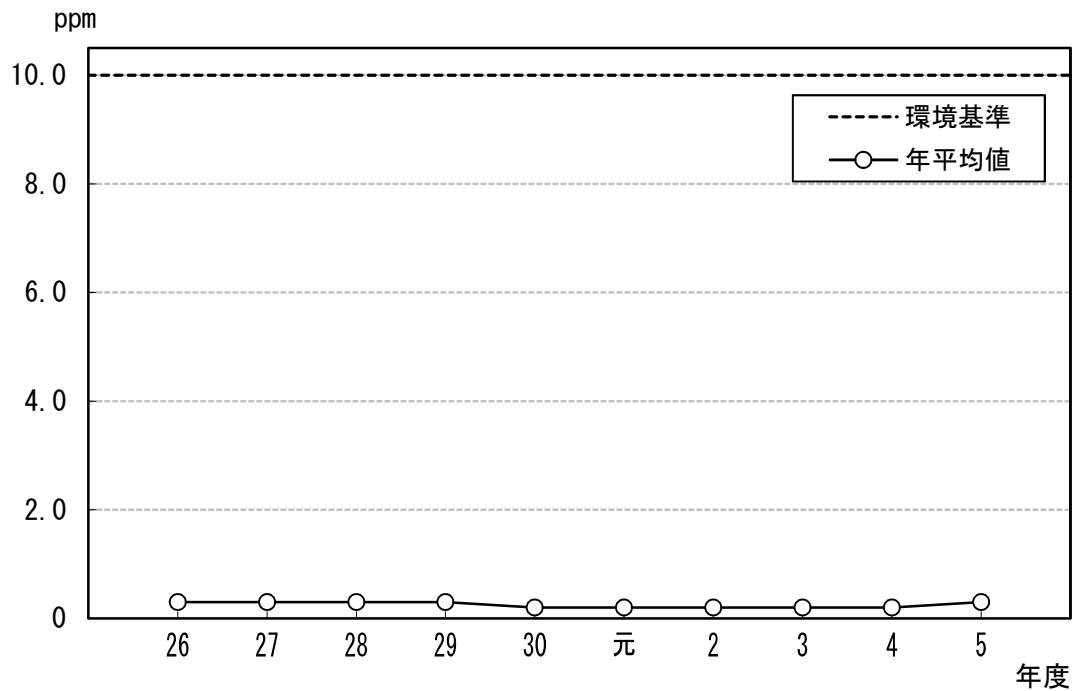


図 2.1.7 一酸化炭素濃度の年平均値の経年変化

力 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している粒子状物質のうち、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下のものを微小粒子状物質（PM2.5）^{*}といいます。この粒径は、毛髪の太さの約 30 分の 1、スギ花粉の約 12 分の 1 に相当する、非常に小さな粒子です（図 2.1.8）。

肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎等の呼吸器系疾患を引き起こすおそれがあるため、平成 21 年 9 月に環境基準^{*}が定められました（表 2.1.17）。

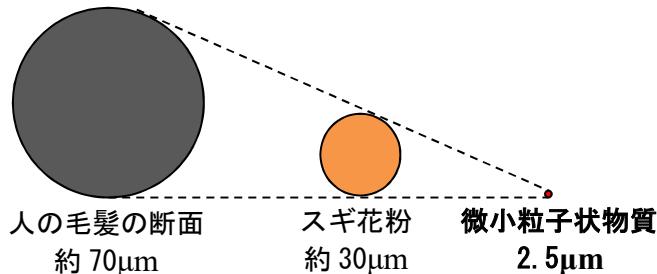


図 2.1.8 微小粒子状物質の大きさの比較

表 2.1.17 微小粒子状物質の環境基準

環境上の条件	1 年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
評価方法	〈短期基準〉 測定結果の 1 日平均値のうち年間 98 パーセンタイル値を短期基準（1 日平均値）と比較する。
	〈長期基準〉 測定結果の 1 年平均値を長期基準（1 年平均値）と比較する。

1) 98 パーセンタイル値：1 年間に測定されたすべての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方へ順に並べたときに、低い方（最低値）から数えて 98% 目の日数に該当する日平均値

令和 5 年度は、3 測定局すべてにおいて、短期基準および長期基準を達成しました（表 2.1.18）。年平均値は、一般局および自排局とともに、緩やかな減少傾向にあります（図 2.1.9）。

表 2.1.18 微小粒子状物質の環境基準達成状況

測定地点		年度 評価方法	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
一般局	南 平	短期基準	×	○	○	×	○	○	○	○	○	
		長期基準	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
	芝	短期基準	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
		長期基準	○	×	○	○	○	○	○	○	○	
自排局	神 根	短期基準	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
		長期基準	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

1) 「○」は達成、「×」は非達成を示す

2) 「—」は未測定を示す

3) ()内は、有効測定日数を満たしていないため、参考扱い

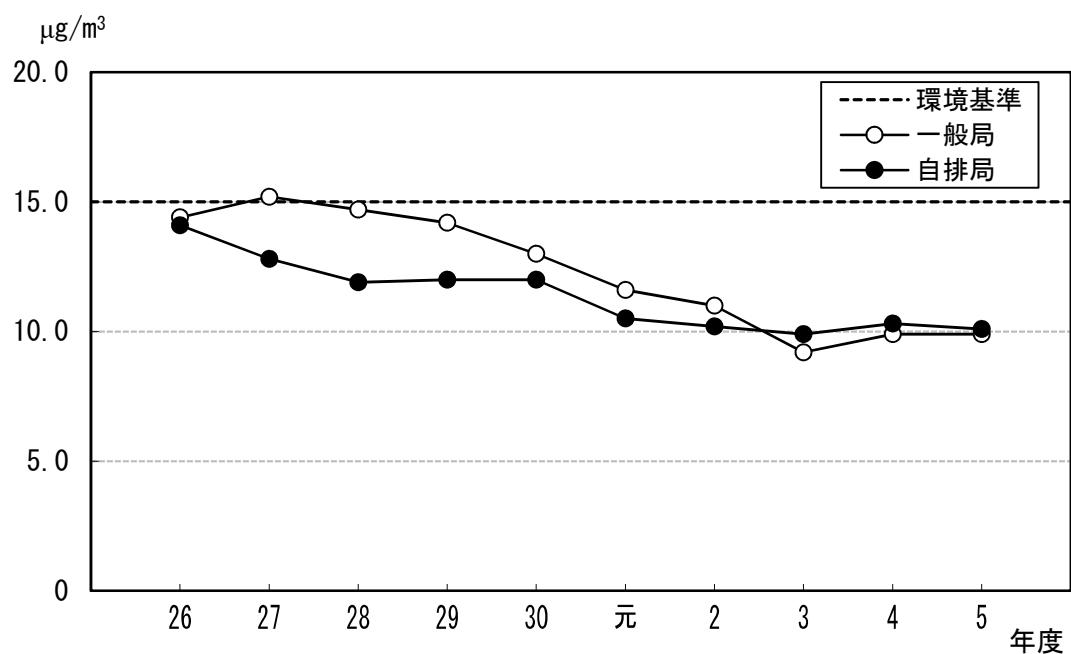


図 2.1.9 微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化

キ 非メタン炭化水素 (NMHC)

非メタン炭化水素は、炭素と水素のみで構成される化合物のうち、メタンを除いたものの総称です。発生源は、有機溶剤を取り扱う事業所や自動車の排出ガス等です。

非メタン炭化水素は、光化学オキシダントの原因物質でもあり、指針値が定められています（表 2.1.19）。

表 2.1.19 非メタン炭化水素の指針値

指針値	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にあること。
1) ppm	: 100 万分の 1 を表す単位
2) ppmC	: ppm と同じく 100 万分の 1 を表し、炭化水素に含まれる炭素数に換算した単位

令和 5 年度は、南平測定局（一般局）、安行測定局（自排局）ともに、指針値を超過する日が認められました。また、過去 10 年間における非メタン炭化水素濃度および指針値を超過する日数の割合は、緩やかな減少傾向にあります（図 2.1.10 および図 2.1.11）。

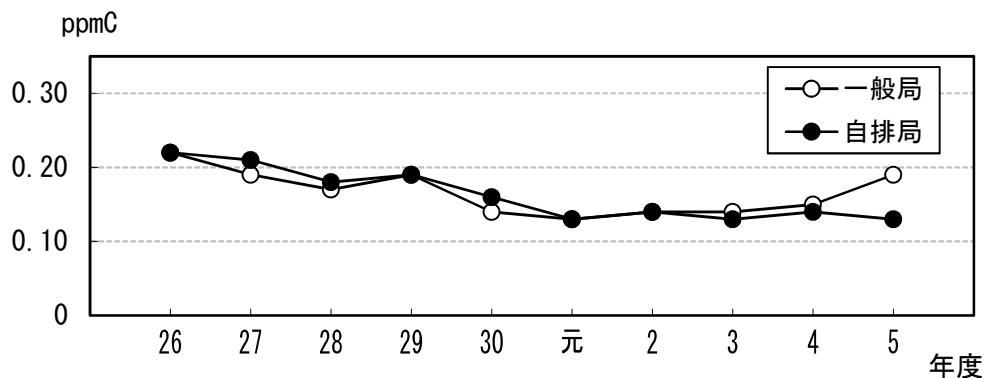


図 2.1.10 非メタン炭化水素濃度の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値の年平均値の経年変化

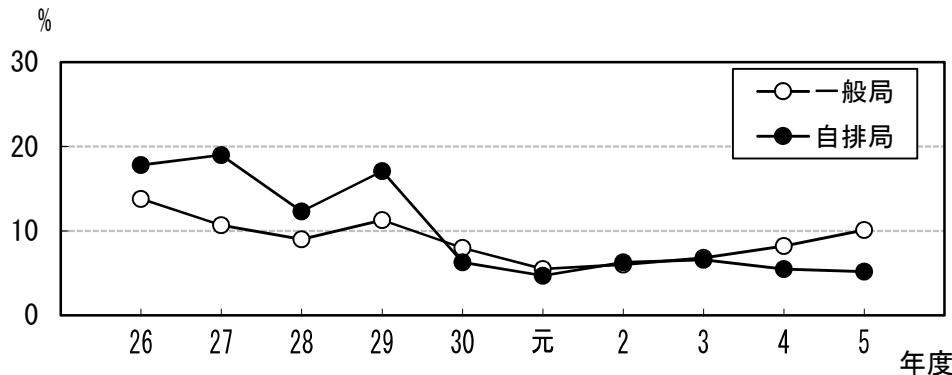


図 2.1.11 非メタン炭化水素濃度の午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値が指針値 (0.31ppmC) を超えた日数の割合

(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) の成分分析

微小粒子状物質 (PM2.5)^{*}による大気汚染^{*}の原因を把握するため、国が策定する事務処理基準により、平成26年1月から2測定局（南平測定局、芝測定局）で測定しています。

令和5年度の測定による主な成分は、イオン成分（硫酸イオン、硝酸イオン、塩化物イオンおよびアンモニウムイオン）と炭素成分（有機炭素および元素状炭素）であり、全体の7割程度を占めていました。

成分構成の季節変動については、気温が高いと粒子化しにくい硝酸イオンと塩化物イオンは、夏季に減少する傾向が見られました。一方で、日射により生成反応が活発になる硫酸イオンは、春季・夏季に濃度が高くなる傾向が見られました（図2.1.12）。

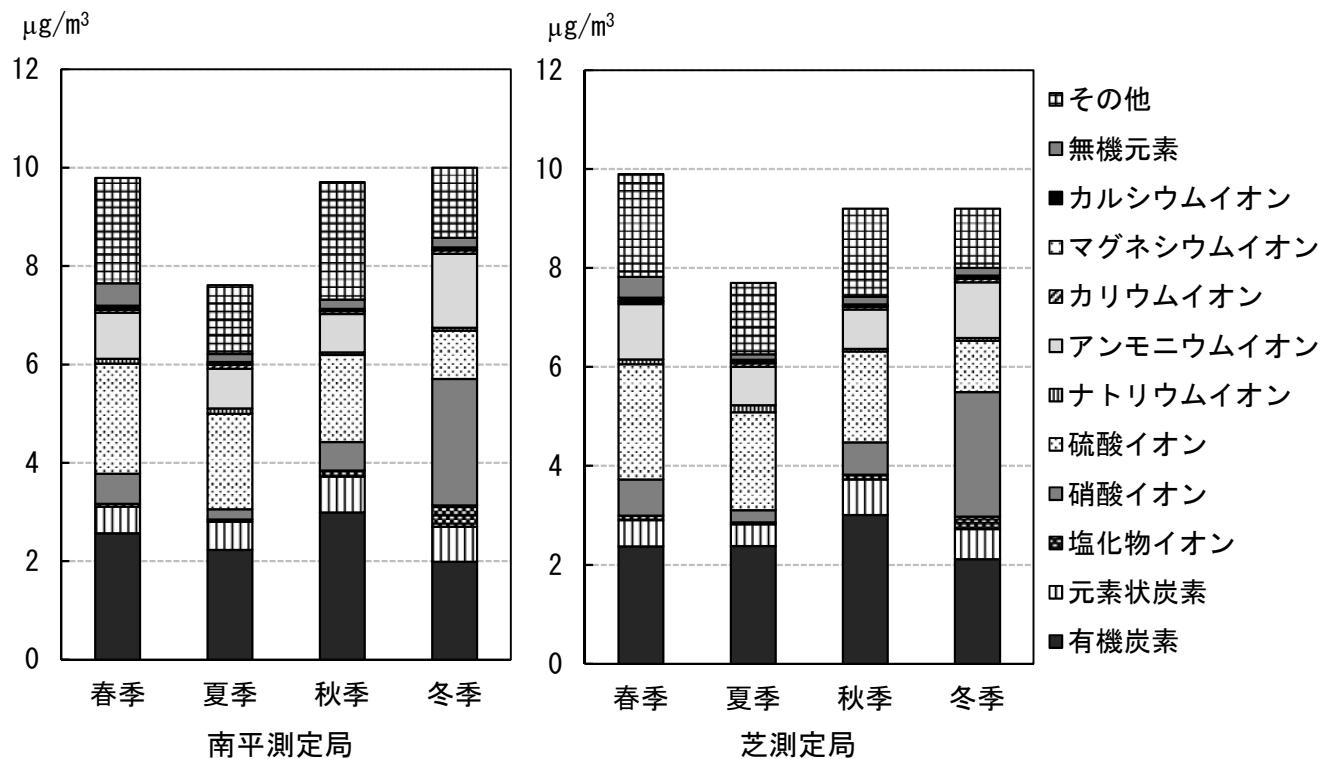


図2.1.12 令和5年度 微小粒子状物質の成分濃度

微小粒子状物質の発生は、物質の燃焼等により直接排出される一次粒子と、ガスとして排出された後に大気中で化学反応等により粒子化する二次粒子に分けられます（図 2.1.13）。

一次粒子である元素状炭素は、炭化水素*が高温で不完全燃焼すると生成します。発生源は、事業所のばい煙*、粉じん*およびディーゼル機関の黒煙等です。

二次粒子である硫酸イオン、硝酸イオンおよび塩化物イオンは、硫黄酸化物、窒素酸化物*および塩化水素がそれぞれの主な原因物質といわれています。

関東地方における成分構成のうち、元素状炭素、硝酸イオンおよび塩化物イオンは、主に関東圏周辺で発生したものと考えられています。一方で、硫酸イオンについては、比較的遠方まで運ばれやすい成分とされています。

このため、硫酸イオンは、大陸からの越境汚染の影響を調査するうえで重要な指標となっています。

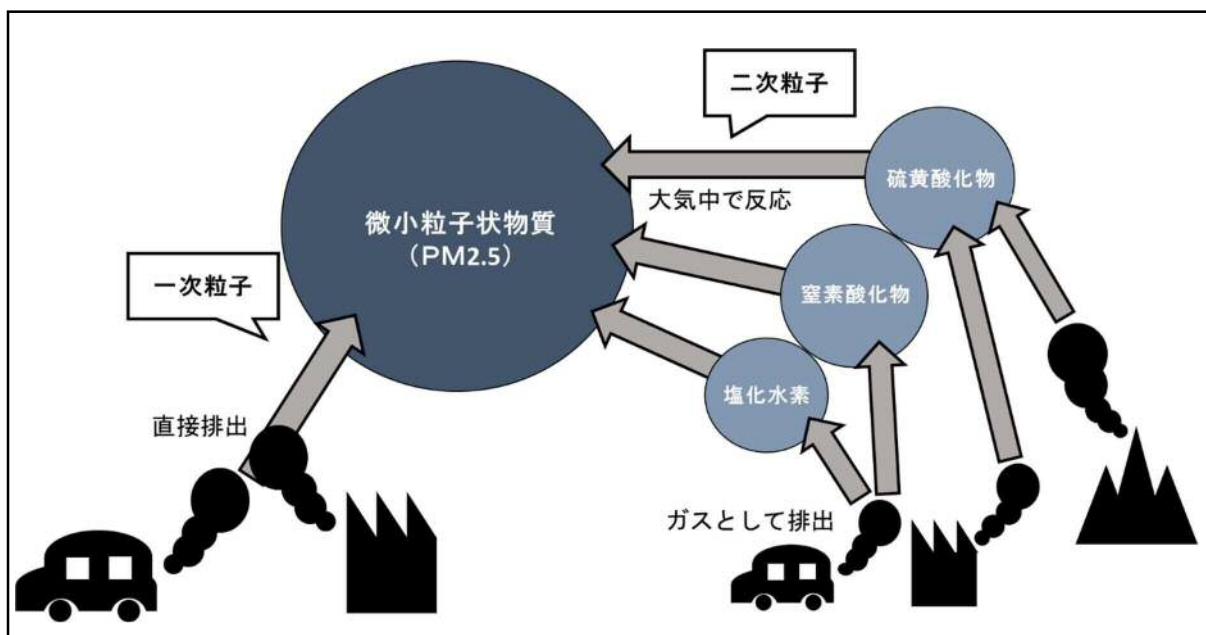


図 2.1.13 微小粒子状物質の主な生成メカニズム（模式図）

(3) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質による大気汚染^{*}の状況を把握するため、4 地点（南平測定局、芝測定局、神根測定局および石神配水場）で測定しています（図 2.1.14）。



図 2.1.14 試料採取の状況（神根測定局）

有害大気汚染物質は、継続的に摂取することにより人の健康を損なう、又はそのおそれのある化学物質として、248 物質が該当します。これらは、製造、使用などさまざまな過程から大気中に排出されます。発生源は、事業所から排出される溶剤等を含むばい煙^{*}や自動車の排出ガス等です。これら物質の中で、健康リスクがある程度高いと考えられ、優先的に対策に取り組むべき物質（優先取組物質）のうち、21 物質を測定しています。そのうち、ベンゼン^{*}、トリクロロエチレン^{*}、テトラクロロエチレン^{*}およびジクロロメタン^{*}の 4 物質については、環境基準^{*}が定められています（表 2.1.20）。

表 2.1.20 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1 年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

これら4物質を測定したすべての地点において、令和5年度は、環境基準*を達成しました。

また、過去10年間においても、環境基準を達成しています（図2.1.15、図2.1.16、図2.1.17および図2.1.18）。

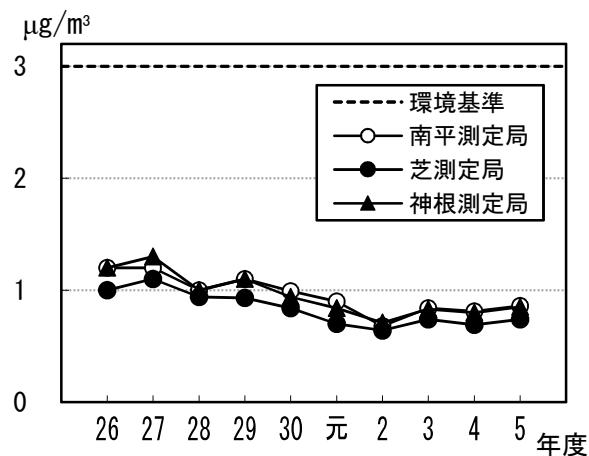


図2.1.15 ベンゼン濃度の年平均値の経年変化

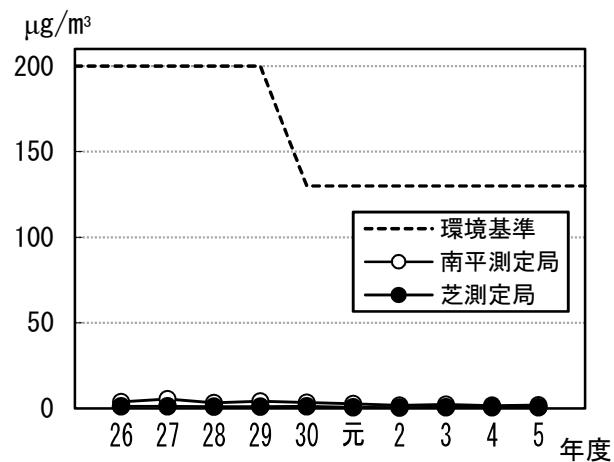


図2.1.16 トリクロロエチレン濃度の年平均値の経年変化

- 1) 平成30年度より、環境基準 $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ から $130\mu\text{g}/\text{m}^3$ に改定

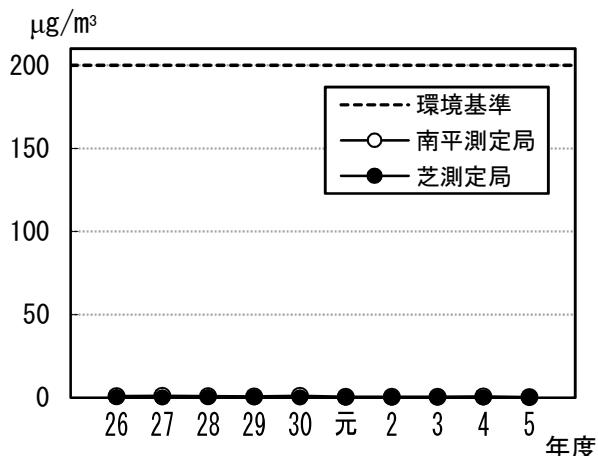


図2.1.17 テトラクロロエチレン濃度の年平均値の経年変化

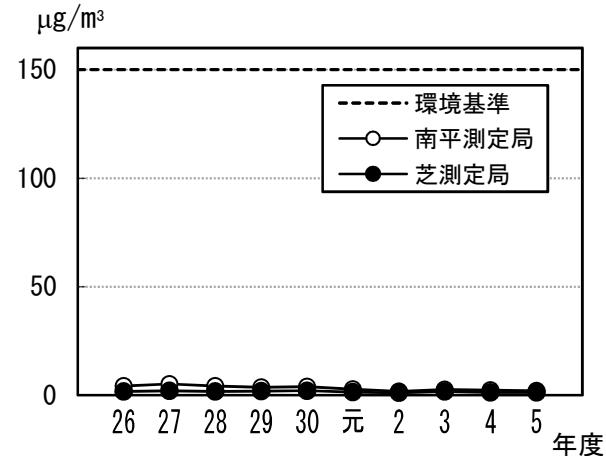
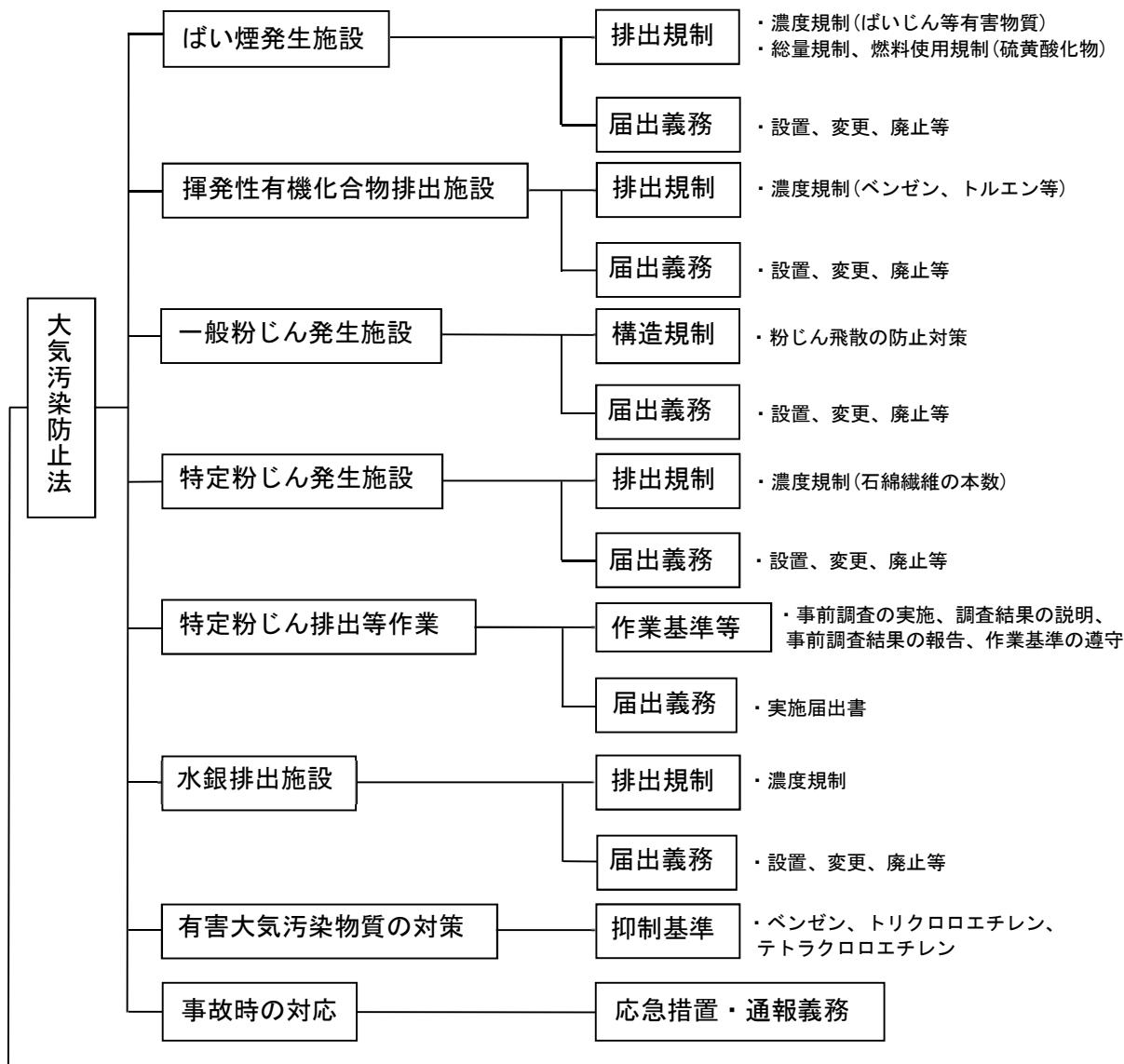


図2.1.18 ジクロロメタン濃度の年平均値の経年変化

2 対策

(1) 規制の体系

「大気汚染防止法*」のほか、「埼玉県生活環境保全条例*」に定められる施設を設置している事業所には、大気汚染*の拡散を防止するため、次のとおり規制が設けられています(図2.1.19)。また、埼玉県が制定する「大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づき、排出基準を定める条例」により、廃棄物焼却炉などから排出される有害物質に対し、全国一律の排出基準よりも厳しい基準が定められています。さらに、本市を含む埼玉県内の指定地域では、「指定ばい煙総量削減計画」に基づき、総量規制基準および燃料使用基準が適用されています。



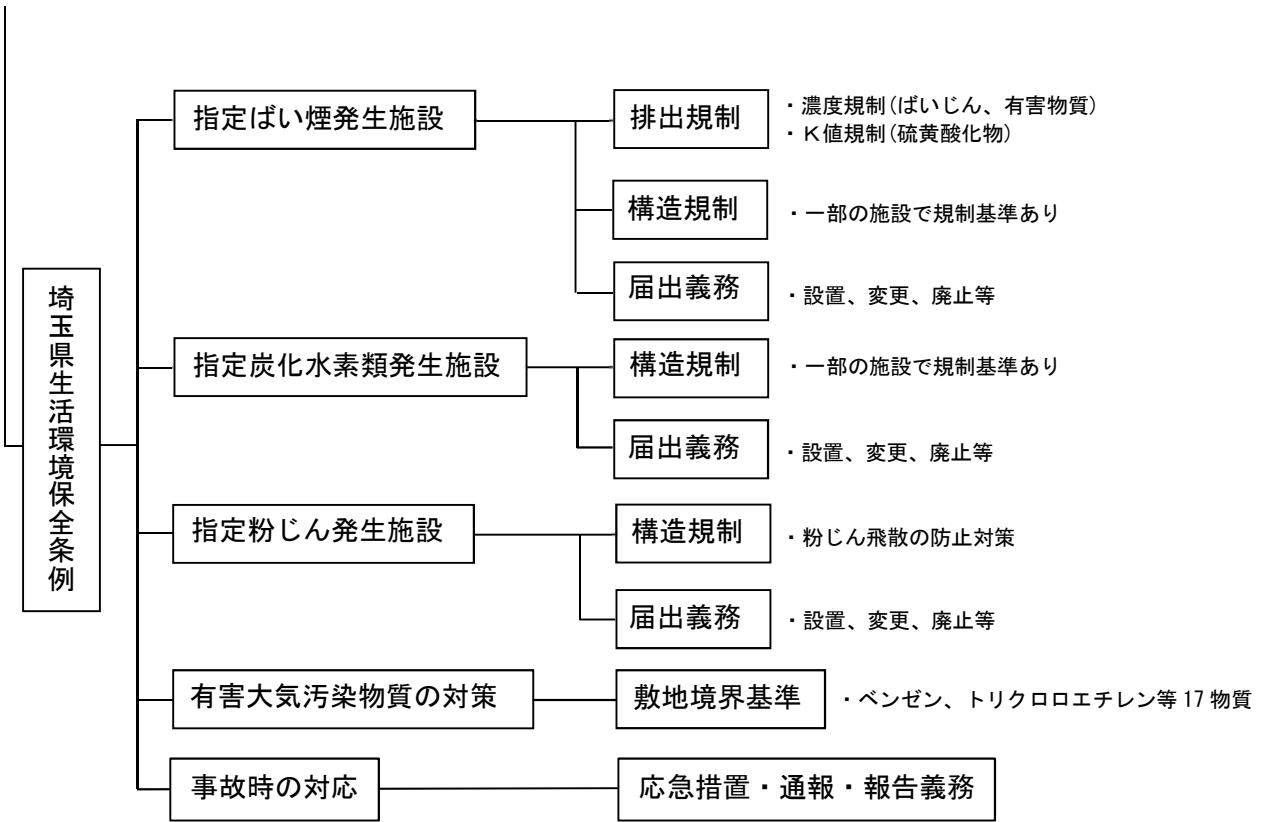


図 2.1.19 大気汚染防止法・埼玉県生活環境保全条例 規制体系図（抜粋）

(2) 事業者への規制

ア 法・条例に係る施設状況

「大気汚染防止法*」では、ばい煙*発生施設等（65 施設）を設置する事業者を規制の対象としています。また、「埼玉県生活環境保全条例*」では、指定施設（21 施設）を設置する事業者を規制の対象としています。本市の規制対象施設件数は、次のとおりです（表 2.1.21 および表 2.1.22）。

表 2.1.21 大気汚染防止法に係る施設件数

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区分	項目番号	施設の種類	施設件数
ばい煙発生施設	1	ボイラー	56
		小型ボイラー	67
	5	金属溶解炉	34
	6	金属加熱炉	14
	11	骨材乾燥炉	4
	12	製鋼用等の電気炉	1
	13	廃棄物焼却炉	5
	14	銅・亜鉛等精錬用溶解炉	3
	29	ガスタービン	30
	30	ディーゼル機関	101
	31	ガス機関	7
合 計			322
排出揮発性有機化合物	4	印刷回路用銅張積層板、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・粘着シートまたは剥離紙の製造における接着の用に供する乾燥施設	2
	6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	4
	7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	1
	合 計		7
発生施設一般粉じん	2	堆積場	13
	3	コンベア	13
	4	破碎機・摩碎機	1
	5	ふるい	2
	合 計		29
施排水設出銀	8	廃棄物焼却炉	5
	合 計		5

1) 項番号は、「大気汚染防止法施行令」別表第1、第1の2、第2および「大気汚染防止法施行規則」別表第3の3で定める施設の番号を示す

表 2.1.22 埼玉県生活環境保全条例に係る施設件数
(令和6年3月31日現在)

区分	項番号	施設の種類	施設件数
発生 指定 施設 ばい 煙	1	焙焼炉および焼結炉	2
	2	溶解炉(鋳造用)	2
	5	溶解炉(鉛の二次精錬用)	2
	6	溶解炉(アルミニウムの二次精錬用)	2
	7	廃棄物焼却炉	71
	合 計		79
発生 指定 施設 炭化 水素 類	2	給油用地下タンク	106
	4	ドライクリーニング用乾燥機	34
	5	製造設備	17
	6	使用施設	8
	合 計		165
発生 指定 施設 粉じん	1	堆積場	5
	2	コンベア	23
	3	破碎機・摩碎機	3
	4	破碎機(コンクリート用)	1
	6	ふるい	4
	8	バッチャープラント	11
	合 計		47

- 1) 項番号は、「埼玉県生活環境保全条例」別表第2第1号、第2第2号
および第2第3号で定める施設の番号を示す
- 2) 下線の施設は、法が対象としていない小規模な施設を対象としている

イ 立入検査状況

事業者によるばい煙*量等の測定結果や施設の維持管理状況について立入検査を実施し、適合しない場合には改善を指導します（表 2.1.23）。

なお、石綿（アスベスト）*が使用されている建築物等の解体等工事では、周辺環境への飛散防止対策、作業従事者の安全が求められることから、「大気汚染防止法*」に基づく届出および作業基準の遵守が義務付けられています。

本市では、届け出された全ての特定粉じん排出等作業に対して、除去作業の開始前に立入検査を実施し、隔離養生などの飛散防止対策を確認しています。

また、除去作業の後には埼玉県策定の「石綿飛散防止対策マニュアル」に基づく完了報告書により、近隣への飛散や除去の見落としの有無などを確認しています。

表 2.1.23 令和 5 年度 立入検査状況

区分	項目	届出事業所件数	立入検査件数		指導施設数
			事業所	施設	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	155	30	117	6
	揮発性有機化合物排出施設	3	2	5	0
	一般粉じん発生施設	12	3	7	1
	水銀排出施設	2	2	5	0
	特定粉じん排出等作業	10	14	28	0
	有害大気汚染物質排出事業所	3	1	1	0
埼玉県生活環境保全条例	指定ばい煙発生施設	75	23	23	12
	指定炭化水素類発生施設	57	5	6	3
	指定粉じん発生施設	17	2	9	0
	有害大気汚染物質排出事業所	23	3	—	—

- 1) 特定粉じん排出等作業における立入検査件数の内訳は、事業所欄が作業実施件数、施設欄が工区数
- 2) 「大気汚染防止法」に基づく有害大気汚染物質排出事業所は届出義務がないため、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく指定炭化水素類発生施設設置等届出書より把握した事業所数および施設数を計上
- 3) 「埼玉県生活環境保全条例」に基づく有害大気汚染物質排出事業所は届出義務がないため、同条例による特定化学物質取扱量報告書より把握した事業所数を計上
- 4) 指導施設数は、口頭指導と文書指導を行った施設数の合計を計上

△ 改正大気汚染防止法について

建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止を徹底するため、「改正大気汚染防止法」が一部の規定を除き、令和 3 年 4 月に施行されました。

石綿含有成形板等の不適切な除去により石綿が飛散した事例がみられたことから、全ての石綿含有建材に規制対象が拡大されるとともに、信頼性の確保のため、事前調査の方法が法定化されました。

さらに、令和 4 年 4 月から、建築物の解体等の作業を行うときは、石綿含有建材の有無に関わらず、元請業者等が事前調査結果を自治体へ報告すること、令和 5 年 10 月からは、建築物石綿含有建材調査者等（有資格者）による事前調査が義務付けられました。

(3) 自動車の排出ガス

自動車の排出ガス規制は、昭和41年9月の一酸化炭素規制*から始まり、その後、規制対象物質の追加等により、逐次、規制が強化されてきました。

その一方で、自動車の急速な普及のため、特に大都市周辺で窒素酸化物*、浮遊粒子状物質の減少とはなりませんでした。このため、更なる規制強化の必要性から、平成4年12月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x法）」が、平成20年1月には、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）*」が施行されました。

また、平成15年10月に八都県市（現「九都県市*」）によりディーゼル車規制が始まりました。これは、微粒子除去装置を装着していないディーゼル車に対して、八都県市への乗り入れを禁止したものです。この結果、特に浮遊粒子状物質の濃度が大幅に減少しました。

本市では、環境月間に関東運輸局埼玉運輸支局、川口警察署等の関係機関と合同で、通行車両の街頭検査を実施し、排出ガス中の一酸化炭素および炭化水素*濃度の測定や定期点検実施の呼びかけを行っています。この他、アイドリングストップ*の励行、市民、事業者に対する啓発活動も行っています。

(4) 野外焼却

野外焼却（野焼き）は、適正な焼却炉を用いずにドラム缶などで廃棄物*等を焼却する行為で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「埼玉県生活環境保全条例*」により禁止されています。こうした行為は、不完全燃焼を起こし、煙や悪臭に加え、ダイオキシン類*や微小粒子状物質（PM_{2.5}）*の発生につながります。例外として、風俗慣習上や宗教上の行事のために必要な焼却（例：お焚き上げ等）、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却（例：稻わらの焼却等）などがありますが、近隣に影響しないものに限ります。

本市では、広報紙等による啓発やパトロールを実施するなど、野外焼却の対策に取り組んでいます。

令和5年度は、野外焼却防止指導24件、野外焼却パトロール19回の実施をしました。

(5) 光化学スモッグによる被害の防止

「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」に基づき、光化学スモッグ注意報等が発令されます。発令の種類は、注意報（光化学オキシダント濃度が1時間値0.12ppm*以上で継続すると認められるとき）、警報（同0.20ppm）、重大緊急報（同0.40ppm）に区分されます。令和5年度は市域が属する県南部地区で注意報が6回発令されました（表2.1.24および図2.1.20）。なお、警報は平成18年度以降、発令されていません。

注意報等が発令された場合には、防災行政無線での放送や公共施設での看板掲示等により周知します。

表2.1.24 光化学スモッグ注意報の発令日数

年度	区域	注意報発令日数						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
26	埼玉県域	0	0	3	7	3	0	13
	県南部地区	0	0	1	5	3	0	9
27	埼玉県域	0	2	0	9	5	0	16
	県南部地区	0	1	0	7	5	0	13
28	埼玉県域	0	0	0	1	0	0	1
	県南部地区	0	0	0	1	0	0	1
29	埼玉県域	0	4	3	7	1	0	15
	県南部地区	0	2	1	3	0	0	6
30	埼玉県域	1	1	1	4	3	0	10
	県南部地区	1	1	0	2	3	0	7
元	埼玉県域	0	4	0	1	3	1	9
	県南部地区	0	2	0	1	2	1	6
2	埼玉県域	0	0	1	0	6	0	7
	県南部地区	0	0	1	0	5	0	6
3	埼玉県域	0	0	0	0	2	0	2
	県南部地区	0	0	0	0	2	0	2
4	埼玉県域	0	0	3	2	3	0	8
	県南部地区	0	0	2	2	1	0	5
5	埼玉県域	0	1	0	5	0	1	7
	県南部地区	0	1	0	4	0	1	6

1) 本市は県南部地区に属する

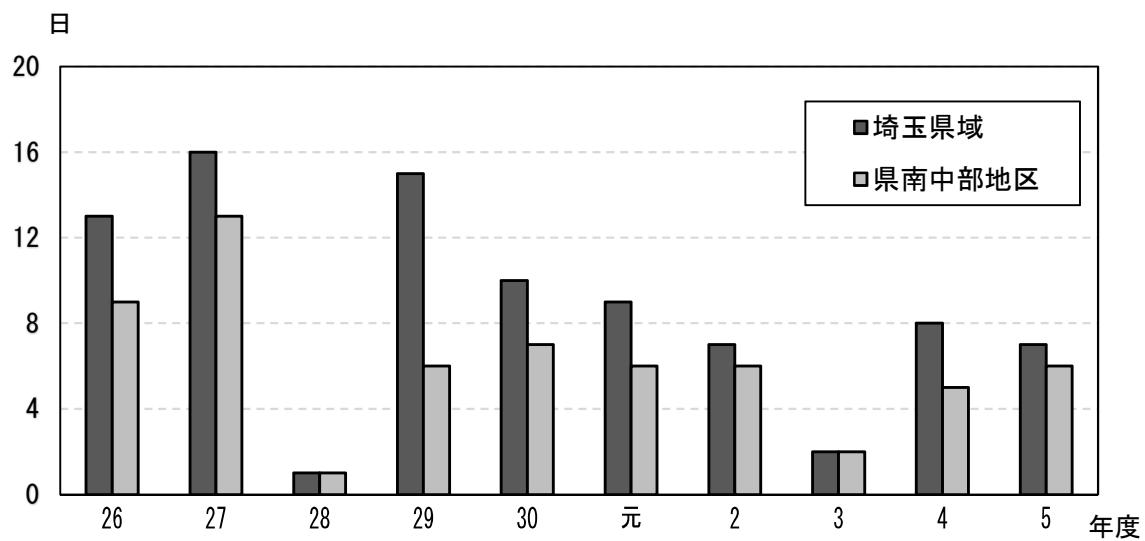


図 2.1.20 光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化

(6) 微小粒子状物質（PM2.5）による被害の防止

「埼玉県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起要綱」に基づく注意喚起基準により、暫定指針値の日平均値（ $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超過すると予測される場合に注意喚起されます（表 2.1.25 および表 2.1.26）。令和 5 年度に、市域が属する県南中部地区において、初めて注意喚起が 1 回行われました。

注意喚起が行われた場合には、防災行政無線での放送や公共施設での看板掲示等により周知します。

表 2.1.25 埼玉県の注意喚起判断基準（川口市を含む地域・地区に適用）

午前の予測 判断方法	県南部地域におけるPM2.5の一般大気環境測定局について、次の値を算出。 1. 測定局ごとに早朝3時間(4時から7時まで)の測定値の平均を算出 2. 1の値から2番目に大きい数値を決定 2番目に大きい数値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過している場合、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過するおそれがあると判断する。 なお、注意喚起の範囲は、県南部地域全域となる。
正午の予測 判断方法	県南中部地区におけるPM2.5の一般大気環境測定局について、測定局ごとに午前中8時間(4時から12時まで)の測定値の平均を算出。 算出された平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過している測定局が存在する場合、日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過するおそれがあると判断する。 なお、注意喚起の範囲は、県南中部地区となる。
夕方の予測 判断方法	県南中部地区におけるPM2.5の一般大気環境測定局について、【基準1】と【基準2】に沿って判断する。 【基準1】午後から急激に濃度が上昇するケースに対応した基準 1つの測定局において、次の1から4を全て満たす場合 1. 13時から16時の3時間における測定値平均が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 2. 14時から17時の3時間における測定値平均が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 3. 0時から16時の16時間における測定値平均が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 4. 0時から17時の17時間における測定値平均が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 【基準2】終日高濃度のケースに対応した基準 1つの測定局において、次の1・2を全て満たす場合 1. 0時から16時の16時間における測定値平均が $65\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 2. 0時から17時の17時間における測定値平均が $65\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以上 気象条件を考慮しつつ、【基準1】もしくは【基準2】に該当する測定局が存在する場合、1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過するおそれがあると判断する。 なお、注意喚起の範囲は、県南中部地区となる。

1) 県南中部地区は県南部地域内の一地区である

表 2.1.26 埼玉県の注意喚起解除判断基準（川口市を含む地区に適用）

解除の 判断方法	県南中部地区における全てのPM2.5の一般大気環境測定局について、13時以降に次の1・2を全て満たした値に改善した場合に、注意喚起を解除する。 1. 1時間値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 2. 引き続く1時間値が $40\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 隣接地区的濃度推移も考慮しつつ、判断する。 なお、解除の判断は19時30分までとし、それまでに解除されない場合、24時をもって自動解除とする。夕方の予測にて注意喚起を行なうべきと判断された場合、解除基準を適用せず24時の解除とする。また、解除の範囲は、県南中部地区となる。
---------------------	--

第2節 ダイオキシン類

ダイオキシン類*は、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾーフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、主に廃棄物*の焼却によって発生します。

ダイオキシン類による汚染は、平成10年に大阪府において高濃度の土壤汚染*が見つかり、平成11年に埼玉県西部の産業廃棄物焼却施設密集地域における野菜の汚染が報道され、大きな社会問題となりました。これを受け、平成12年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法*」が施行されました。

ダイオキシン類による汚染状況を把握するため、法第26条第1項に基づき、「埼玉県ダイオキシン類大気常時監視実施計画」および「同ダイオキシン類常時監視に係る調査測定（公共用水域・地下水・土壤）実施計画」と市独自に定めた実施計画により、常時監視*をしています。なお、測定結果は、法第26条第2項に基づき、国および埼玉県に毎年報告しています。

また、ダイオキシン類による環境汚染の防止のため、法第34条第1項に基づき、特定施設を設置している事業者を検査し、報告を求め、必要な助言・指導をしています。

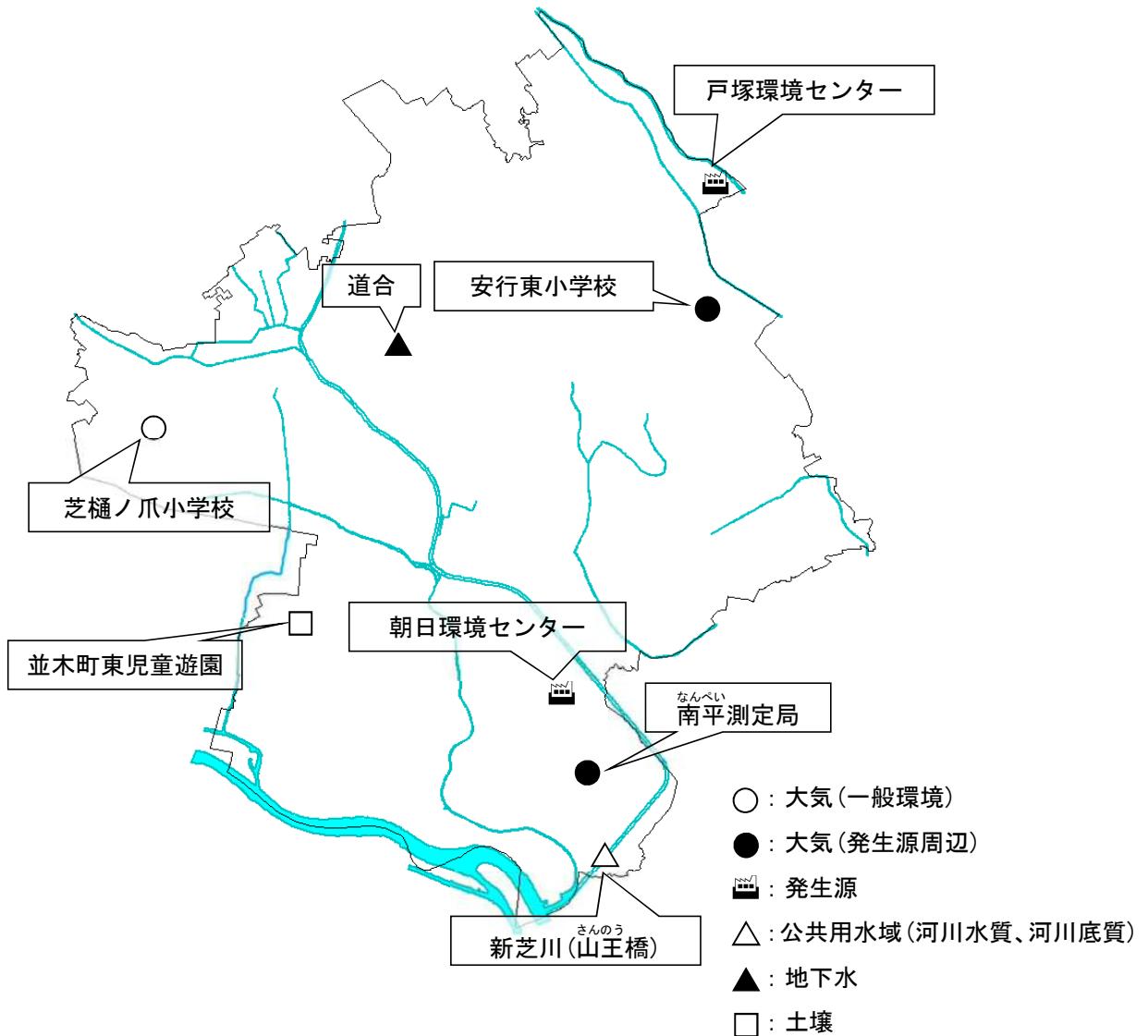
1 現況

大気、公共用水域*（河川水質および河川底質）、地下水および土壤について測定しています（図2.2.1および図2.2.2）。



図2.2.1 試料採取の状況

- 1) 左から大気、河川水質、土壤の採取



測定地点	所在地	測定地点	所在地
戸塚環境センター	藤兵衛新田 290	安行東小学校	安行出羽 4-1-1
朝日環境センター	朝日 4-21-33	芝樋ノ爪小学校	芝樋ノ爪 2-10-48
南平測定局	東領家 2-27-1 領家第一公園敷地内	並木町東児童遊園	並木 2-8

図 2.2.2 令和5年度 ダイオキシン類の測定地点

令和5年度は、大気3地点（南平測定局、安行東小学校、芝樋ノ爪小学校）、公共用水域1地点（新芝川（山王橋））、地下水1地点（道合）および土壤1地点（並木町東児童遊園）で測定し、すべて環境基準*を達成しました（表2.2.1）。

また、過去10年間においても、すべての区分が環境基準を達成しています（表2.2.2、図2.2.3、図2.2.4および図2.2.5）。

表2.2.1 令和5年度 ダイオキシン類測定結果

区分		測定地点	測定結果 (換算値)	環境基準達成状況	環境基準
大 気		南平測定局	0.023	○	0.6以下 (pg-TEQ/m ³)
		安行東小学校	0.016	○	
		芝樋ノ爪小学校	0.014	○	
公共用水域	河川水質	新芝川（山王橋）	0.61	○	1以下 (pg-TEQ/L)
	河川底質		7.3	○	150以下 (pg-TEQ/g)
地 下 水		道合	0.062	○	1以下 (pg-TEQ/L)
土 壤		並木町東児童遊園	0.13	○	1,000以下 (pg-TEQ/g)

1) ダイオキシン類は、種類によって毒性の強さが大きく異なることから、TEQ（毒性等量）として換算された値で表示する

2) 大気、河川水質は年2回の平均値

3) 「○」は達成を示す

表2.2.2 ダイオキシン類の環境基準達成状況

区分		年 度									
		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
大 気		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公共用水域	河川水質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	河川底質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地 下 水		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
土 壤		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

1) 「○」は達成を示す

2) 大気および土壤は、調査した全ての測定地点で環境基準を達成した場合、「○」とする

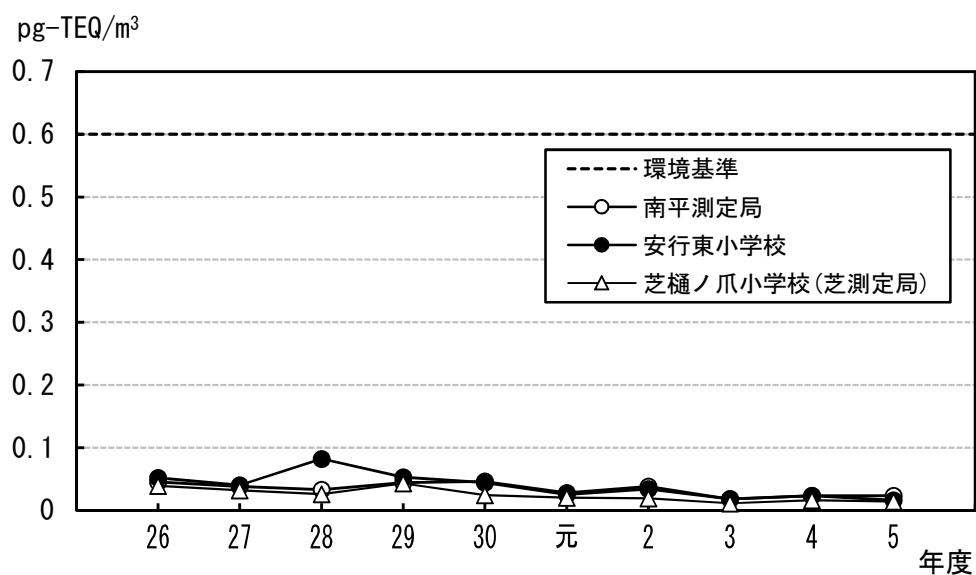


図 2.2.3 ダイオキシン類（大気）濃度の経年変化
1) 平成 28 年度から芝測定局に代えて芝樋ノ爪小学校で測定

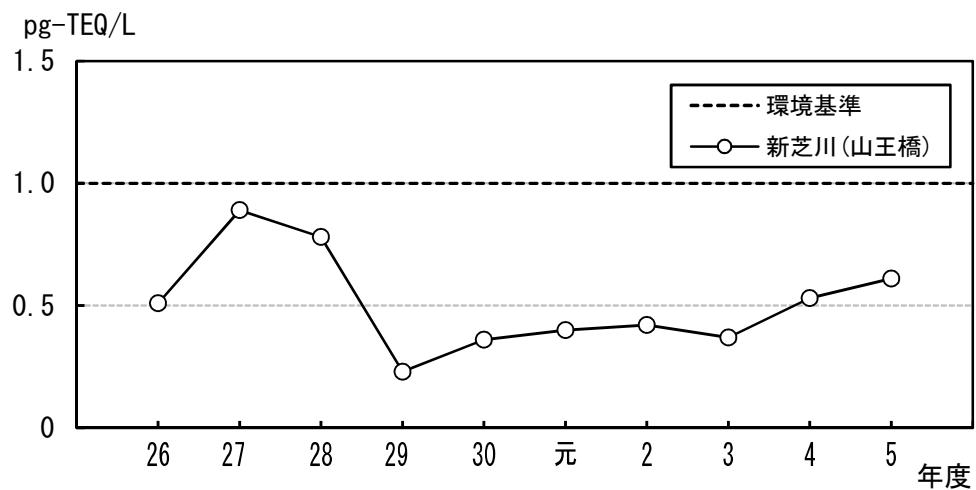


図 2.2.4 ダイオキシン類（河川水質）濃度の経年変化

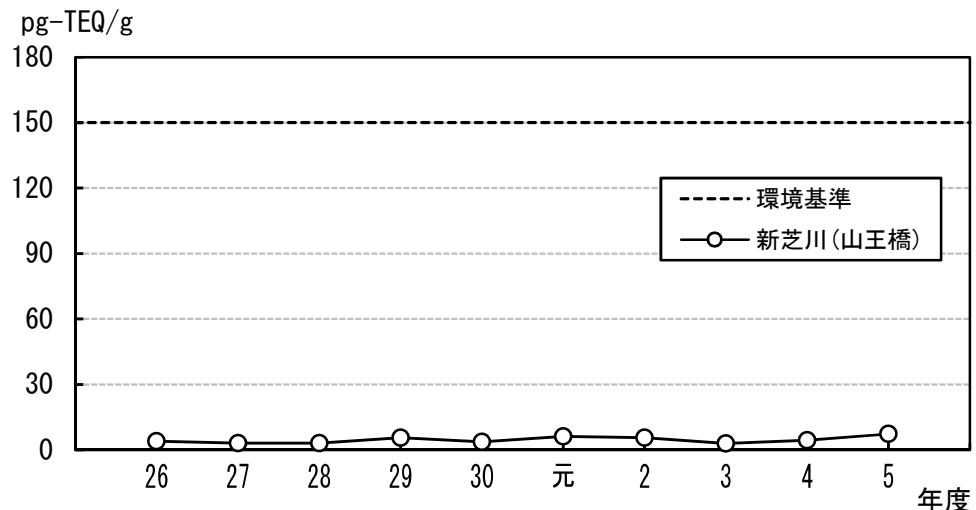


図 2.2.5 ダイオキシン類（河川底質）濃度の経年変化

2 対策

(1) 規制の体系

「ダイオキシン類対策特別措置法*」に定められる施設を設置している事業所には、ダイオキシン類*による環境汚染の防止のため、次のとおり規制が設けられています（図 2.2.6）。

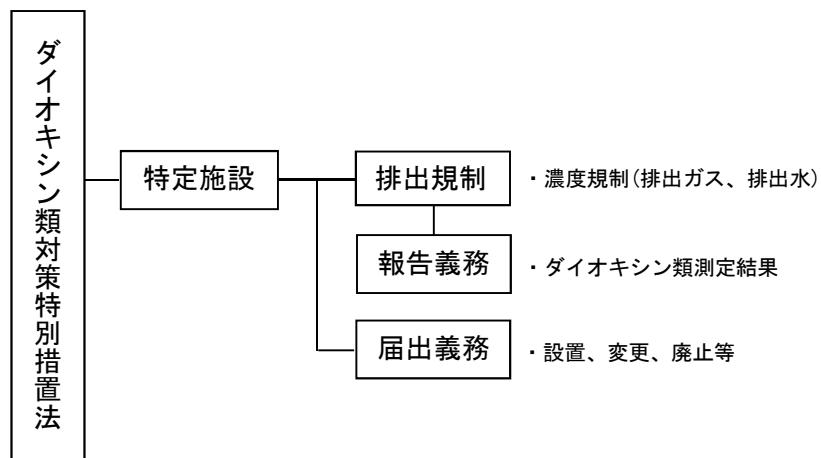


図 2.2.6 ダイオキシン類対策特別措置法 規制体系図（抜粋）

(2) 施設状況

特定施設（大気基準適用施設 5 施設、水質基準対象施設 19 施設）を設置する事業者を規制の対象としています。

本市の規制対象施設件数は、次のとおりです（表 2.2.3）。

表 2.2.3 ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設件数

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

区分	号番号	施設の種類	施設件数	
大気基準適用施設	2	製鋼用電気炉	1	
	5	廃棄物焼却炉 (4t/h 以上)	5	
		廃棄物焼却炉 (50kg/h 以上 100kg/h 未満)	1	
水質基準対象施設	15	大気基準適用施設である廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん装置	3	
		大気基準適用施設である廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの	2	
施 設 件 数 合 計			12	
事 業 所 件 数 合 計			4	

1) 号番号は、「ダイオキシン類対策特別措置法施行令」別表第 1 および第 2 で定める特定施設の番号を示す

(3) 立入検査状況

事業者による排出ガス等の測定や施設の設置状況について立入検査を実施し、適合しない場合には改善を指導します（表 2.2.4）。

表 2.2.4 令和5年度 立入検査状況

施 設 の 種 類	対象 事業所 件数	立入検査数		指導 件数
		施設 件数	事業所 件数	
大気基準 適用施設	製鋼用電気炉	1	0	0
	廃棄物焼却炉	3	6	3
	小 計	4	6	3
水質基準 対象施設	大気基準適用施設である廃棄物 焼却炉において生ずる灰の貯留 施設であって汚水等を排出する もの	1	1	1
合 計		4	7	3

- 1) 水質基準対象施設は、循環使用または公共下水道接続により、公共用水域に排出水を排出しないものを対象から除く
- 2) 事業所件数は、大気基準適用施設および水質基準対象施設を設置する事業所があるため、合計が一致しないことがある

第3節 化学物質

1 現況

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」では、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、P R T R 制度と S D S 制度を柱としています（図 2.3.1 および表 2.3.1）。

P R T R 制度とは、事業所から環境へ排出される量および廃棄物*に含まれて事業所の外へ移動等する量を事業者が自ら把握、本市を経由して国に届け出し、国が集計結果を公表する制度です。制度で対象とする化学物質は、第一種指定化学物質（515 物質）です。

S D S 制度とは、法で指定された化学物質やこれを含有する製品を他の事業者に譲渡・提供する際に、その性状および取り扱いに関する情報（S D S :Safety Data Sheet）を提供する制度です。制度で対象とする化学物質は、第一種指定化学物質（515 物質）および第二種指定化学物質（134 物質）です。

また、「埼玉県生活環境保全条例*」では、事業所が取り扱った量を事業者が自ら把握し、本市に報告します。条例で対象とする化学物質は、法対象の化学物質を含む特定化学物質（663 物質）です。加えて、法と同様に、S D S の提供のほか、化学物質を適正に管理するための措置の手順書の作成、環境負荷低減主任者の選任等が必要となります。

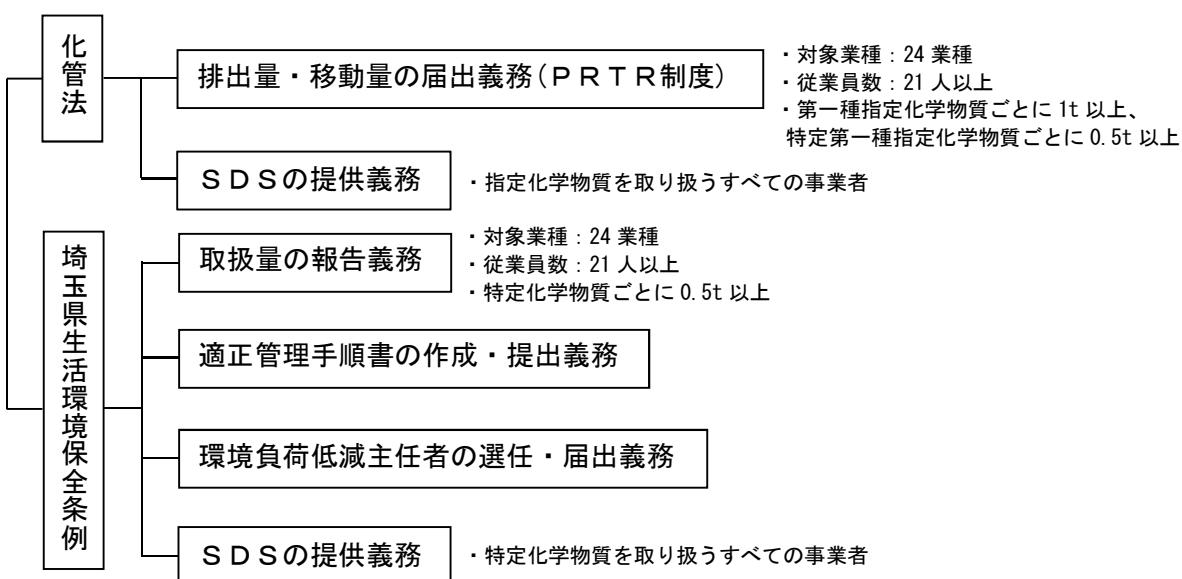


図 2.3.1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）・埼玉県生活環境保全条例 規制体系図（抜粋）

表 2.3.1 特定化学物質の分類

県条例 化管法	第一種指定化学物質 (515 物質)	人や生態系への有害性があり、環境中に広く継続的に存在すると認められている物質	特定化学物質
	特定第一種指定 化学物質 (23 物質)	第一種指定化学物質の中でも、発がん性などが認められる特に危険性が高い物質	
	第二種指定化学物質 (134 物質)	第一種指定化学物質と同等の有害性を有するおそれがあり、使用量、製造量の増加により、相当広範な地域の環境において、今後継続して存在することが見込まれる物質	
	「埼玉県生活環境保全条例施行規則」で定める物質 (14 物質)	人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれのある物質	

①

△ 指定化学物質の見直しについて

最新の有害性に関する知見等に基づいた対象物質の見直しの結果、「改正化管法施行令」が令和 5 年 4 月に施行されました。本改正により、第一種指定化学物質が 462 物質から 515 物質、第二種指定化学物質が 100 物質から 134 物質に変更となりました。

なお、改正後の対象物質の排出・移動量の把握は令和 5 年度から、届出は令和 6 年度から実施となります。

2 対策

(1) 法・条例に係る届出状況

令和 5 年度の排出量等の届出・報告については、「化管法」が 79 件、「埼玉県生活環境保全条例*」が 89 件でした（表 2.3.2）。

また、対象の事業所に対して、電子申請の利便性等を周知し、電子申請による届出・報告を促しています。

表 2.3.2 令和 5 年度 排出量等の届出・報告事業所件数

届出方法		件数	報告方法		件数
化管法	紙媒体による届出	14	県条例	紙媒体による報告	22
	磁気ディスクによる届出	0			
	電子申請による届出	65		電子申請による報告	67
	合 計	79		合 計	89

1) 届出・報告された排出量等は前年度分(令和 4 年度)の実績である

(2) 排出量・移動量・取扱量

「化管法」に基づく令和4年度分の第一種指定化学物質の排出量は合計で121t、同じく下水道への移動量や事業所の外への移動量は合計で488tであり、排出量・移動量の合計は609tでした（表2.3.3および図2.3.2）。

排出量・移動量の合計における上位5物質を見ると、トルエンが306t、マンガン*及びその化合物が125t、アセトニトリル*が22t、ニッケル*化合物が18t、ヒドロキノン*が15tとなっており、排出量・移動量の合計に対し、これら5物質が占める割合は79.8%となっています（図2.3.3）。

また、「埼玉県生活環境保全条例*」に基づく令和4年度分の特定化学物質の取扱量の合計は29,503tでした（表2.3.4）。

取扱量における上位5物質を見ると、トルエンが8,641t、ノルマルヘキサン*が3,094t、キシレン*が2,915t、1,2,4-トリメチルベンゼン*が2,120t、硝酸*が1,170tとなっており、取扱量の合計に対し、これら5物質が占める割合は60.8%となっています（図2.3.4）。

排出量・移動量の合計および取扱量が最も多いトルエンは、油性塗料や接着剤、ガソリン等に含まれています。

表2.3.3 令和4年度 第一種指定化学物質の排出量・移動量

（単位:t）

項目	量
排出量	大気への排出
	公共用海域への排出
	土壤への排出
	埋立処分
	排出量合計
移動量	下水道への移動
	事業所の外への移動
	移動量合計
排出量・移動量合計	

1) 排出量・移動量は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある

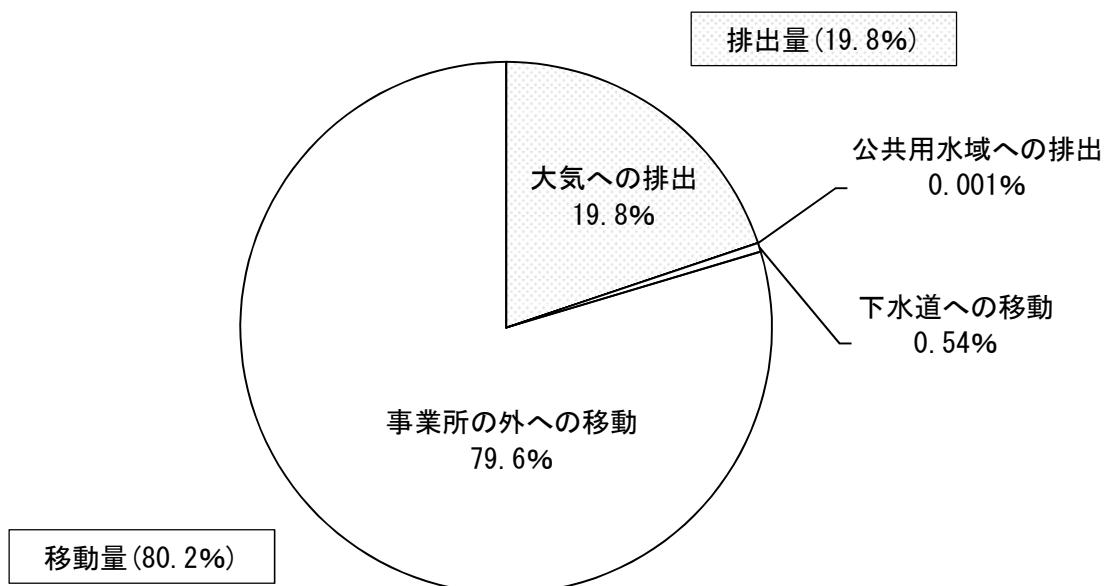


図 2.3.2 令和4年度 排出先・移動先の割合

- 1) 割合(%)は四捨五入していない排出量・移動量により算出している
- 2) 割合(%)は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

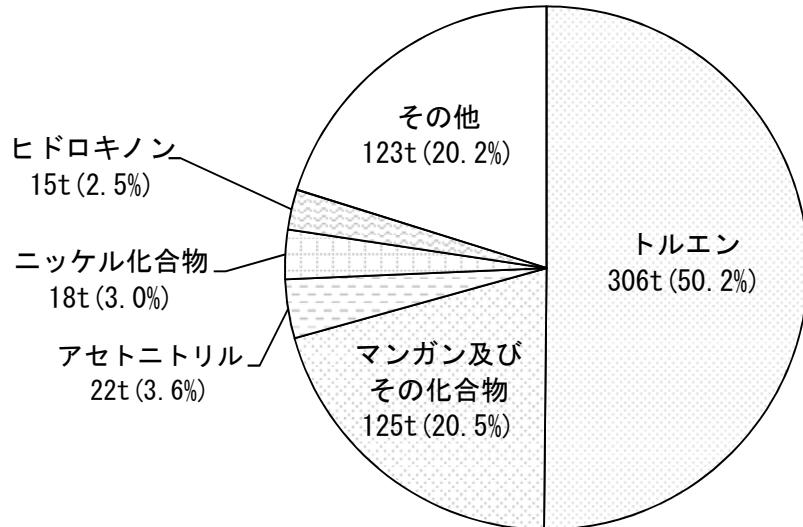


図 2.3.3 令和4年度 物質別排出量・移動量の合計と割合

- 1) 割合(%)は四捨五入していない排出量・移動量により算出している
- 2) 割合(%)は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

表 2.3.4 令和4年度 取扱量の内訳

(単位:t)

物 質 項 目	特 定 化 学 物 質			合 計
	第一種指定 化学物質	第二種指定 化学物質	「埼玉県生活 環境保全条例 施行規則」で 定める物質	
取 扱 量	25,719	435	3,349	29,503
使 用 量	7,459	15	3,339	10,813
製 造 量	1,372	420	10	1,802
取 り 扱 う 量	16,892	0	0	16,892

- 1) 取扱量とその内訳は、事業者から有効数字2桁で報告された量を集計して表記しているため、取扱量は内訳の合算値と一致しないことがある
 2) 取扱量とその内訳は、四捨五入して表記しているため、特定化学物質の合算値は合計と一致しないことがある

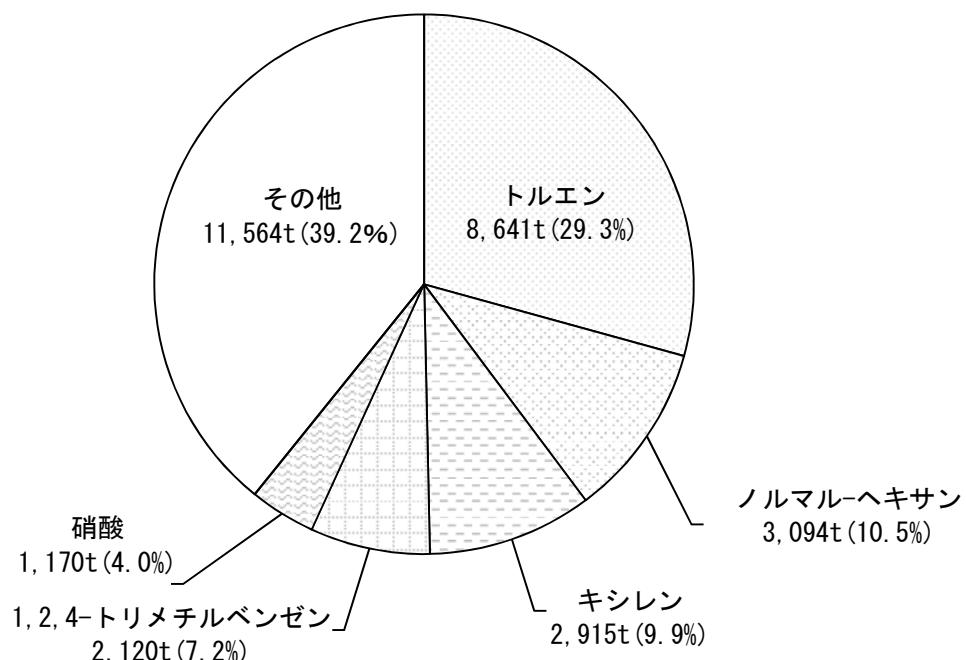


図 2.3.4 令和4年度 物質別取扱量の合計と割合

- 1) 割合(%)は、四捨五入していない取扱量により算出している
 2) 割合(%)は、四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

第4節 水環境

公共用水域*および地下水の水質の状況を把握するため、「水質汚濁防止法*」第15条第1項に基づき、「埼玉県公共用水域水質測定計画」および「同地下水質測定計画」と市独自に定めた実施計画により、常時監視*をしています(図2.4.1)。なお、測定結果は、法第15条第2項に基づき、国および埼玉県に毎年報告しています。

また、公共用水域の水質汚濁*や地下水汚染の未然防止のため、法第22条に基づき、汚水や廃液を発生する施設等を設置している事業者を検査し、報告を求め、必要な助言・指導をしています。



図 2.4.1 令和 5 年度 水環境の調査地点

1 現況

(1) 河川水質

「埼玉県公共用水域水質測定計画」による2地点（新芝川（山王橋）、藤右衛門川（論處橋））のほか、市独自に定めた実施計画による7地点（芝川（在家橋・天神橋・青木橋）、豊川（新橋）、毛長川（舎人橋）、伝右川（新伝右橋）および綾瀬川（綾瀬新橋））を加えた合計9地点について、人の健康を損なうおそれのある物質として定められた健康項目、BOD（生物化学的酸素要求量）*等の生活環境項目などを測定しています（図2.4.2および図2.4.3）。



図2.4.2 河川採水の状況（藤右衛門川（論處橋））



図2.4.3 BOD（生物化学的酸素要求量）の測定

BODは、有機物による水質汚濁*の指標の一つで、水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量のことであり、数値が大きいほど有機物が多く、水が汚れていることを示します。

BOD等の生活環境項目は、立地・利水等の状況により6段階の水域類型に類別され、環境基準*が定められています（表2.4.1）。この環境基準は、河川が通常の状態であるとき、達成すべき値が設定されています。BODは、1年間に測定したデータのうち、75%以上が基準値を達成することをもって評価しており、これをBOD75%値*といいます。月1回（年12回）の測定の場合、水質の良い方から9番目の測定値が75%値となります。

表2.4.1 BODの環境基準

水域類型	環境基準
A A	1mg/L 以下
A	2mg/L 以下
B	3mg/L 以下
C	5mg/L 以下
D	8mg/L 以下
E	10mg/L 以下

令和5年度は、環境基準の定められている5地点のうち4地点において、環境基準を達成しました（表2.4.2）。

表2.4.2 BOD75%値の環境基準達成状況

（単位：mg/L）

河川 (水域類型)	調査地点	年 度									
		26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
芝川 (D)	在家橋	○ 3.6	○ 4.4	○ 4.0	○ 4.4	○ 4.3	○ 4.5	○ 2.9	○ 3.3	○ 4.1	○ 3.4
	天神橋	○ 3.4	○ 4.2	○ 4.2	○ 4.0	○ 4.0	○ 3.6	○ 3.3	○ 3.6	○ 4.0	○ 3.2
	青木橋	○ 6.8	×	×	○ 7.7	○ 7.8	○ 7.0	○ 7.9	×	×	×
新芝川 (D)	山王橋	○ 2.0	○ 2.8	○ 2.9	○ 2.1	○ 3.3	○ 2.8	○ 3.1	○ 2.1	○ 4.2	○ 3.4
綾瀬川 (C)	綾瀬新橋	○ 2.7	○ 3.2	○ 3.2	○ 3.9	○ 3.9	○ 3.0	○ 2.5	○ 2.2	○ 2.6	○ 3.7

1) 「○」は達成、「×」は非達成を示す

2) 環境基準が定められている5地点を掲載

ア 芝川水系（4地点：D類型）

芝川は、天神橋の下流で新芝川と分岐し、新芝川を経て荒川に合流しています。

分岐から下流の芝川は、青木水門と領家水門の間において、河川勾配がほとんどないことから、水害対策のため、これら水門により閉鎖されています。

芝川水系では、芝川（在家橋・天神橋・青木橋）と新芝川（山王橋）の合計4地点において、水質を測定しています（図2.4.4）。なお、山王橋は、「埼玉県公共用水域水質測定計画」で定められている環境基準*点です。

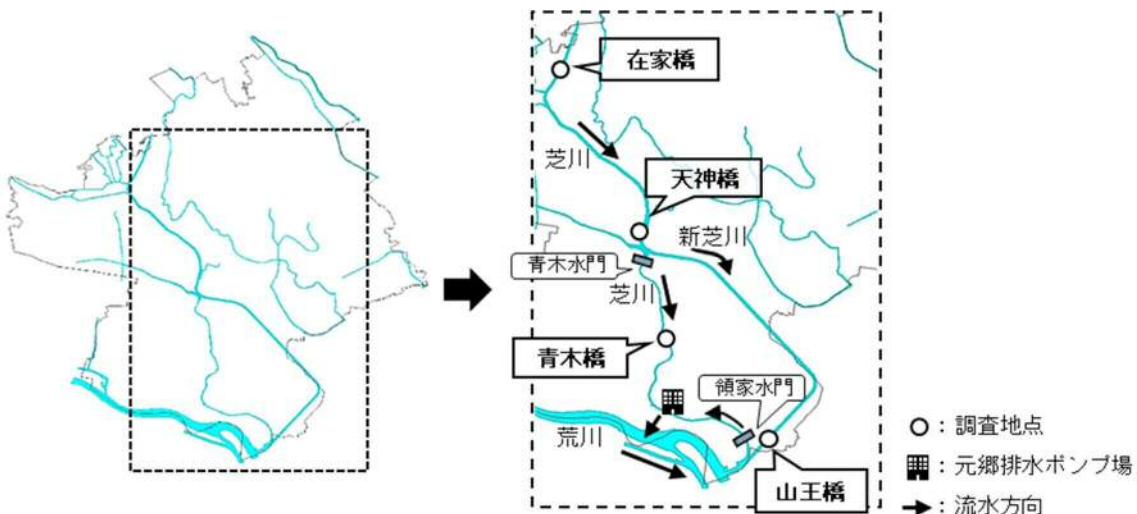


図2.4.4 芝川水系の概略図

過去10年間におけるBOD75%値*は、芝川（青木橋）を除き、環境基準を達成しています。

水門閉鎖間にある芝川（青木橋）の値がやや高い傾向にあるのは、降雨量によって周辺からの流入水の影響を受けやすいことが主な原因と考えられます（図2.4.5および図2.4.6）。

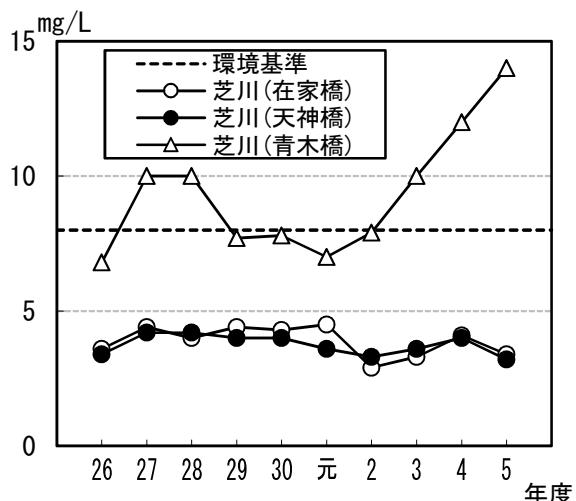


図2.4.5 芝川（在家橋・天神橋・青木橋）
BOD75%値の経年変化

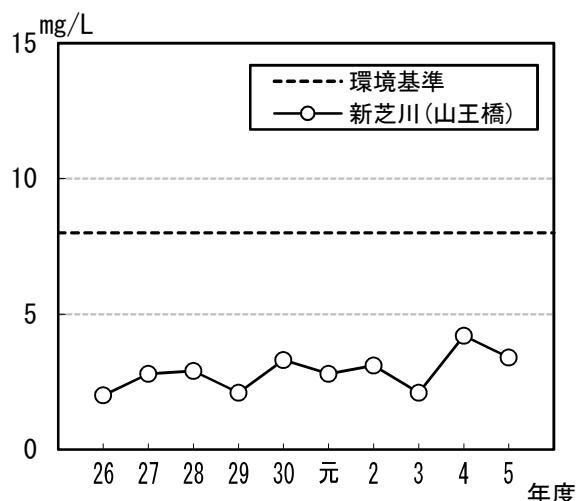


図2.4.6 新芝川（山王橋）
BOD75%値の経年変化

イ 綾瀬川（1 地点 : C 類型）

綾瀬川（綾瀬新橋）において、水質を測定しています（図 2.4.7）。綾瀬川は、昭和 55 年から連続して 15 年間、国が管轄する最も汚れた河川とされていましたが、近年では、大幅に改善しています（図 2.4.8）。

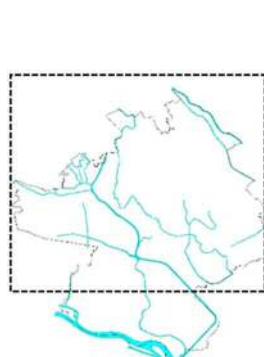


図 2.4.7 綾瀬川・藤右衛門川等 5 河川
の概略図

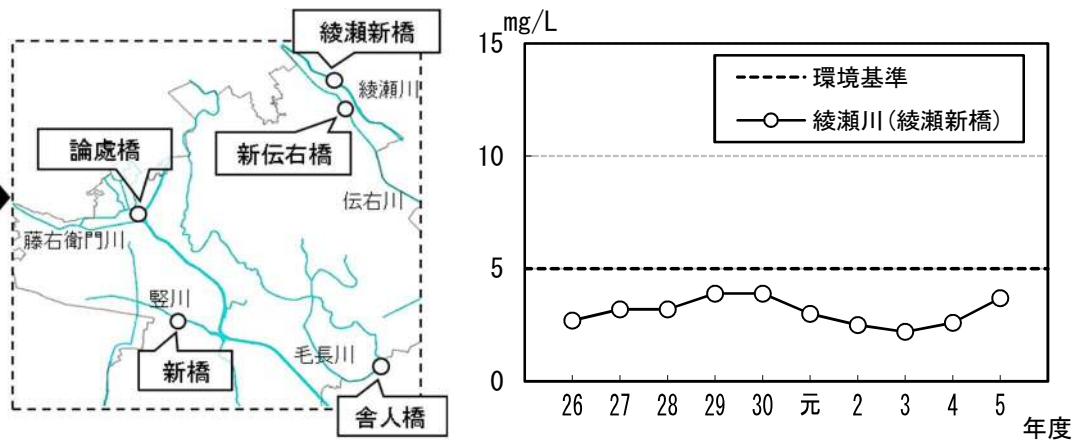


図 2.4.8 綾瀬川（綾瀬新橋）
BOD75% 値の経年変化

ウ その他の河川（4 地点）

芝川（在家橋）の下流に合流する藤右衛門川（論處橋）、芝川（天神橋）下流に合流する豊川（新橋）、都県境に位置する毛長川（舍人橋）、さいたま市境を起点とする伝右川（新伝右橋）の合計 4 地点において、水質を測定しています（図 2.4.7）。近年の生活排水*対策の進捗により、全体としては各地点とも水質の改善が見られていましたが、令和 5 年度については毛長川（舍人橋）で値が上昇しました（図 2.4.9）。

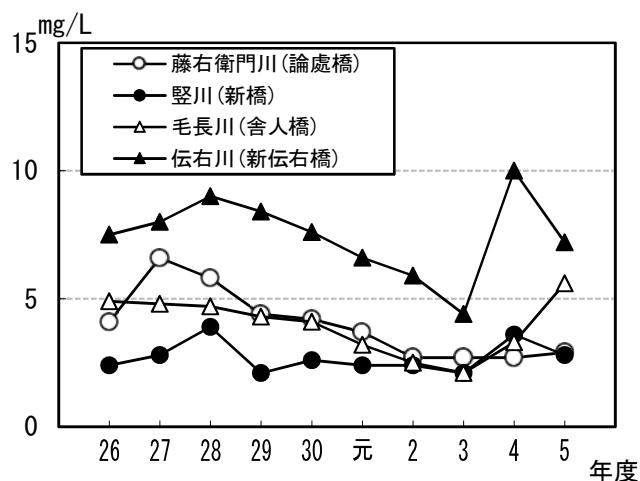


図 2.4.9 藤右衛門川等 4 河川 BOD75% 値の経年変化

(2) 河川底質

新芝川（山王橋）、藤右衛門川（論處橋）において、毎年1回、底質を測定しています。総水銀*、P C B*はいずれも暫定除去基準を下回っています（表2.4.3）。

表 2.4.3 令和5年度 河川底質測定結果

(単位 : mg/kg 乾泥)

河川 項目	新芝川 (山王橋)	藤右衛門川 (論處橋)	暫定除去基準
総 水 銀	0.063	0.022	25 以上
アルキル水銀	不検出	不検出	—
P C B	<0.05	<0.05	10 以上

(3) 地下水

概況調査および継続監視調査を実施しています。

概況調査は、地域の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する調査で、本市を16区画（概ね2km四方）に区分し、毎年、2区画ずつ調査を行い、8年間ですべての調査区画を調査するローリング方式で実施しています。

継続監視調査は、過去の調査により汚染が確認された地点について、継続的に状況を把握するため、毎年一定の時期に実施しています。

令和5年度については、概況調査2地点および継続監視調査3地点のうち1地点（戸塚）の計3地点で、環境基準*を達成しました（表2.4.4および表2.4.5）。

表 2.4.4 概況調査結果

年度 項目	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
調査井戸数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
環境基準超過井戸数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
環境基準超過項目数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

表 2.4.5 令和5年度 継続監視調査結果

(単位 : mg/L)

調査地点 項目	本町	戸塚	弥平	環境基準
砒素	—	—	0.012	0.01 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.002	—	—	0.1 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.062	—	—	0.04 以下
トリクロロエチレン	0.051	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	7.5	—	10 以下

- 1) 弥平は自然的原因による汚染と判断し、継続監視調査を終了する要件を満たしたため、令和5年度で継続監視調査を終了とする

2 対策

(1) 規制の体系

「水質汚濁防止法*」のほか、「埼玉県生活環境保全条例*」に定められる施設を設置している事業所には、公共用水域*の水質汚濁*や地下水汚染の未然防止のため、次のとおり規制が設けられています(図2.4.10)。また、埼玉県が制定する「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例」により、BOD*等の生活環境項目などの全国一律の排水基準より厳しい基準が定められています。

さらに、本市を含む埼玉県内の指定地域では、「総量削減計画」に基づき、総量規制基準が適用されています。

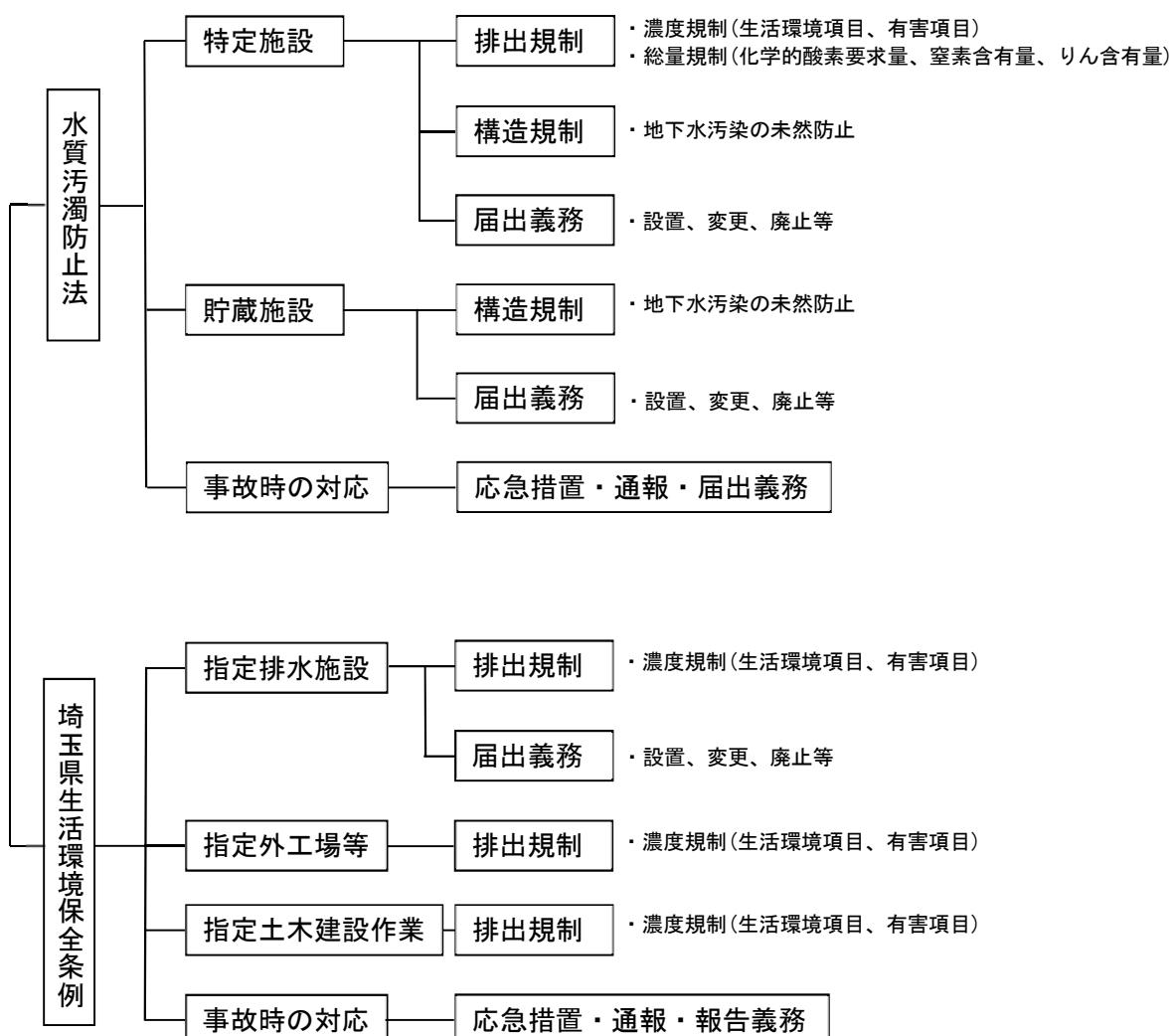


図2.4.10 水質汚濁防止法・埼玉県生活環境保全条例 規制体系図（抜粋）

(2) 事業者への規制

ア 法・条例に係る事業所状況

「水質汚濁防止法*」では、特定施設（104 施設）や、有害物質貯蔵指定施設を設置する事業者を規制の対象としています。また、「埼玉県生活環境保全条例*」では、指定排水施設（6 施設）の設置や、指定土木作業（5 種類）を実施する事業者を規制の対象としています。

本市の規制対象事業所件数は、次のとおりです(表 2.4.6、表 2.4.7 および表 2.4.8)。

表 2.4.6 水質汚濁防止法（第5条第1項関係）に係る特定事業場件数
(令和6年3月31日現在)

号番号	業種・施設の種類	件数	監視対象	
			下水	下水
2	畜産食料品	3	2	0
3	水産食料品	2	0	0
4	保存食料品	2	0	0
5	みそ・他	1	0	1
8	パン・他	1	1	0
10	飲料	1	1	0
16	めん類	2	0	0
17	豆腐・煮豆	3	1	0
19	紡績業・他	1	0	0
23	パルプ・紙	1	0	1
23-2	新聞業・他	6	4	0
27	無機化学工業	1	1	0
35	有機ゴム製品	2	2	2
38	せっけん	1	1	0
46	有機化学工業	1	1	0
53	ガラス・他	1	0	0
55	バッチャーフラント	9	3	0
61	鉄鋼業	1	0	1
63	金属製品・他	7	2	1
64-2	水道施設	3	0	1
65	酸・アルカリ	27	18	6
66	電気めっき	16	10	6
66-3	旅館業	8	3	4
66-4	共同調理場	2	2	0
66-6	飲食店	2	2	0
67	洗濯業	61	34	3
68	写真現像業	5	3	0
68-2	病院	2	1	1
70-2	自動車分解整備事業	3	2	1
71	車両洗浄施設	41	18	1
71-2	試験研究機関	5	3	1
71-3	一般廃棄物	1	1	0
71-5	TCE洗浄施設	4	4	0
72	し尿処理施設	5	0	5
74	共同処理施設	1	1	0
2001	指定地域	31	0	31
合 計		263	121	66
				2

- 1) 号番号は、「水質汚濁防止法施行令」別表第1で定める特定施設の番号を示す
- 2) 「下水」は、分流式下水道区域の特定事業場件数
- 3) 「監視対象」は、排水量や業種・施設の種類により排水基準が適用される特定事業場
- 4) 2つ以上の異なる号番号の特定施設を併設する特定事業場は、代表する特定施設のみ計上する

表 2.4.7 水質汚濁防止法（第5条第3項関係）に係る各事業場件数
 (令和6年3月31日現在)

事業場の種類	件数
有害物質使用特定事業場	21(5)
有害物質貯蔵指定事業場	16

1) ()内は、有害物質使用特定事業場のうち、
 有害物質貯蔵指定施設を設置している件数

表 2.4.8 埼玉県生活環境保全条例に係る指定排水工場等件数
 (令和6年3月31日現在)

記号	施設の種類	件数
口	共同調理場	2(2)
ハ	特定給食施設	10(8)
木	飲食店	3(0)
合 計		15(10)

- 1) 記号は、「埼玉県生活環境保全条例」別表第2
 第4号で定める指定排水施設の記号を示す
 2) ()内は、指定排水工場のうち、水質汚濁防止
 法の特定施設も設置している件数

イ 立入検査状況

事業者に対して立入検査を実施し、採取した排出水が排水基準を超過していた場合や施設の構造基準等を満たさない場合には指導を行い、不適合の原因、対策の報告を求めていきます（表 2.4.9）。

表 2.4.9 令和5年度 立入検査状況（排水基準適用施設）

	立入検査 件数	排水基準 適合件数	排水基準 超過件数	一時 停止 命令	改善 命令	改善 勧告	改善 注意	改善 通知
水質汚濁防止法	115	92	23	0	0	3	6	14
埼玉県生活環境保全 条例	3	2	1	0	0	0	0	1
合 計	118	94	24	0	0	3	6	15

△六価クロム化合物の排水基準等の改正について

令和6年4月1日から水質汚濁防止法に規定されている六価クロム化合物の排水基準、地下水浄化基準及び地下浸透基準が改正されました。

なお、電気めっき業の事業所には暫定排水基準が適用されます。

(3) 生活排水

近年の河川の水質は、事業者の規制強化や自主的な取り組み、また、公共下水道の整備により、年々改善の傾向にあります。

かつての汚濁原因は、工場排水によるものが占めていましたが、近年は、生活排水*によるものが大きく影響を与えており、更なる水質改善のため、生活排水対策が重要な課題となっています。

ア 净化槽管理者への助言・指導

浄化槽を管理する者は、浄化槽の適正使用をはじめ、定期的な維持管理（清掃・保守点検・法定検査）、必要に応じた手続きをしなければなりません。

本市では、平成30年4月1日の中核市移行に伴い、これら「浄化槽法」に規定される遵守事項について、助言・指導をしています（図2.4.11および表2.4.10）。

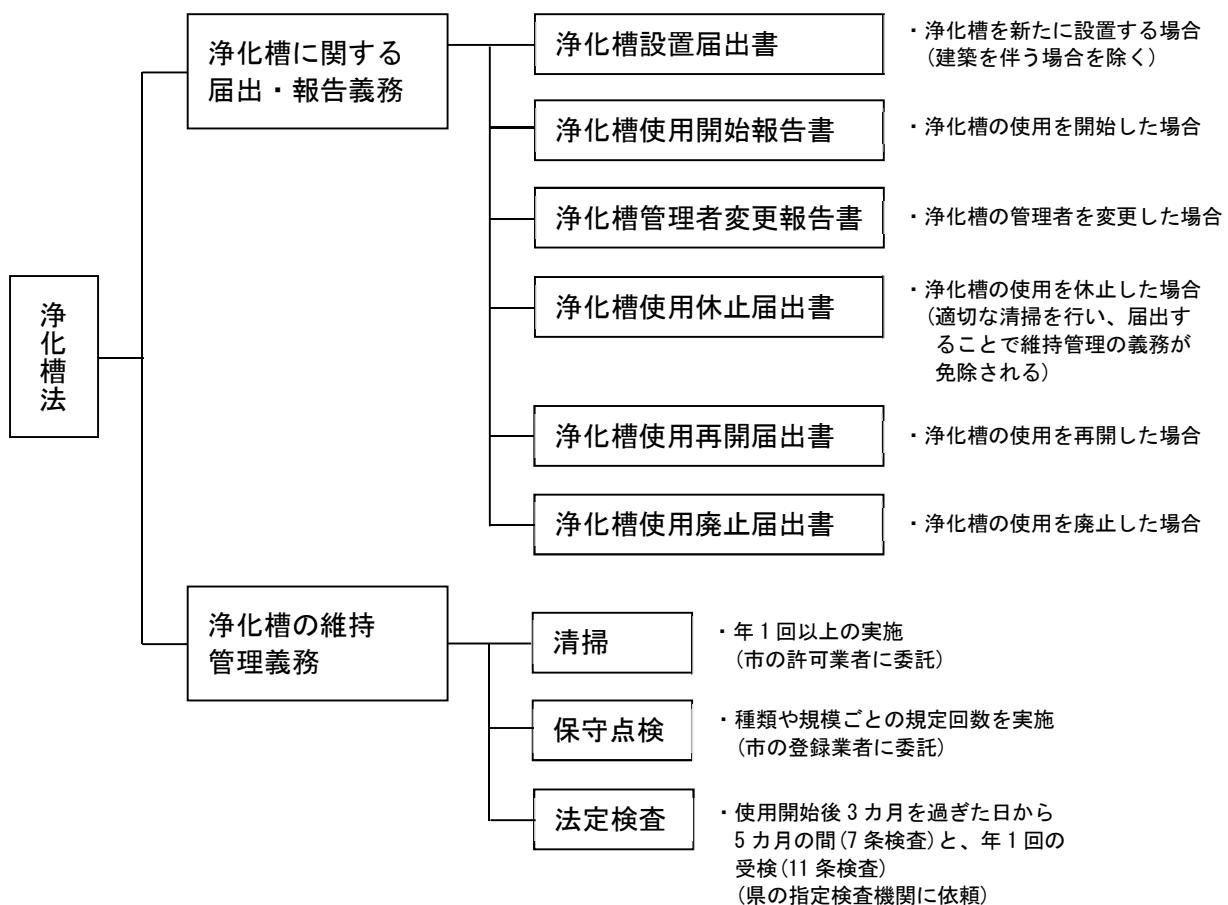


図2.4.11 浄化槽法 体系図（抜粋）

表2.4.10 令和5年度 法定検査受検指導等の件数

法定検査	指導等件数			
		受検命令	受検勧告	受検指導
7条検査	381	0	0	381
11条検査	1,974	0	0	1,974
合計	2,355	0	0	2,355

イ 濾過槽保守点検業者への立入検査状況

濾過槽保守点検業の登録業者に対して立入検査を実施し、保守点検が適正に行われていない場合、改善指導を行います（表 2.4.11）。

令和 5 年度は、立入検査を 7 件、改善指導を 3 件実施しました。

表 2.4.11 濾過槽保守点検業者登録数

（令和 6 年 3 月 31 日現在）

濾過槽保守点検業者登録数	営業所数
108	110

ウ 合併処理濾過槽への転換等に関する補助

汲み取り便槽および既存単独処理濾過槽は、生活雑排水が未処理のまま排出されることから公共用海域*の汚濁原因となっています（図 2.4.12）。

本市では、下水道事業計画策定区域以外の地域を対象とし、汲み取り便槽または既存単独処理濾過槽から合併処理濾過槽への転換促進等を目的とした、濾過槽設置整備事業補助金制度を設け、汚濁負荷の低減に取り組んでいます。平成 31 年 4 月 1 日からは合併処理濾過槽への転換等を促進するため、従来から加算していた汲み取り便槽または既存単独処理濾過槽の撤去費用に併せて、宅内配管の工事費用についても補助しています（表 2.4.12 および資料編 II.7 川口市濾過槽設置整備事業補助金交付要綱）。

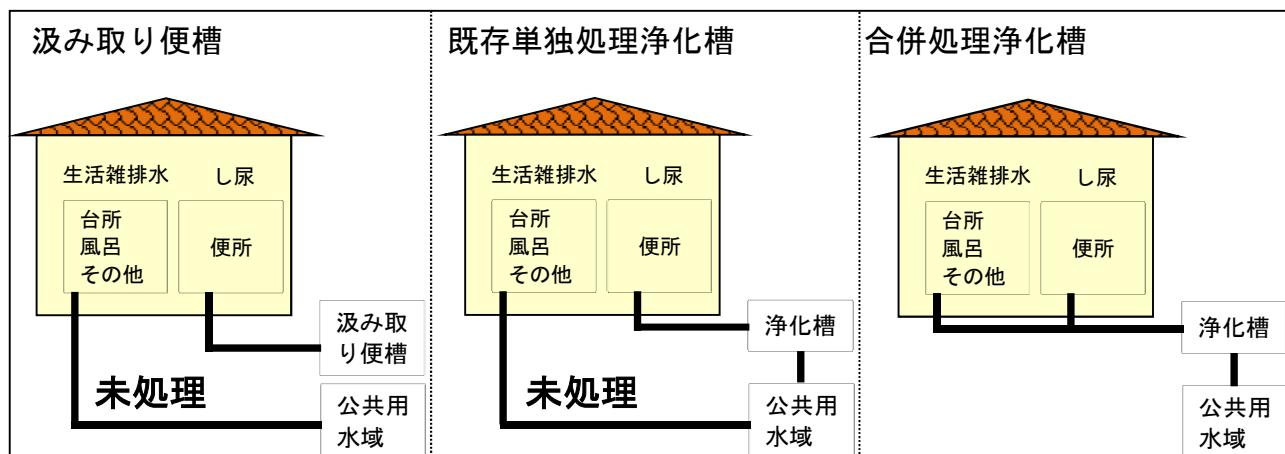


図 2.4.12 し尿・生活雑排水の処理方式

表 2.4.12 令和 5 年度 濾過槽設置整備事業補助金交付件数及び補助金額

人槽区分	件数	補助金額
5 人槽	2	516,000 円
6~7 人槽	0	0 円
8~10 人槽	1	414,000 円
合 計	3	930,000 円

1) 下水道事業計画策定区域以外の地域が補助対象

(4) 公用用水域の異常水質

異常水質の種類には、油の流出や着色、水質の悪化による魚類のへい死等があります（表 2.4.13）。

このような場合には直ちに、関係機関と連携し、原因・発生源の調査と被害の拡散防止に取り組んでいます。

表 2.4.13 令和 5 年度 異常水質事故の発生件数

種類	件数
油の流出	6
着色	7
魚類のへい死	4
その他	1
合 計	18

☞ 異常水質の未然防止について

河川や水路の水質が悪化する事例が増えています。不要になった塗料や油、薬品など異常水質の原因となるものの取り扱いには十分注意し、絶対に河川や水路、道路側溝に流さないでください。

一般家庭では、灯油用ポリタンクの破損や転倒など、日常生活でも、水質の悪化を起こしてしまう場合があります。

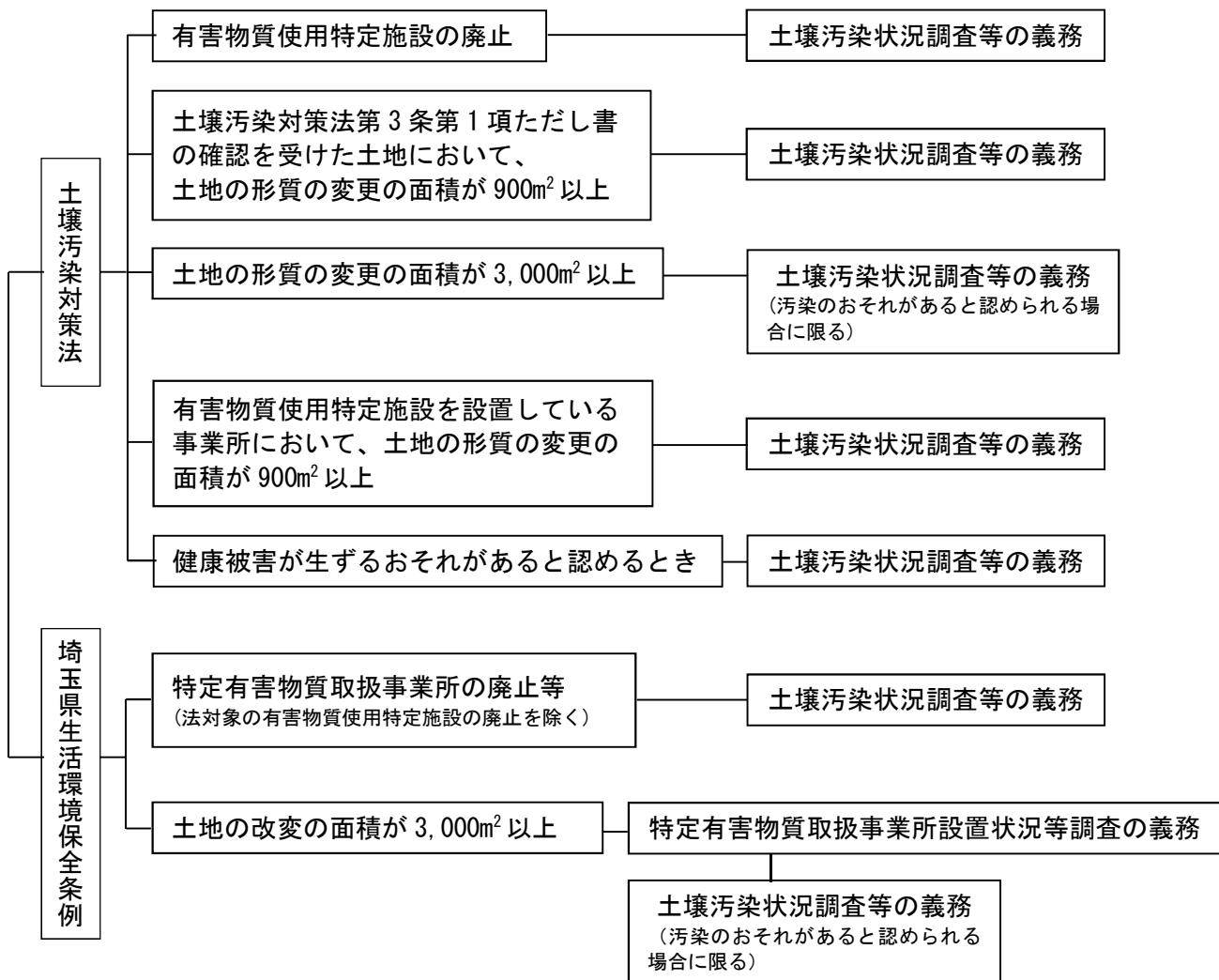
また、事業所では、機械の故障や管理不足などにより、油や薬品類が流出してしまう場合がありますので注意しましょう。

第5節 土壤汚染

1 概況

「土壤汚染対策法*」や「埼玉県生活環境保全条例*」では、特定有害物質を使用等する施設の廃止時や、一定の規模以上の土地において汚染のおそれがある場合等の土壤調査の実施、汚染が判明した場合の措置等を定めています（図2.5.1）。

◆ 調査の契機と種類の流れ



◆ 調査で汚染が判明した場合の措置等の流れ

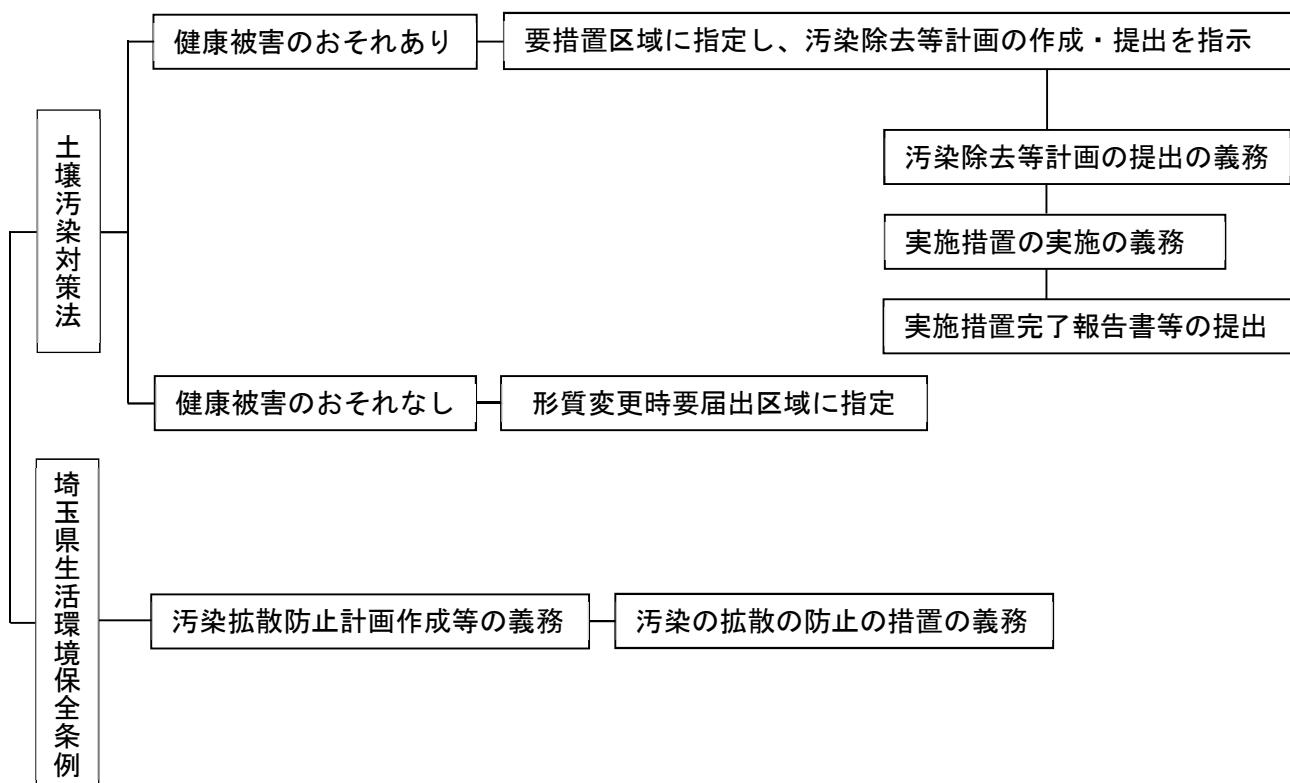


図 2.5.1 土壤汚染対策法・埼玉県生活環境保全条例 調査体系図（抜粋）

2 報告等の義務および指定区域

土地の所有者等には、実施した土壤汚染*状況調査の報告や、一定の規模以上の土地の形質の変更時の届出等の提出が義務付けられています(表 2.5.1 および表 2.5.2)。

また、調査の結果、指定基準を超過する汚染が判明した土地においては、健康被害のおそれの有無を判断し、要措置区域(汚染の除去等の措置が必要な区域)または形質変更時要届出区域(汚染の除去等の措置を必要としない区域)として指定、公示します(表 2.5.3)。

表 2.5.1 令和 5 年度 土壤汚染対策法に基づく届出・報告件数

種 別	件数
土壤汚染状況調査結果報告書	3(1)
土壤汚染対策法第 3 条第 1 項ただし書の確認申請書	3
承継届出書	1
土地利用方法変更届出書	0
一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	21
汚染除去等計画書	1
形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書	3
指定の申請書	2
汚染土壤の区域外搬出届出書	4
搬出しようとする土壤の基準適合認定申請書	0
工事完了報告書	0
実施措置完了報告書(措置完了報告書)	0
合 計	38

1) ()内は、報告のうち、汚染が認められた件数

表 2.5.2 令和 5 年度 埼玉県生活環境保全条例に基づく報告件数

種 別	件数
特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書	22
土壤汚染状況調査結果報告書	8(2)
汚染処理計画作成報告書	0
汚染拡散防止計画作成報告書	0
汚染処理(汚染拡散防止措置)完了報告書	0
合 計	30

1) ()内は、報告のうち、汚染が認められた件数

表 2.5.3 土壤汚染対策法に基づく指定区域

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

要措置区域	形質変更時要届出区域
1	17

第6節 地盤沈下

1 概況

地盤沈下*は、平野部の広い範囲で地面が沈んでいく現象です。原因是、主として地下水の過剰な汲み上げにより起こるものであります。

地盤沈下の観測は、国および埼玉県が行っています。市内では、国が管理する1カ所および県が管理する20カ所で毎年1回観測されています。

過去の市内最大地盤沈下量は、昭和37年に観測された236mmであり、これは高度経済成長期の工業用地下水の汲み上げが主な原因と考えられています。このため、法律や条例による地下水採取の規制、表流水への水源転換等の措置を講じたことで、地盤沈下は沈静化の傾向にあります（表2.6.1）。

なお、渴水により地下水位が基準水位を下回った場合、「埼玉県地盤沈下緊急時対策要綱」に基づき、大量採取事業者へ地下水採取抑制の要請を行うことになっていますが、これに至ったことはありません。

表2.6.1 市内における最大地盤沈下量

（単位：mm）

年	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
最大沈下量	2	4.0	0.5	9.0	2.4	6.4	—	2.3	0.3	1.6

1) 「埼玉県地盤沈下調査報告書」より

2) 「—」は、沈下なしを示す

2 規制の体系

「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」のほか、「埼玉県生活環境保全条例*」に定められる施設で地下水を採取する者は、地盤沈下*を防止するため、地下水の採取の抑制に努めなければなりません。一部を除く揚水施設使用者に対しては、月間の地下水採取量を記録し、年1回報告することなどが義務付けられており、地下水を過剰に汲み上げないよう、規制が設けられています。

地下水採取の規制は次のとおりです（図2.6.1）。

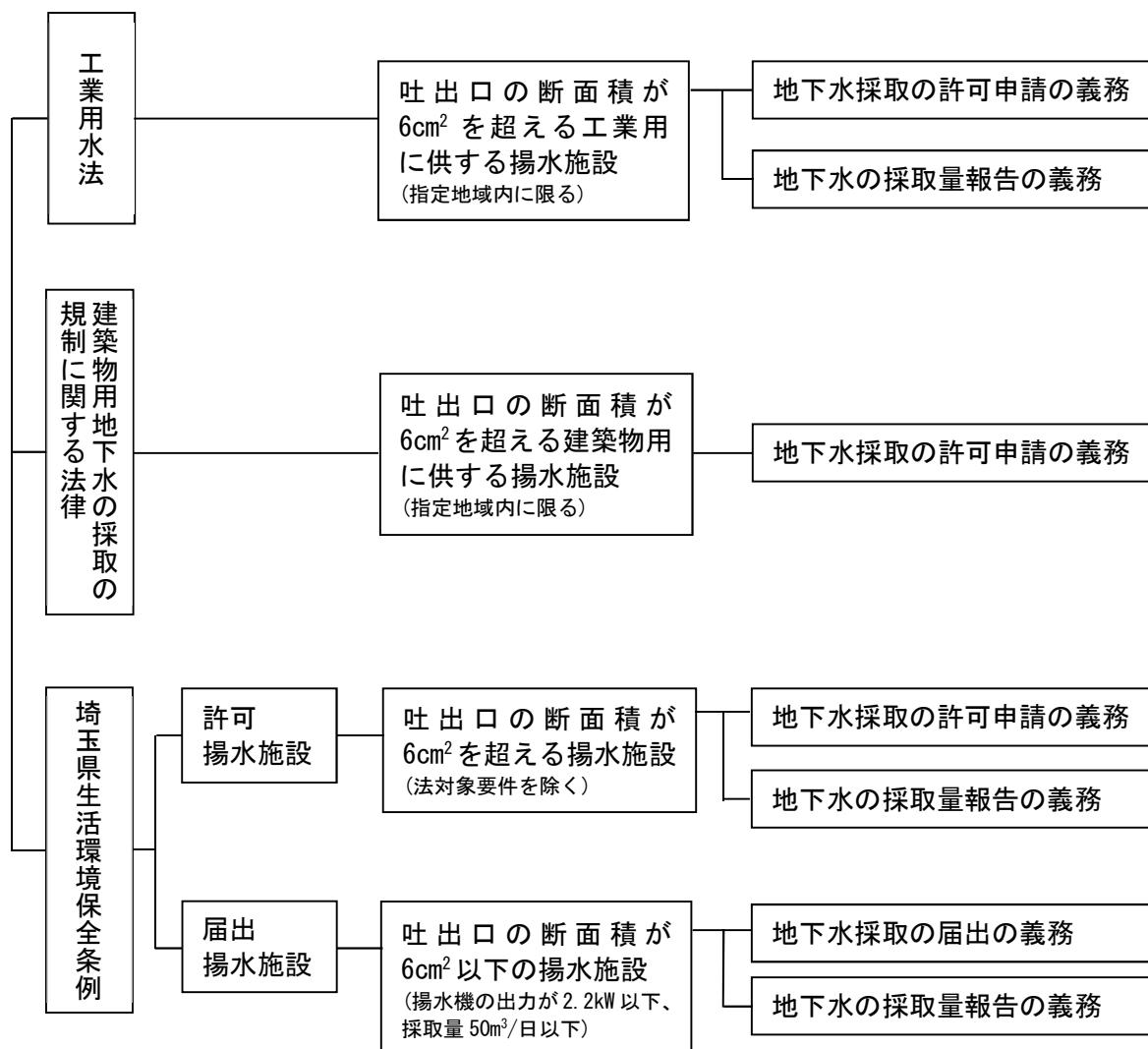


図 2.6.1 市内における工業用水法・建築物用地下水の採取の規制に関する法律・埼玉県生活環境保全条例 規制体系図（抜粋）

3 法・条例に係る施設状況

本市の規制対象施設件数等は次のとおりです（表2.6.2）。

表 2.6.2 揚水施設件数

(令和6年3月31日現在)

根拠法令		施設件数	揚水機件数
工業用水法		0	0
建築物用地下水の採取の規制に関する法律		0	0
埼玉県生活環境保全条例	許可揚水施設	8	41
	届出揚水施設	116	116

第7節 騒音・振動

騒音・振動は、人によって感じ方がさまざまで、日常生活に直接影響を与える感覚公害*です。主な発生源として、自動車交通、事業所、建設作業、生活騒音があります。

自動車騒音については、「騒音規制法」第18条第1項および「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視*に係る事務の処理基準」により本市が定めた「自動車騒音常時監視実施計画」に基づき、幹線交通を担う道路（国道、県道、および4車線以上の車線を有する市道）を対象として、29路線102評価区間（総延長104.1km）について、5年間ですべての評価区間を調査するローリング方式で常時監視しています（図2.7.1、図2.7.2および図2.7.3）。

また、調査結果をもとにした自動車騒音の面的評価*により、個々の住居における環境基準*の達成状況を把握しています。なお、測定結果は、法第18条第2項に基づき、国および埼玉県に毎年報告しています。

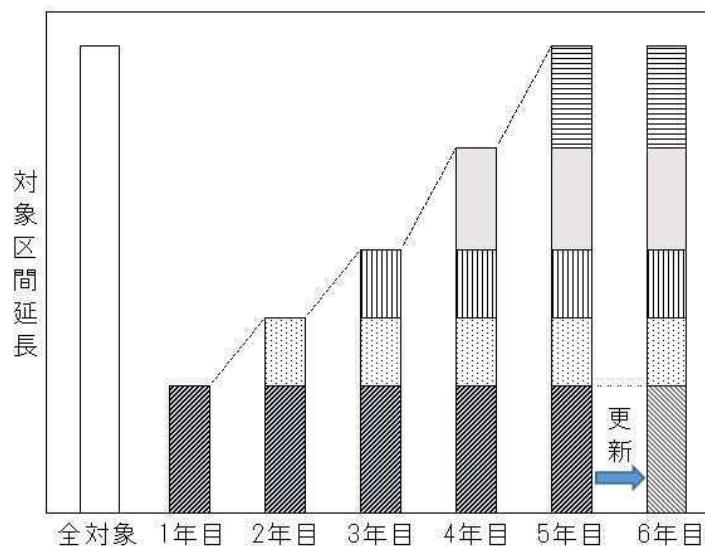


図2.7.1 5年間ローリング方式の例



図2.7.2 自動車騒音・道路交通振動測定の状況（県道さいたま鳩ヶ谷線）

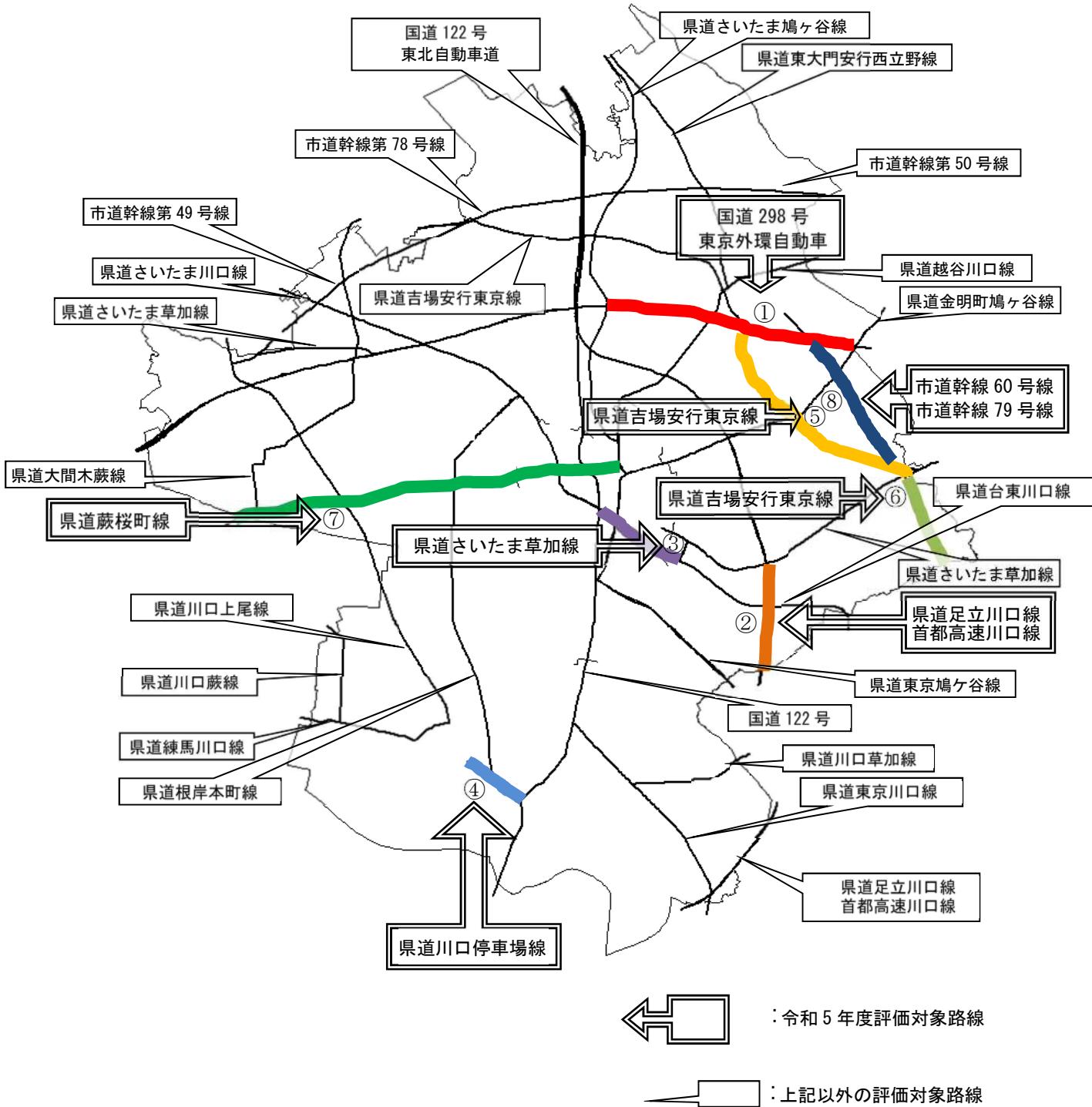


図 2.7.3 令和5年度 自動車騒音・道路交通振動測定地点

1) ①から⑧は測定地点を示す

1 自動車交通

(1) 自動車騒音・道路交通振動

令和5年度は、8地点の自動車騒音・道路交通振動を測定しました(表2.7.1)。なお、道路交通振動は、「振動規制法*」に準じた測定結果です。

表2.7.1 令和5年度 自動車騒音・道路交通振動測定結果

地点番号	対象道路	測定地点	時間の区分	騒音		振動
				等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)	環境基準 (dB)	
①	国道298号 東京外環自動車	安行出羽1-4-1 付近	昼間	65	70	47
			夜間	63	65	46
②	県道足立川口線 首都高速川口線	江戸袋1-35-18 付近	昼間	69	70	47
			夜間	65	65	45
③	県道さいたま草加線	赤井1-22-25付 近	昼間	63	70	40
			夜間	58	65	32
④	県道川口停車場線	本町4-14-2付 近	昼間	66	70	43
			夜間	65	65	39
⑤	県道吉場安行東京線	安行原2155	昼間	66	70	45
			夜間	62	65	40
⑥	県道吉場安行東京線	峯250-3付近	昼間	68	70	41
			夜間	66	65	34
⑦	県道蕨桜町線	芝中田1-14-12 付近	昼間	65	70	34
			夜間	62	65	27
⑧	市道幹線60号線 市道幹線79号線	安行原930-32 付近	昼間	66	70	41
			夜間	63	65	34

(2) 自動車騒音の面的評価

令和5年度の騒音測定結果に基づき、9路線11評価区間について自動車騒音の面的評価*を実施しました。

自動車騒音の環境基準*の達成率（評価対象住居等戸数に対し、昼間・夜間とも基準値以下であった住居等戸数の割合）は、全評価区間で98.8%となっています（表2.7.2）。

このような、環境基準の達成率を評価の指標としている理由は、道路の状況や道路端からの距離等により、面的評価を行う住居ごとに環境基準が異なるためです。

また、ローリング方式で集計した過年度を含む全評価区間の環境基準達成率は、令和5年度現在で96.8%であり、高い水準で推移しています（図2.7.4）。

表 2.7.2 令和 5 年度 自動車騒音の環境基準達成状況

	対象道路	評価区間の延長 km	戸評 数 対 象 住 居 等	昼 間 ・ 夜 間 と も		昼 間 の み		夜 間 の み		昼 間 ・ 夜 間 と も	
				基 準 値 以 下	戸	%	戸	%	戸	%	戸
①	国道 298 号 東京外環自動車	3.1	333	302	90.7	28	8.4	0	0	3	0.9
②	県道足立川口線 首都高速川口線	1.4	227	187	82.4	32	14.1	0	0	8	3.5
③	県道さいたま草加線	1.2	630	628	99.7	0	0	0	0	2	0.3
④	県道川口停車場線	0.8	2,573	2,572	99.96	1	0.04	0	0	0	0
⑤	県道吉場安行東京 線	3.0	634	633	99.8	1	0.2	0	0	0	0
⑥	県道吉場安行東京 線	1.2	309	304	98.4	1	0.3	0	0	4	1.3
⑦	県道蕨桜町線	4.7	4,099	4,064	99.1	9	0.2	0	0	26	0.6
⑧	市道幹線 60 号線 市道幹線 79 号線	2.1	623	621	99.7	2	0.3	0	0	0	0
合 計 (評価対象の重複を除く)		17.5	9,395	9,281	98.8	71	0.8	0	0	43	0.5

1) 割合(%)は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがある

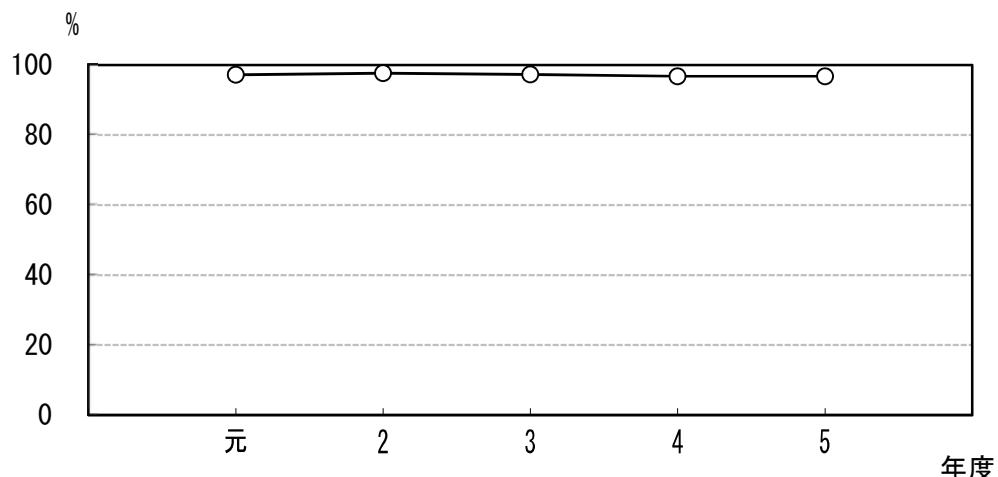


図 2.7.4 全評価区間の環境基準達成率の経年変化

1) 過年度の測定結果を含めて集計しているため、単年度の環境基準達成率と一致しない

2 事業者への規制

(1) 規制の体系

「騒音規制法*」、「振動規制法*」のほか、「埼玉県生活環境保全条例*」に定められる施設を設置している事業所や、建設作業を実施する事業者等には、近隣の生活環境を保全するため、次のとおり規制が設けられています（図 2.7.5）。

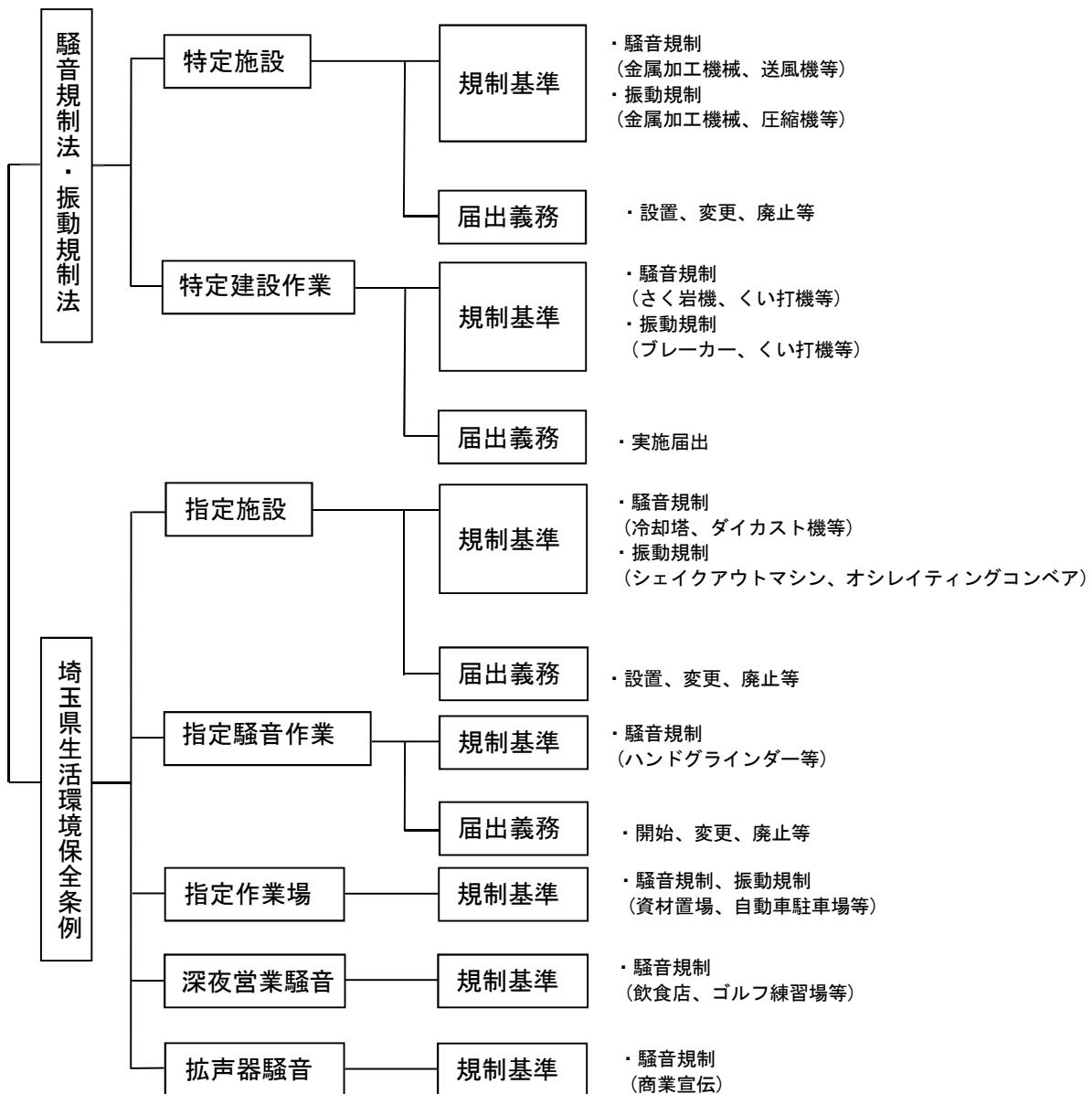


図 2.7.5 騒音規制法・振動規制法・埼玉県生活環境保全条例 規制体系図（抜粋）

(2) 法・条例に係る施設状況

「騒音規制法*」、「振動規制法*」では、特定施設（騒音 11 施設、振動 10 施設）を設置する事業者を規制の対象としています。また、「埼玉県生活環境保全条例*」では、指定施設（騒音 7 施設、振動 2 施設）の設置や、指定騒音作業（3 作業）を開始する事業者を規制の対象としています。

本市の規制対象施設件数等は次のとおりです(表2.7.3、表2.7.4および表2.7.5)。

表 2.7.3 騒音規制法・振動規制法に係る特定施設件数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

騒 音 規 制 法

振 動 規 制 法

号番号	施設の種類	件数	号番号	施設の種類	件数
1	金属加工機械	972	1	金属加工機械	990
	圧延機械	16		液圧プレス	262
	製管機械	0		機械プレス	544
	ベンディングマシン	46		せん断機	179
	液圧プレス	285		鍛造機	4
	機械プレス	391		ワイヤーフォーミングマシン	1
	せん断機	121		圧縮機	478
	鍛造機	10		土石用破碎機	9
	ワイヤーフォーミングマシン	31		コンクリート製造機	4
	プラスト	20		印刷機械	228
	タンブラー	4		ロール機	32
	切断機	48		合成樹脂用射出成形機	272
2	空気圧縮機及び送風機	1,644		鋳型造型機	10
	空気圧縮機	560		合 計	2,023
	送風機	1,084		事業所数	469
3	土石用破碎機	19			
5	建設用資材製造機械	12			
6	穀物用製粉機	10			
7	木材加工機械	83			
8	抄紙機	3			
9	印刷機械	303			
10	合成樹脂用射出成形機	299			
11	鋳型造型機	22			
合 計		3,367			
事業所数		700			

1) 号番号は、「騒音規制法施行令」別表第 1 および「振動規制法施行令」別表第 1 で定める特定施設の番号を示す

- 2) 土石用破碎機 : 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機
- 3) コンクリート製造機 : コンクリートブロックマシン、コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械
- 4) ロール機 : ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機

表 2.7.4 埼玉県生活環境保全条例に係る指定騒音施設・指定振動施設件数
(令和 6 年 3 月 31 日現在)

指定騒音施設			指定振動施設		
記号	施設の種類	件数	記号	施設の種類	件数
イ	木材加工機械	433	イ	シェイクアウトマシン	10
ロ	合成樹脂用粉碎機	88	ロ	オシレイティングコンベア	19
ハ	ペレタイザー	38	合 計		29
ニ	コルゲートマシン	3	事業所数		9
ホ	シェイクアウトマシン	10			
ヘ	ダイカスト機	76			
ト	冷却塔	273			
合 計		921			
事業所数		313			

1) 記号は、「埼玉県生活環境保全条例」別表第 2 の 5 で定める騒音に係る指定施設および別表第 2 の 6 で定める振動に係る指定施設の記号を示す

2) 木材加工機械は、法が対象としていない小規模な施設を対象としている

表 2.7.5 埼玉県生活環境保全条例に係る指定騒音作業件数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

号番号	作業の種類	件数
1	業として金属板のつち打加工を行う作業	28
2	業としてハンドグラインダーを使用する作業	201
3	業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業	22
合 計		251
事業所数		222

1) 号番号は、「埼玉県生活環境保全条例」別表第 3 で定める指定騒音作業の号番号を示す

(3) 特定建設作業

特定建設作業*は、著しく騒音・振動を発生させる建設作業であり、「騒音規制法*」、「振動規制法*」では、特定建設作業（騒音 8 作業、振動 4 作業）を実施する事業者を規制の対象としています。令和 5 年度の特定建設作業届出件数は次のとおりです（表 2.7.6）。

また、事業者に対し、近隣住民への事前説明や、騒音・振動が発生しない工法の選択等を助言・指導しています。

表 2.7.6 令和 5 年度 特定建設作業の届出件数

騒 音 規 制 法

号番号	作業の種類	件数
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	8
3	さく岩機を使用する作業	190
4	空気圧縮機を使用する作業	16
合 計		214

振 動 規 制 法

号番号	作業の種類	件数
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	5
4	ブレーカーを使用する作業	145
合 計		150

1) 号番号は、「騒音規制法施行令」別表第 2 および「振動規制法施行令」別表第 2 で定める特定建設作業の番号を示す

(4) 指定作業場

「埼玉県生活環境保全条例*」では、指定作業場（一定規模以上の資材置場、自動車駐車場、トラックターミナル）で作業を行っている事業者を規制の対象としています。苦情が申し立てられた際は、適切な作業の実施を助言・指導しています。

(5) 深夜営業騒音

「埼玉県生活環境保全条例*」では、夜間に営業を行う飲食店等の事業者（7 種類）を規制の対象としています。事業者が音響機器を設置する際に、規制内容の事前指導とともに、夜間パトロールを実施し、騒音の防止に取り組んでいます。

令和 5 年度は、事前指導を 71 件、夜間パトロールを 11 回実施しました。

(6) 拡声器騒音

「埼玉県生活環境保全条例*」では、商業宣伝を目的として拡声器を使用する事業者を規制の対象としています。また、拡声器騒音の防止のため、事業者に対して、適切な使用を助言・指導しています。

☞ 騒音の目安について

騒音に関する情報をわかりやすい形で提供し騒音公害を未然防止することを目的として、全国環境研協議会が、全国から集めたデータを取りまとめ、公表しています（図 2.7.6）。



図 2.7.6 騒音の目安

第8節 公害防止組織

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」や「埼玉県生活環境保全条例*」に定められた特定工場や指定工場等を設置する事業者には、公害防止組織の整備が義務付けられています（図 2.8.1）。公害防止組織は、公害防止管理者（公害防止の専門的知識および技能に係る有資格者）等を選任し、施設を適正に管理して、有害物質等による事故や、苦情の発生を未然に防ぐ組織のことです。本市では、市ホームページでの周知、資格取得や認定講習に係るパンフレットの配布等により、公害防止組織の整備を促しています。

令和 5 年度は、法律による選任及び解任の届出が 9 件、条例による選任及び解任の届出が 93 件、併せて、102 件の届出がありました。

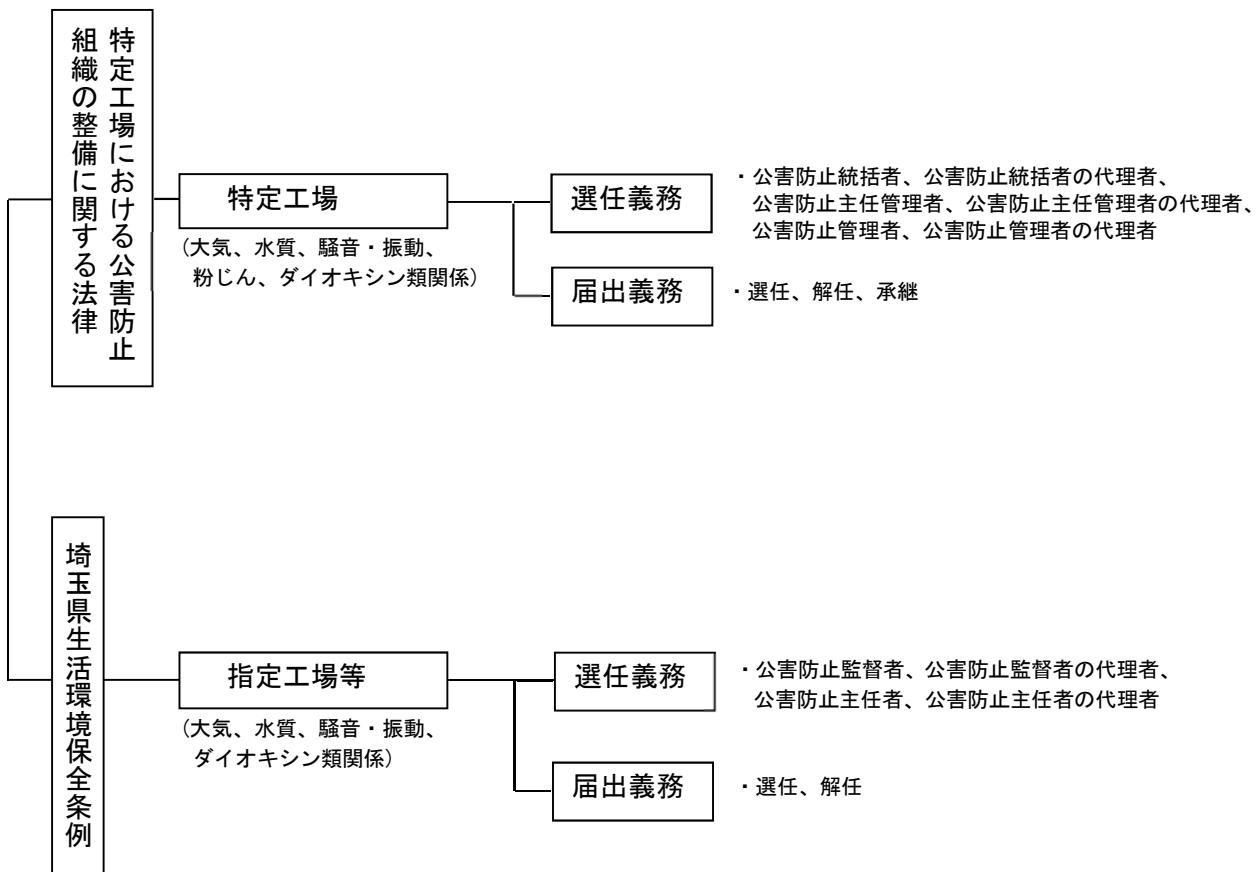


図 2.8.1 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律・
埼玉県生活環境保全条例 規制体系図（抜粋）

第9節 悪臭

悪臭とは、不快なにおいの総称です。一般的に、よいと思われるにおいでも、強さ、頻度、時間によっては悪臭と感じられることがあります。また、においの感じ方には個人差や嗜好性、慣れによる影響があります。そのため、ある人にはよいと感じられても、ある人には悪臭であるということがあります。

「悪臭防止法*」では、一般家庭、自動車や建設作業から発生する臭気を除き、すべての事業者に対して規制基準の遵守が義務付けられています。なお、悪臭の原因となり、政令で指定する特定悪臭物質（22種）の濃度、または、人の嗅覚によりにおいの程度を数値化した臭気指数のいずれかを規制基準とします。

本市では、市域を第1地域と第2地域に区分し、事業所の敷地境界線、気体排出口および排出水について、臭気指数による規制基準を定めています（表2.9.1）。

事業所から発生する悪臭によって、近隣の生活環境を阻害することがないよう、事業者に対し助言・指導をしています。

表2.9.1 悪臭の規制基準

区分	第1地域 (第2地域以外の地域)	第2地域 (工業地域及び工業専用地域)
敷地境界線	臭気指数 15	臭気指数 18
気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します	
排出水	臭気指数 31	臭気指数 34

- 1) 臭気濃度：人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数
- 2) 臭気指数：臭気濃度の値の対数に10を乗じた数値
$$\text{臭気指数} = 10 \times \log(\text{臭気濃度})$$

□ 臭気指数の目安について

環境省「においの評価パンフレット」を参考に一例を示します（図2.9.1）。

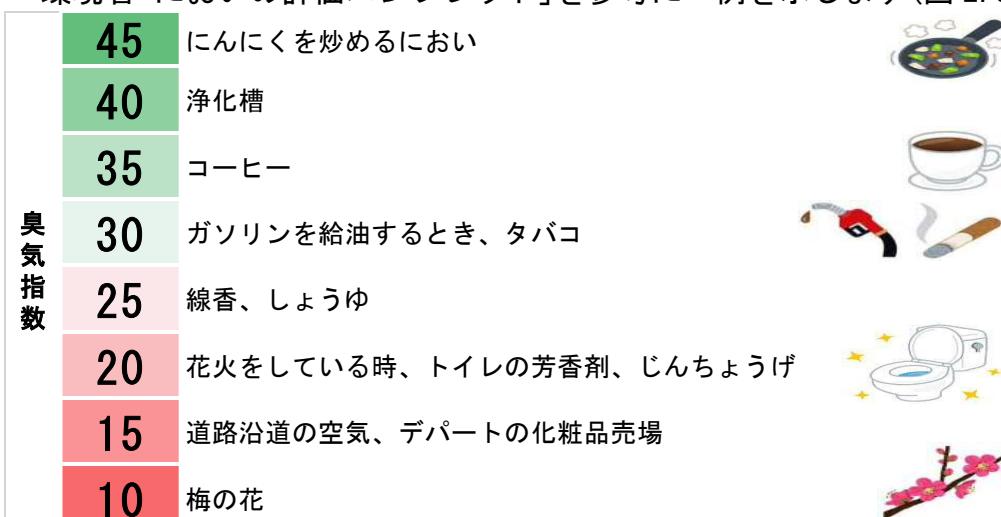


図2.9.1 臭気指数の目安例

第10節 あき地の環境保全

雑草が繁茂したままのあき地は、害虫の発生源となるだけでなく、不法投棄や防犯上の問題があり、近隣の生活環境を阻害するおそれがあります。

このため、昭和43年12月に「川口市あき地の環境保全に関する条例」を施行し、あき地の所有者に対し、雑草の除去等の適正な管理を促しています（資料編II.3 川口市あき地の環境保全に関する条例）。

また、身近な生活環境の保全に関する意識の向上を図るため、ホームページ等による啓発のほか、過去の指導状況を踏まえたパトロールにより、雑草が繁茂する前の助言や、雑草の除去等の指導を行っています。令和5年度は、52件の助言・指導をしました。

第11節 公害苦情の現況

市民生活に影響をもたらすことがないよう、発生源の調査や発生源に対する指導を行っています。

1 種類別発生状況

苦情を種類別に見ると、騒音が98件と最も多く、次いで振動が27件、大気汚染^{*}が24件、この3種類で全体の96.1%となっています（表2.11.1および図2.11.1）。

表2.11.1 令和5年度 公害苦情件数

種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	その他	合計
件数	24	6	98	27	0	0	0	155

1) 1つの発生源に係る複数の種類の苦情は、その主たるものを見としている

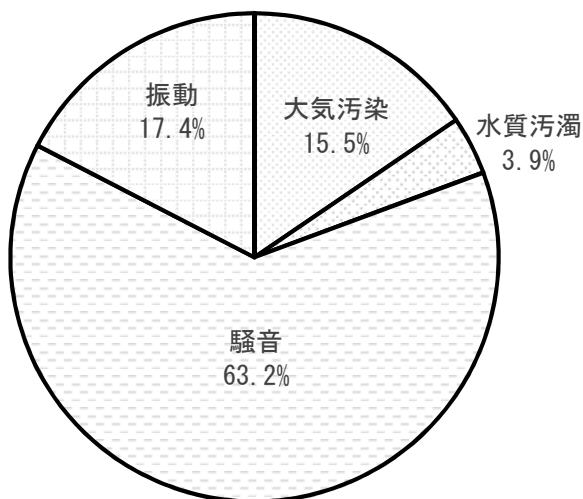


図2.11.1 令和5年度 種類別苦情割

1) 割合(%)は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

△公害紛争処理制度について

総務省では、専門の機関による公害紛争解決方法の一つとして、公害等調査委員会を設置しています。損害賠償の問題が中心になっている場合などの民事間での紛争に対して、公害紛争処理機関が当事者の間に入って、中立的な立場から調停、裁定などを行い紛争の解決に努めています。ただし、裁判所のように裁判に法的拘束力が生じることはありません。

2 業種別発生状況

苦情を業種別に見ると、建設業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業に関する苦情が多く、この3業種で110件(71.0%)となっています（表2.11.2および図2.11.2）。

表2.11.2 令和5年度 業種別苦情件数

業種 種類	農業・林業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸業・郵便業	卸売業・小売業	不動産業・物品販賣業	宿泊業・飲食サービス業	生活関連サービス業・娯楽業	金融業・保険業	医療・福祉	複合サービス業	家庭生活	サービス業(他に分類されないもの)	その他	不明	合計
大気汚染	6	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	24
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6
騒音	0	59	6	0	4	10	0	13	1	0	2	0	0	1	1	1	98
振動	0	20	2	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	27
悪臭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壤汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	83	8	0	5	14	0	13	2	0	2	0	12	2	1	7	155

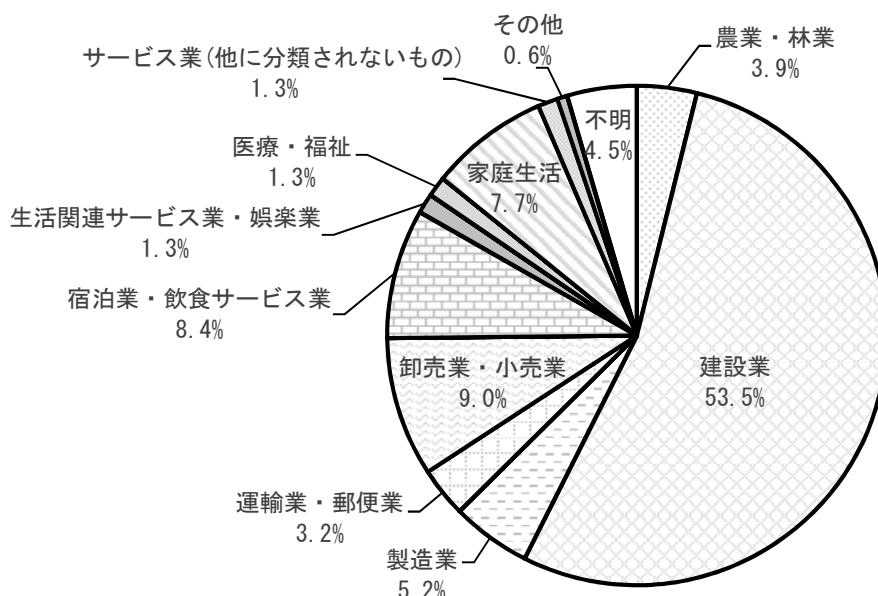


図2.11.2 令和5年度 業種別苦情割合

1) 割合(%)は四捨五入して表記しているため、合計が100%にならないことがある

3 用途地域別発生状況

苦情を用途地域別に見ると、住居系の地域が 76 件 (49.0%)、次いで工業系が 37 件 (23.9%) となっています（表 2.11.3 および図 2.11.3）。

表 2.11.3 令和 5 年度 用途地域別苦情件数

用途 地域 種類	住居系	商業系		工業系			市街化 調整 区域	不明	合計
		近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用			
大気汚染	13	0	1	2	1	0	7	0	24
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0	6	6
騒 音	48	5	11	22	5	0	7	0	98
振 動	15	1	0	4	3	0	4	0	27
悪 臭	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壤汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	76	6	12	28	9	0	18	6	155

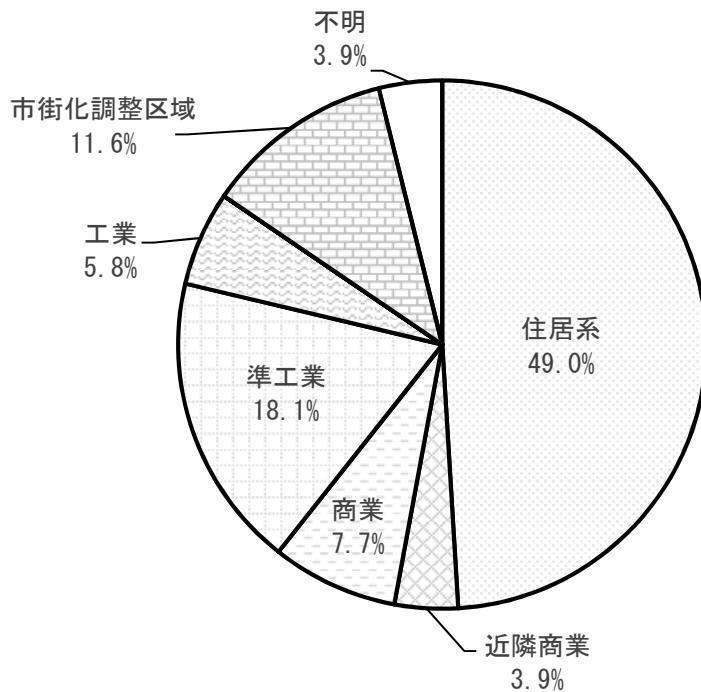


図 2.11.3 令和 5 年度 用途地域別苦情割合

1) 割合(%)は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがある

第12節 周知啓発活動

1 環境保全行政の周知

毎年「環境保全行政の概要」(本書)と「分析センター測定結果報告書」を発行しています。「環境保全行政の概要」は、体系図等を用いて記載し、各種公害法令に基づく測定結果・規制内容等を概略説明するものです。また、「分析センター測定結果報告書」は、詳細な測定結果をまとめたもので「環境保全行政の概要」を補完するものです。

ホームページでは、各種公害法令に基づく規制の概略説明や届出等の様式を掲載しています。また、市民・事業者その他多くのかたに役立ててもらえるよう、上記資料の過年度分も掲載しています。

2 イベントをとおした啓発

イベントでは、パネル展示を行い、来場者に対して環境意識の向上を図っています。また、小さな子どもでも楽しみながら学べるよう、遊びの要素を取り入れた参加体験型の啓発を実施しました(表2.12.1および図2.12.1)。

表2.12.1 令和5年度 環境啓発事業

開催日	内容	参加者(人)
7月22日	かわぐち環境フェスタ／プラスチックスマートフェスタにおいて、参加体験型の啓発を実施	226
12月9日	環境フォーラム in かわぐちにおいて、パネル展示を実施	114(全体来場数)



図2.12.1 啓発出展の様子
(令和5年度 かわぐち環境フェスタ／プラスチックスマートフェスタ)

資料編

I 行政年表

昭和

42. 8. 3 「公害対策基本法」施行
43. 12. 1 「大気汚染防止法*」および「騒音規制法*」施行
43. 12. 26 「川口市あき地の環境保全に関する条例」施行
43. 12. 26 「川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則」施行
45. 4. 1 「川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例」施行
45. 7. 18 市内に初の光化学スモッグが発生する
45. 7. 25 光化学スモッグにより初の被害者が発生する
45. 7. 31 「埼玉県光化学スモッグ暫定対策要綱」策定
45. 10. 15 公害部設置（交通災害対策課・公害調査課・公害対策課の3課）
46. 4. 1 「川口市公害対策審議会設置条例」施行
46. 4. 1 大気汚染常時監視*測定局を3カ所設置する（市民会館（現 第一本庁舎）、消防本部（現 南消防署）、南平柳分署（現 南平分署））
46. 6. 5 「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」施行
46. 6. 24 「水質汚濁防止法*」施行
46. 7. 1 公害検査室を設置、水質分析を開始する
46. 10. 1 「大気汚染防止法」に基づく事務が移譲される（工場以外）
47. 1. 1 「大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づき、排出基準を定める条例」施行
47. 1. 1 「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、排水基準を定める条例」施行
47. 3. 31 大気汚染常時監視測定局を移設、2カ所新設する（中央・横曽根・南平・新郷・芝）
47. 5. 31 「悪臭防止法*」施行
47. 6. 10 「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」策定
47. 10. 1 組織改正により、公害部2課（公害調査課・公害対策課）となる
48. 4. 1 自動車排出ガス測定局*として本町測定局（現 文化財センター）を設置する
49. 5. 1 「水質汚濁防止法」に基づく事務が移譲される
50. 4. 7 公害検査室を公害分析センターに改称する
（各担当課で行っていた分析業務を一本化する）
51. 12. 1 「振動規制法*」施行
54. 1. 20 南平測定局を南平公民館から元郷中学校に移設する
54. 10. 1 「埼玉県公害防止条例」施行
56. 6. 1 「埼玉県環境影響評価に関する指導要綱」策定
57. 4. 1 組織改正により、公害部と衛生部が統合し、環境部となる
60. 10. 1 「浄化槽法」施行
61. 4. 1 組織改正により、公害調査課と公害対策課が統合し、公害課となる
62. 9. 1 芝測定局を芝支所から樋ノ爪児童公園に移設する
62. 9. 1 自動車排出ガス測定局として安行測定局を慈林小学校内に設置する

平成

2. 3. 1 南平測定局を元郷中学校から領家第一公園に移設する
3. 9. 14 地球環境問題を公害課で所管する
3. 12. 25 自動車排出ガス測定局として神根測定局を乙女山市営住宅地内に、芝第二測定局を芝西小学校内に設置する
5. 11. 19 「環境基本法*」施行
6. 8. 1 「川口市公害対策審議会」を「川口市環境審議会」に改称する
7. 4. 1 組織改正により、公害課が環境保全課となる
7. 4. 1 「埼玉県環境基本条例」施行
9. 12. 1 「改正大気汚染防止法施行令」施行 有害大気汚染物質対策にダイオキシン類*が指定される
11. 4. 1 「川口市環境基本条例*」施行
11. 4. 1 「改正埼玉県公害防止条例」施行 小型焼却炉の規制が強化される
11. 10. 1 「環境マネジメントシステム*」の運用を開始する
12. 1. 15 「ダイオキシン類対策特別措置法*」施行
12. 2. 23 「環境マネジメントシステム」が審査登録される
13. 3. 1 「川口市環境基本計画」策定
13. 4. 1 特例市（現 施行時特例市）へ移行する
13. 4. 1 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」施行
13. 4. 1 「改正浄化槽法」施行 単独処理浄化槽の新設が禁止となる
14. 2. 7 「川口市地球温暖化対策実行計画」策定
14. 4. 1 「埼玉県生活環境保全条例*」施行
14. 4. 1 「大気汚染防止法」の工場規制事務ほか13事務が移譲される
14. 4. 1 組織改正により、地球環境問題を環境総務課に移管する
14. 4. 1 「彩の国中核都市」の指定を受ける
14. 8. 7 「川口市環境物品等の調達の推進に関する方針」策定
15. 2. 15 「土壤汚染対策法*」施行
16. 3. 19 環境マネジメントシステム適用範囲を拡大登録
16. 4. 1 地下水採取規制に関する業務及び特定化学物質の適正管理業務が移譲される
18. 3. 1 「改正大気汚染防止法」施行 石綿（アスベスト）*関連の規制が強化される
18. 4. 1 「改正大気汚染防止法」施行 挥発性有機化合物*の排出規制が新設される
18. 4. 1 本町測定局を廃止する
18. 10. 1 「悪臭防止法」に基づく規制方式を、濃度規制から臭気指数規制とする
19. 3. 1 「川口市地球温暖化対策地域推進計画」策定
19. 8. 21 「第2次川口市地球温暖化対策実行計画」策定
20. 3. 6 「川口市環境基本計画」改訂
21. 3. 9 「川口市環境学習指針」策定

22. 4. 1 「改正土壤汚染対策法」施行 土壤の汚染状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の措置の内容の明確化等が図られる
23. 3. 31 「第2次川口市環境基本計画」策定
23. 4. 1 中央測定局および芝第二測定局を廃止する
23. 9. 22 「川口市地球高温化対策実行計画（区域施策編）」策定
23. 9. 22 「第3次川口市地球高温化対策実行計画（事務事業編）」策定
23. 10. 11 川口市と鳩ヶ谷市が合併
24. 2. 23 微小粒子状物質（PM2.5）*の常時監視を開始する
24. 6. 1 「改正水質汚濁防止法」施行 地下水汚染の未然防止に係る規制が新設される
24. 6. 1 「改正大気汚染防止法」施行 ばい煙*の排出基準超過事業場に対する規制が強化される
25. 3. 9 微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起の判断について、本市独自の基準を運用開始する
25. 4. 1 「かわぐちグリーン・エナジー戦略」の運用を開始する
25. 11. 1 微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起の判断を、埼玉県の予測体制に一本化する
26. 1. 23 微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析を開始する
26. 2. 23 環境マネジメントシステム適用範囲を拡大登録
26. 6. 1 「改正大気汚染防止法」施行 全ての解体等工事に対する石綿規制が強化される
27. 2. 22 環境マネジメントシステム規格認証登録を返上する
27. 4. 1 「川口市公害防止資金融資及び利子助成に関する条例」を廃止する
28. 3. 30 「第4次川口市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定
28. 6. 30 「川口市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱」策定
30. 3. 1 「第3次川口市環境基本計画」策定
30. 3. 1 「川口市地球温暖化対策実行計画」策定
30. 4. 1 中核市へ移行する
30. 4. 1 「第2次かわぐちグリーン・エナジー戦略」の運用を開始する
30. 4. 1 「川口市浄化槽保守点検業者登録条例」施行
30. 4. 1 「川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則」施行
30. 4. 1 「改正大気汚染防止法」施行 水銀大気排出規制が新設される
30. 4. 1 「改正土壤汚染対策法」施行 施設設置者による土壤汚染状況調査への協力の規定、届出・調査手続きの迅速化等が図られる
31. 4. 1 「改正土壤汚染対策法」施行 土壤汚染状況調査の実施対象の拡充、リスクに応じた規制の合理化等が図られる

令和

2. 4. 1 「改正浄化槽法」施行 特定既存単独処理浄化槽に対する措置、浄化槽の休止制度等が新設される
2. 4. 1 「改正川口市浄化槽保守点検業者登録条例」施行 浄化槽管理士に対する研修の受講が義務化される
2. 4. 1 「改正川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則」施行
3. 4. 1 「第2次かわぐちグリーン・エナジー戦略」の運用を2年間延長する
3. 4. 1 「改正大気汚染防止法」施行 全ての解体等工事に対する石綿規制が強化される
4. 4. 1 「改正大気汚染防止法」施行 石綿の事前調査結果について、自治体への報告が義務化される
5. 3. 7 「第2次川口市地球温暖化対策実行計画」策定
5. 4. 1 「改正特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律施行令」施行 指定化学物質が見直しされる
5. 10. 1 「改正大気汚染防止法」施行 建築物石綿含有建材調査者等（有資格者）による石綿の事前調査が義務化される

II 関係条例等

1 川口市環境基本条例

平成10年9月28日
条例第58号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者及び市民が適正な役割分担と協働のもとに、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）に取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境資源の有限性を認識し、その適正な管理及び利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が適正な役割分担のもと、自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で重要な課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全等についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策のうち、広域的な取組を必要とするものを策定し、及び実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体と協力してその施策の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られこととなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書)

第7条 市長は、定期的に、環境の状況及び市が環境の保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表

するものとする。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に当たっての環境への配慮

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第8条 市は、環境との共生を図るため、施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全等について極力配慮するものとする。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、川口市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全等に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、川口市環境審議会の意見を聽かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 市が講ずる環境の保全等のための施策等

(環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るようにするものとする。

(環境影響評価の措置)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境に及ぼす影響について事前に評価し、その結果に基づき、その事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(助成措置)

第12条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全等のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(自然環境の保全及び創造)

第13条 市は、緑地、水辺等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるものとする。

2 市は、自然環境の適正な保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めるものとする。

(循環を基調とする社会の構築)

第14条 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、事業者及び市民による資源等の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を促進するため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源等の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第15条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全等についての理解を深められるようにするとともに、これらの者の環境の保全等に関する活動を行う意欲が増進されるようになるため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第16条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全等に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、環境の保全等に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(事業者、市民等の意見の反映)

第18条 市は、環境の保全等に関する施策に、事業者、市民等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び監視等の体制の整備)

第19条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

第4節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第21条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国等と連携し、又は市の実施する各種の国際交流を通して、環境の保全等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

2 川口市環境審議会条例

昭和46年4月1日
条例第21号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、川口市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境保全に関する事項を調査審議し、及びこれらについて必要と認める事項を市長に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) 業界関係者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会の委員のうちから会長が指名する者及び次条の規定により特別委員を置く場合には特別委員をもつて組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(特別委員)

第8条 部会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解任されるものとする。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長、副会長及び委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年11月1日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日条例第60号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月27日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成6年6月27日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改める。

（次のように略）

附 則（平成10年3月24日条例第20号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第18号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

3 川口市あき地の環境保全に関する条例

昭和43年12月26日
条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、雑草が繁茂したままで放置され、若しくは残土等の置場として使用され、又は沼地化したままで放置されている等良好な状態で維持管理されていないあき地が、火災若しくは犯罪の発生等市民の生活環境を害していることにつかんがみ、これらのあき地を整備し、清潔な生活環境を保持することによって、市民の生活の安定と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「不良状態」とは、あき地に雑草が繁茂し、若しくは汚物が投棄され、又はあき地が残土等の置場として使用され、若しくは沼地と化し、これらをそのままにしておくときは、火災若しくは犯罪の発生又は非衛生の原因となり、市民の健康と生活環境を著しく阻害するような状態をいう。

(所有者等の責務)

第3条 あき地の所有者又は管理者は、当該あき地が不良状態にならないように維持管理しなければならない。

(市長の指導助言)

第4条 市長は、あき地が不良状態になるおそれがあるとき、又は不良状態にあるときは、雑草の除去等あき地の整備の措置について必要な指導または助言をすることができる。

(勧告)

第5条 市長は、前条に定める指導助言を履行しない者があるときは、当該あき地の所有者または管理者に対し、雑草の除去等あき地の整備について必要な措置を勧告することができる。

(あき地の活用)

第6条 あき地の所有者または管理者は、公共の福祉のため、当該あき地を活用するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年10月15日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 川口市あき地の環境保全に関する条例施行規則

昭和43年12月26日
規則第46号

(目的)

第1条 この規則は、川口市あき地の環境保全に関する条例（昭和43年条例第51号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(除去等の委託申し込み)

第2条 雜草が繁茂したまま放置されているあき地の不良状態を除去し、整備することができないときは、当該あき地の所有者又は管理者は、その業務を市長に委託することができる。

2 前項の規定により雑草の除草業務を委託しようとするときは、雑草除去等業務委託申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(委託費)

第3条 前条の規定による除去等の委託費は、実費とする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを免除することができる。

(納期)

第4条 前条本文の委託費は、除去等の作業開始までに前納しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、このかぎりでない。

(勧告書)

第5条 条例第5条による勧告は、雑草等除去勧告書（様式第2号）、残土等置場整備勧告書（様式第3号）又は沼地整備勧告書（様式第4号）により行なうものとする。

(活用の方法)

第6条 条例第6条によるあき地の活用とは、子供の遊び場その他公共の利用に供することをいう。

(あき地の公共利用)

第7条 市長は、あき地の所有者又は管理者から、前条の公共利用の目的のため、あき地の利用提供の申し出があったときは、次の基準により当該あき地を借り受け、公共の利用に供するものとする。

- (1) 当該あき地の周辺に、公園、子供の遊び場等がなく、かつ、環境的に適当地と認められること。
- (2) 当該あき地の周辺に住居が多く、施設の利用度が高いことが認められること。
- (3) 当該あき地が、利用目的に適するように整地されていること。
- (4) 借り受けるあき地の使用貸借契約期間は、原則として5年とすること。

(立札の掲出)

第8条 市長は、前条の規定によりあき地を借り受けたときは、そのあき地に公共の利用に供する旨の立札を掲出するものとする。

(あき地の返還)

第9条 市長は、借り受けたあき地の所有者又は管理者から、特にやむを得ない理由により当該あき地の返還の申し出があつたときは、すみやかに返還するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年10月15日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年12月1日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月10日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年5月30日規則第26号）

この規則は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和61年1月29日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月28日規則第19号）

(施行期日)

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の各規則に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、使用できるものとする。

3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則（平成13年9月27日規則第77号）抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、川口市規則に規定する様式に基づき、既に印刷済みの帳票については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成19年3月30日規則第55号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(様式については省略)

5 川口市浄化槽保守点検業者登録条例

平成29年12月26日

条例第95号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(登録)

第3条 本市の区域内において、浄化槽の保守点検を行う事業（以下「浄化槽保守点検業」という。）を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、その有効期間の満了の日の30日前までに市長に申請をして、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、第3項の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 本市の区域を営業区域（浄化槽保守点検業を行おうとする区域をいう。以下同じ。）とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）

(5) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた法第45条第1項に規定する浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が第6条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 第10条第3項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) 営業所ごとに連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類

(4) その他規則で定める書類

(登録の実施)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

- (3) 第3条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその取消しの日から2年を経過しないもの
- (4) 第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第10条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者
- (8) 第10条の2の規定に違反する者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条及び前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

（廃業等の届出）

第8条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

（登録の抹消）

第9条 市長は、前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなく同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

（営業所の設置等）

第10条 浄化槽保守点検業者は、埼玉県内に営業所を設置し、営業所ごとに浄化槽管理士を置かなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士のうちから、浄化槽の清掃を行う者との連絡等の業務を担当させる責任者を選任しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、規則で定める器具を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する場合が生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

（浄化槽管理士に対する研修）

第10条の2 浄化槽保守点検業者は、第3条第2項に規定する有効期間が満了するまでの間に1回以上、規則で定める研修を浄化槽管理士に受けさせ、及び浄化槽保守点検業者（浄化槽管理士の資格を有する者に限る。）自ら受けなければならない。ただし、当該研修を受けさせ、及び自ら受けないことにつき相当の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

（業務の実施等）

第11条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、規則で定める浄化槽管理士であることを示す証明書を浄化槽管理士に携帯させ、又は自らこれを携帯しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、法第4条第7項に規定する浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果、当該浄化槽について、法第7条第1項及び第11条第1項に規定する水質に関する検査が行われていないことを知ったときは当該検査が行われていない旨を、法第10条第1項に規定する浄化槽の清掃が行わ

れていないことを知ったときその他当該浄化槽の清掃を必要とする理由があると認めるときは当該浄化槽の清掃が必要である旨を、速やかに当該浄化槽管理者（法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。）に通知しなければならない。

（標識の掲示）

第12条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（登録の取消し等）

第14条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく处分に違反したとき。
- (5) 法第12条第1項の勧告に従わず、情状特に重いとき。
- (6) 法第12条第2項の命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により事業の停止を命じようとするときは、川口市行政手続条例（平成11年条例第8号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定により処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当該浄化槽保守点検業者に通知しなければならない。

（報告の徴収及び立入検査）

第15条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、当該職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

第16条 申請者は、申請の際に、申請手数料として35,000円を納付しなければならない。

（手数料の減免）

第17条 市長は、災害その他の理由により手数料を納付させることが適当でないと認められるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

（手数料の不還付等）

第18条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第14条第1項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を営んだ者

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第4項の規定に違反して措置をとらなかった者

- (2) 第11条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第13条の規定に違反して帳簿を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかった者
- (4) 第15条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第15条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第23条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年埼玉県条例第44号。以下「県条例」という。）の規定により埼玉県知事が行った登録等の処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に県条例の規定により埼玉県知事に対してされている登録の申請その他の行為で、本市の区域を営業区域として浄化槽保守点検業を営み、又は営もうとする者に係るものは、施行日以後においては、この条例の相当規定により市長の行った登録等の処分その他の行為又は市長に対してされた登録の申請その他の行為とみなす。
- 3 施行日から起算して2年を経過するまでの間は、第6条第1項第1号中「又はこの条例」とあるのは、「、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年埼玉県条例第44号）若しくは同条例に基づく処分又はこの条例」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から起算して3年を経過する日までの間に登録の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、この条例による改正後の川口市浄化槽保守点検業者登録条例第6条第1項第8号及び第10条の2の規定は、適用しない。

6 川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

平成30年2月21日
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、川口市浄化槽保守点検業者登録条例（平成29年条例第95号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書の様式)

第2条 条例第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(登録申請書の添付書類)

第3条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第4条第2項第1号の書類 様式第2号

(2) 条例第4条第2項第2号の書類 様式第3号

(3) 条例第4条第2項第3号の書類 様式第4号

2 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 浄化槽管理士免状の写し

(2) 法人にあっては、登記事項証明書

(3) 個人にあっては、住民票の抄本

(4) 浄化槽の保守点検の業務に従事する者（浄化槽管理士を除く。）の名簿

(5) 営業所の案内図

(6) 浄化槽保守点検カードの様式

(7) 条例第3条第3項の登録を受けようとする場合（条例第10条の2ただし書に規定する場合を除く。）にあっては、浄化槽管理士が条例第10条の2の研修を修了したことを証する書類の写し

3 前項第4号の名簿の様式は、様式第5号のとおりとする。

(変更の届出)

第4条 条例第7条第1項の規定による変更の届出は、様式第6号の届出書により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合 個人にあっては住民票の抄本、法人にあっては登記事項証明書

(2) 法人の役員（代表者を含む。）に変更があった場合（前号に掲げる場合を除く。） 登記事項証明書及び新たに役員となった者がある場合にあっては、様式第7号の条例第6条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書類

(3) 営業所の所在地に変更があった場合 新たに営業所を設置した場合にあってはその営業所に係る前条第1項第2号並びに第2項第4号及び第5号に掲げる書類、営業所を移転した場合にあっては同号に掲げる書類

(4) 浄化槽管理士に変更があった場合（第1号に掲げる場合を除く。） 新たに置いた浄化槽管理士に係る前条第2項第1号に掲げる書類

(廃業等の届出)

第5条 条例第8条の規定による廃業等の届出は、様式第8号の届出書により行わなければならない。

(営業所の備付器具)

第6条 条例第10条第3項の規則で定める器具は、次に掲げる器具とする。

(1) 塩素イオン濃度測定器具

(2) 水素イオン濃度指数測定器具

(3) 水温計

(4) スカム厚測定器具

(5) 汚泥厚測定器具

(6) 汚泥沈でん率測定器具

(7) 亜硝酸性窒素測定器具

(8) 透視度計

(9) 溶存酸素計

(10) 残留塩素測定器具

(11) 顕微鏡

(浄化槽管理士に対する研修)

第7条 条例第10条の2の規則で定める研修は、埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年埼玉県条例第44号）第9条の2第1項に規定する指定研修機関が行う同項に規定する研修とする。

(浄化槽管理士証)

第8条 条例第11条第2項の規則で定める浄化槽管理士であることを示す証明書は、市長の指定する者が発行する浄化槽管理士証によるものとする。

(通知の方法)

第9条 条例第11条第3項の規定による通知は、検査が行われていない旨を通知する場合にあっては様式第9号、浄化槽の清掃が必要である旨を通知する場合にあっては様式第10号の通知書により行わなければならない。

(標識の記載事項等)

第10条 条例第12条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号
- (3) 登録の有効期間
- (4) 営業所に置かれている浄化槽管理士の氏名

2 条例第12条の規定により浄化槽保守点検業者（条例第6条第1項第3号に規定する浄化槽保守点検業者をいう。以下同じ。）が掲げる標識の様式は、様式第11号のとおりとする。

(帳簿の記載事項等)

第11条 条例第13条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 保守点検を行った、又は監督した浄化槽管理士の氏名
- (4) 保守点検の実施日
- (5) 条例第11条第3項の規定による通知を行った日

2 条例第13条の規定により浄化槽保守点検業者が備える帳簿は、毎月末日までに、前月中に行なった浄化槽保守点検業務に係る前項各号に掲げる事項について、記載が終了していなければならない。

3 前項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間営業所ごとに保存しなければならない。

(身分証明書の様式)

第12条 条例第15条第3項の身分を示す証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式によるものとする。

2 条例第15条第2項の規定により立入検査をする職員は、浄化槽保守点検業者その他関係者から当該立入検査の根拠となる条例の規定（以下「根拠規定」という。）に関して照会を受けたときは、前項の身分を示す証明書その他の書面に記載され、又は電子機器等を使用して表示された根拠規定を提示する方法その他の適切な方法により対応するものとする。

(書類の提出部数)

第13条 条例第4条、第7条又は第8条の規定により提出する書類の部数は、正本1通及び副本1通とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して3年を経過する日までの間に登録の有効期間が満了する浄化槽保守点検業者については、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の川口市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則第3条第2項第7号の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(様式については省略)

7 川口市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）第15条に基づき生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽、高度処理型の浄化槽の設置又は既存単独処理浄化槽、若しくは汲み取り便槽から浄化槽、高度処理型の浄化槽、高度処理型の変則浄化槽への転換をしようとする者に対し補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活排水 し尿、その他生活に起因する排水をいう。
- (2) 雜排水 し尿を除く生活排水をいう。
- (3) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であり、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものであって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD20mg／1（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (4) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) 汲み取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的に汲み取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的に汲み取って処分する方式の便槽を含む。）をいう。
- (6) 高度処理型の浄化槽（BOD除去型） 法第2条第1号に規定する浄化槽であり、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものであって、BOD除去率97パーセント以上、放流水のBOD5mg／1（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (7) 高度処理型の変則浄化槽（BOD除去型） 既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置（既存単独処理浄化槽の処理水と雑排水を併せて処理する装置をいう。）を組み合わせた法第2条第1号に規定する浄化槽であり、法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものであって、BOD除去率97パーセント以上、放流水のBOD5mg／1以下（日間平均値）の機能を有するとともに、設置にあたり、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26の規定による国土交通大臣の特殊構造方法等の認定を受けたものをいう。
- (8) 浄化槽等 第3号、第6号又は第7号に掲げる浄化槽をいう。
- (9) 宅内配管工事費 浄化槽等への流入管（便所、雑排水）、升の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放水管の設置に要する費用をいう。
- (10) 撤去費 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を処分する費用（清掃、消毒及び汚泥処理、撤去（掘り起こし）、収集運搬、中間処理及び最終処分）をいう。
- (11) 公共用水域 河川、湖沼及びこれに接続する公共溝渠、農業用水路その他公共の用に供される水域をいう。
- (12) 処理対象人員 日本産業規格のA3302-2000により算定した人員（ただし、建築物の使用状況により、実情に添わないと考えられる場合は、類似施設の使用水量その他の資料などを基にして算定人員を増減することとする。）をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助の対象となる地域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の23第1項の規定により策定された区域以外の地域とする。

(補助対象浄化槽等)

第4条 補助金の対象となる浄化槽等は、処理対象人員10人以下のもので、平成4年10月30日付け衛生第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合し、設置済みでないものとする。

2 浄化槽等の設置後は、遅滞なく全ての生活排水を接続し、使用を開始するものとする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付は、市内の、第3条に定める補助対象地域内において住宅（専ら自らが居住の用に供する建物又は延べ床面積の1／2以上を自らが居住の用に供する建物）を建築し、浄化槽等（第2条第7号に掲げるものを除く。）を設置しようとする者又は住宅において既存単独処理浄化槽、若しくは汲み取り便槽から浄化槽等へ転換しようとする者に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出をせず又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽等を設置する者。
- (2) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。
- (3) 販売の目的で住宅を建築（増改築を含む。）する者。
- (4) 合併処理浄化槽が設置された住宅を建て替え（増改築を含む。）する者。（災害に伴うものを除く。）
- (5) 合併処理浄化槽を使用している者で、転居して住宅を建築する者。（集合住宅等から転居する者を除く。）
- (6) その他市長が適当でないと認める者。

(補助金額)

第6条 補助金額は、浄化槽等（第2条第7号に掲げるものを除く。）の設置又は浄化槽等への転換に要する経費のうち社会的便益に相当する一定割合の額（その額に千円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てた額）と別表1に掲げる人槽区分に応じ同表下欄に定める限度額を比較していざれか少ない額の範囲内において市長が定める額とする。ただし、予算の範囲内とする。

2 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から浄化槽等への転換については、前項の補助金額に既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換に係る掛かり増しの宅内配管工事費（限度額200千円）と撤去費（限度額60千円）を加算する。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図及び配置図
- (3) 浄化槽に関する調査及び浄化槽構造図の写し
- (4) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (5) 見積書の写し
- (6) 市内で既存単独処理浄化槽を使用している者（市内の集合住宅等から転居する者を除く。）は、既存単独処理浄化槽の使用が証明できる書類及び世帯全員の住民票の写し（3カ月以内のもの）
- (7) 市内で汲み取り便槽を使用している者（市内の集合住宅等から転居する者を除く。）は、汲み取り便槽の使用が証明できる書類及び世帯全員の住民票の写し（3カ月以内のもの）
- (8) 市内で下水道を使用している者（市内の集合住宅等から転居する者を除く。）は、下水道料金に係る領収書の写し（最新のもの）及び世帯全員の住民票の写し（3カ月以内のもの）
- (9) 市内の集合住宅等から転居する者は、世帯全員の住民票の写し（3カ月以内のもの）
- (10) 他の市町村から転入して家屋を新築する者は、世帯全員の住民票の写し（3カ月以内のもの）
- (11) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第8条 市長は、浄化槽設置整備事業補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金交付の可否を決定したときは、申請者に通知するものとする。（様式第2-1号、2-2号）
（中間検査）

第9条 申請者は、浄化槽設置整備事業を行う際、浄化槽設置整備事業に係る工事状況の検査を受けなければならない。
（変更等の承認申請）

第10条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が申請内容を変更するとき又は浄化槽設置整備事業を中止若しくは廃止しようとするときは、その3日前までに浄化槽設置整備事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3-1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。（様式第3-2号、3-3号）

2 補助対象者は、浄化槽設置整備事業が予定の期間内に完了しないとき又は浄化槽設置整備事業の遂行が困難となつたときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、工事完了後30日以内、又は当該年度末のいざれか早い日までに浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行うときは、自ら行うことができるることを証明する書類）
- (2) 法第7条に規定する水質に関する検査を受検することが認められる書類
- (3) 法第11条に規定する水質に関する検査を受検することが認められる書類
- (4) 工事の施工の状況を示す写真（転換の場合と宅内配管工事を伴う場合には、施工前の写真を含む。）
- (5) 浄化槽等設置工事費の内訳書及び領収書の写し（宅内配管工事費を申請した場合は、配管に係る内訳書及び領収書の写し、撤去費を申請した場合は、撤去に係る内訳書及び領収書の写しを含む。）
- (6) 市内から転居又は他の市町村から転入する場合は、転居後又は転入後の世帯全員の住民票の写し（3カ月以内のもの）
- (7) 撤去費を申請した場合は、産業廃棄物管理票の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、浄化槽設置整備事業実績報告書の提出があったときは、浄化槽設置整備事業に係る浄化槽の設置状況の検査をするものとする。

（交付額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により提出された浄化槽設置整備事業実績報告書を審査し、その報告に係る浄化槽設置整備事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽設置整備事業補助金確定通知書（様式第5号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助対象者は、前条の規定による浄化槽設置整備事業補助金確定通知書を受領したときは、浄化槽設置整備事

業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、浄化槽設置整備事業補助金交付請求書に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を請求するものとする。

（調査等）

第16条 市長は、浄化槽設置整備事業の適正を期するため、設置工事及び転換工事の状況を施工の現場において調査させることができる。

2 市長は、浄化槽設置整備事業により整備された浄化槽の維持管理の適正化を図るため、必要な限度において調査させ又は資料の提出を求めることができる。

（その他）

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

人 槽 区 分		5人槽	6～7人槽	8～10人槽
設 置	1 浄化槽	270千円	320千円	414千円
	2 高度処理型の浄化槽(BOD除去型)	428千円	573千円	791千円
転 換	3 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換を伴う浄化槽	310千円	360千円	454千円
	4 既存単独処理浄化槽又は汲み取り便槽からの転換を伴う高度処理型の浄化槽(BOD除去型)、高度処理型の変則浄化槽(BOD除去型)	428千円	573千円	791千円

(様式については省略)

8 川口市ペット火葬炉の設置等に関する指導要綱

平成28年6月30日

(目的)

第1条 この要綱は、ペット火葬炉の設置者に必要な指導を行うことにより良好な生活環境の確保と、周辺住民等との関係の形成及び維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ペット火葬炉 愛がん用に飼育されていた犬、猫その他の動物の死体を火葬するための施設をいう。
- (2) 設置等の届出 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第1項の規定によるばい煙発生施設の設置及び同法第8条第1項の規定によるばい煙発生施設の変更の届出並びに埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)第52条第1項の規定による指定ばい煙発生施設の設置及び同条例第54条第1項の規定による指定ばい煙発生施設の変更の届出(処理能力の拡大その他市長が必要であると認める変更に係る届出に限る。)をいう。
- (3) 設置者 ペット火葬炉を設置しようとする者又は設置若しくは承継した者をいう。
- (4) 事業計画地 ペット火葬炉を設置しようとする土地の区画又は設置した土地の区画をいう。

(設置者の責務)

第3条 設置者は、ペット火葬炉の設置又は管理に関して関係法令を遵守し、炎の露呈や黒煙の排出防止に努めるほか、周辺住民等の良好な生活環境及び安全を損なうことのないよう十分に配慮しなければならない。

2 設置者は、周辺住民等と良好な関係を形成、維持し、相互の理解に努めなければならない。

(事前協議)

第4条 設置者は、ペット火葬炉を設置又は変更しようとするときは、当該ペット火葬炉に係る設置等の届出をする前に市長と協議しなければならない。

2 設置者は、前項の規定により協議を行うときはペット火葬炉設置(変更)協議書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する協議書の内容について調査を行うことができる。

4 設置者は、市長の要請により前項の調査に立ち会うものとする。

(周辺住民等への周知)

第5条 設置者は、前条第1項の協議が終了したときは、速やかに事業計画地から概ね200メートル以内に存する住宅の世帯主及び学校、保育所、幼稚園、病院、診療所、老人福祉施設、障害者福祉施設その他市長が必要であると認める施設の設置者又は管理者に対して、事業計画について説明会の開催その他適切な方法により周知しなければならない。

2 設置者は、前項の規定により周知したときは、周辺住民等への周知報告書(様式第2号)により、市長に報告しなければならない。

3 設置者は、設置等の届出をする前に、前項の報告をしなければならない。

4 設置者は、設置等の届出をした翌日から設置完了までの間、ペット火葬炉の設置等に関するお知らせ(様式第3号)を事業計画地の外部から見やすい箇所に掲示しなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

(様式については省略)

III 用語解説

「*（アスタリスク）」が付いている語句の解説です。

《あ行》

【アイドリングストップ】

自動車の駐・停車時において不必要的エンジンの使用を停止することをいいます。大気汚染や騒音の防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出も抑制できます。

【悪臭防止法】

事業所における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として、昭和47年5月に施行されました。

【石綿（アスベスト）】

天然に存在する纖維状の鉱物で、蛇紋石系（クリソタイル）と角閃石系（アモサイト、クロシドライトなど）に大別されます。

極めて細い纖維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材（吹付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなど）、シール断熱材（石綿紡織品、ガスケットなど）といった様々な工業製品に使用されてきました。

しかし、肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、「大気汚染防止法」で「特定粉じん」として指定され、飛散防止対策が義務付けられています。

【アセトニトリル】

無色の液体で、揮発性を有し、水やエタノールによく溶ける物質です。主に、医薬品などの合成や、分析用の試薬として用いられています。極めて燃えやすく、発火により毒性の強いガスを発生させるおそれがあります。

【一酸化炭素規制】

排出ガス中に含まれる一酸化炭素の容量比率による濃度を規制するものです。

【一般環境大気測定局】

大気汚染常時監視測定局のうち、一般生活環境を測定するものをいいます。

【オゾン層】

高度約25km（成層圏）を中心にオゾンが高濃度に分布しているところをオゾン層と呼び、この層が太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守る働きをしています。大気中に放出されたフロンなどの物質は、成層圏まで達し、紫外線の作用により分解され塩素を放出し、これがオゾン層を破壊します。この影響で有害紫外線が増大し、皮膚がんや白内障などの健康障害や動植物への影響が懸念されています。

【温室効果ガス】

太陽から流れ込む日射エネルギーを吸収して加熱された地表面は赤外線の熱放射をしますが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスが保たれています。これらの気体を温室効果ガスと呼び、代表的なものとして二酸化炭素、メタン等が挙げられます。

《か行》

【海洋汚染】

海の生物や人間の健康、漁業などの営みに有害なものを人間が、直接または間接的に海に持ち込むことをいいます。

【化石燃料】

石油、石炭、天然ガス等の地中に埋蔵されている燃料の総称です。数百万年以前の植物やプランクトンなどが地中に埋もれて、高温や高圧の影響を受けて生成されたものといわれています。

【川口市環境基本条例】

市民・事業者・行政が適正な役割分担と協働のもとに、環境の保全と創造に取り組むための基本理念、基本事項を定め、それぞれの責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成11年4月に施行しました。

【感覚公害】

人の感覚を刺激して、不快感を与える公害を、感覚公害と総称します。具体的には、騒音、振動、悪臭などがあります。

【環境基準】

「環境基本法」および「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染および騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康の保護及び生活環境の保全に関し維持されることが望ましい」とされる基準のことです。

【環境基本計画（国）】

環境基本法に基づく環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱です。現在の「第五次環境基本計画」は、平成30年4月に閣議決定されたものです。

【環境基本法】

環境の保全についての基本理念、基本事項を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにし、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康で文化的な生活の確保の寄与と人類の福祉に貢献することを目的として、平成5年11月に施行されました。

【環境マネジメントシステム】

廃棄物量の削減やエネルギー消費量を削減するなど、環境に与える負荷をできるだけ削減するための計画を立て、その計画を実施し、さらにその実施結果をチェックし、その結果を基に方針・手続き等を見直し、継続的な改善を図ることをいいます。

本市では、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」の認証を平成12年2月23日に取得し、以降15年間、認証登録を更新し運用してきましたが、職員の環境配慮への意識や取り組みが定着したことから、平成27年2月22日をもって、認証登録を返上しました。

【キシレン】

無色透明の液体で、揮発性を有する極めて燃えやすい物質です。他の化学物質の原料として使われているほか、油性塗料や接着剤などの溶剤としても使われています。また、灯油、軽油、ガソリンなどにも含まれています。

【揮発性有機化合物（VOC）】

Volatile Organic Compounds の略です。

常温常圧で容易に揮発する有機化合物の総称で、主に人工合成されたものを指します。比重は水よりも重く、粘性が低くて難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壤・地下水を汚染します。一方、大気中に放出され、光化学オキシダントや浮遊粒子状物質の発生に関与していると考えられます。

【九都県市】

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市のことです。首都圏で共通する環境問題などに、協力して取り組んでいます。

【公共用水域】

「水質汚濁防止法」で定義されている用語であり、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する溝渠、灌漑、用水路その他公共の用に供される水路をいいます。なお、「下水道法」に規定する公共下水道及び流域下水道であって終末処理場を設置しているものは除外されています。

《さ行》

【埼玉県生活環境保全条例】

生活環境の保全に関して、県・事業者・県民の責務を明らかにし、環境への負荷の低減措置や公害の発生源について規制することにより、県民の健康の保護と安全で快適な生活の確保に寄与することを目的として、平成14年4月に施行されました。前身は、「埼玉県公害防止条例」です。

【ジクロロメタン】

主に金属部品などの加工段階で用いた油の除去に使われているほか、塗装剥離剤などとして使われている有機塩素系溶剤です。人体に現れる症状として、吐き気・だるさ・めまい・しびれなどが報告されています。

【自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削除等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）】

自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の防止に関し、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにし、特定の地域における総量削減の基本方針と計画を策定、該当する自動車の排出基準や、事業活動に伴う自動車による排出の抑制の措置により大気汚染に係る環境基準を確保、もって、国民の健康の保護と生活環境を保全することを目的として、平成20年1月に施行されました。

【自動車排出ガス測定局】

大気汚染常時監視測定局のうち、主要道路の自動車の排出ガスの影響を測定するものをいいます。

【地盤沈下】

地中に存在する地下水を過剰に汲み上げることによって、水位が下がり、これによって地面が沈む現象です。地盤沈下が発生すると住宅が傾き、地下に埋められている水道管やガス管が寸断されるなどの被害が発生します。地盤沈下は一旦発生してしまうと復元が非常に困難なため、未然防止が重要です。

【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】

主として窒素肥料の酸化によって生じ、水の汚染を推定する指標の一つとされています。平成4年12月に改正された「水道の水質基準」では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を「健康に関連する項目」の一つと位置づけており、公共用水域や地下水の環境基準でも平成11年2月の改正により「10mg/L以下」と定められています。

【常時監視】

環境の実態、経年変化等を把握し、対策の効果を確認するための測定を常時監視といいます。現在、「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「騒音規制法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」において義務付けられています。

【振動規制法】

事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲の振動の規制や道路交通振動の要請の措置を定めること等により、生活環境の保全と国民の健康の保護に資することを目的として、昭和 51 年 12 月に施行されました。

【水銀】

常温で液体である唯一の金属です。ボタン電池のほか、蛍光灯や体温計、血圧計などに使用されています。化合物のメチル水銀は水俣病の原因物質です。大気への排出を抑制するため、排出基準が定められています。

【水質汚濁】

事業活動その他の人の活動に伴って発生し、河川、湖沼、海域などの水域の水質を悪化させ、人の健康や生活環境に係る被害を及ぼすことをいいます。

【水質汚濁防止法】

事業所から河川等に排出される排出水、地下浸透の規制や生活排水対策の推進等により、国民の健康の保護と生活環境を保全し、健康被害が生じた場合の責任を定めるなど、被害者の保護を図ることを目的として、昭和 46 年 6 月に施行されました。

【生活排水】

日常生活に伴って台所、洗濯、風呂等から排出される水です。

生活排水の中で尿を除いたものを生活雑排水といいます。排水中の窒素やリンによる富栄養化など、今日の水質汚濁の原因は生活排水が多くを占めています。そこで、下水道整備や生活雑排水も処理する合併処理浄化槽の普及が望まれています。

また、日常生活の中で、食品や油をそのまま排水口に流さない、洗濯はできるだけまとめて行い洗剤を適切に使用する、といった配慮が必要です。

【騒音規制法】

事業活動や建設工事に伴って発生する相当範囲の騒音の規制や自動車騒音の許容限度を定めること等により、生活環境を保全と国民の健康の保護に資することを目的として、昭和 43 年 12 月に施行されました。

《た行》

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾーパラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフランおよびコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、廃棄物の焼却や塩素系農薬の製造過程等で発生します。人体への影響として、発がん性や催奇性が確認されており、環境ホルモンの一つとしても問題となっています。

【ダイオキシン類対策特別措置法】

人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある、ダイオキシン類による環境汚染の防止、除去等のため、施策や基準、規制、措置を定める等により、国民の健康の保護を図ることを目的として、平成 12 年 1 月に施行されました。

【大気汚染】

人間の生産活動・消費活動によって大気が汚染され、人の健康や生活環境・生態系に影響を与えることがあり、代表的な汚染物質としては、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM_{2.5}）、一酸化炭素、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントなどが挙げられます。

【大気汚染防止法】

事業活動に伴うばい煙等の排出の規制や有害大気汚染物質対策の推進、自動車排出ガスの許容限度を定める等により、国民の健康の保護と生活環境を保全し、健康被害が生じた場合の責任を定めるなど、被害者の保護を図ることを目的として、昭和43年12月に施行されました。

【炭化水素】

炭素と水素からなる有機化合物の総称です。自動車排ガス等に不完全燃焼物として含まれています。メタン以外の炭化水素（非メタン炭化水素）は窒素酸化物とともに光化学オキシダントの原因物質の一つといわれています。

【地球温暖化】

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が上がることをいいます。このような気温の上昇に伴う地球環境の影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響などが挙げられており、私たちの生活に甚大な被害が及ぶことが指摘されています。

【窒素酸化物】

本来、窒素と酸素からなる化合物の総称ですが、大気汚染物質としては一酸化窒素と二酸化窒素の総和量を意味し、NO_xと略称します。物の燃焼の過程では、主に一酸化窒素として排出されますが、これが徐々に大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になります。環境基準が定められている二酸化窒素は、刺激性があり、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質の一つといわれています。

【テトラクロロエチレン】

主にドライクリーニングの溶剤や金属の洗浄などに使われてきた有機塩素系溶剤ですが、今日では代替フロンの原料としての用途が多い物質です。

肝臓や腎臓への障害のほか、頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が報告されています。

【特定建設作業】

建設作業として行われる作業の中でも、著しい騒音・振動を発生する作業をいいます。くい打ち機やジャイアントブレーカーなどを使用する作業がこれに該当します。特定建設作業を行う事業者には、事前の届出が義務付けられており、騒音・振動の大きさや作業時間等に規制基準が設けられています。

【土壤汚染】

化学物質や重金属等の有害物質が土壤に浸透、蓄積し、土壤や地下水を汚染することをいいます。土壤汚染は、人の健康に影響を与えるおそれがあります。

【土壤汚染対策法】

土壤汚染の状況の把握に関する措置や汚染による健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染の対策をもって、国民の健康を保護することを目的として、平成15年2月施行されました。

【トリクロロエチレン】

主に機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使用されてきた有機塩素系溶剤ですが、今日では代替フロンの原料としての用途が多い物質です。

肝臓や腎臓への障害のほか、頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が報告されています。

【トリメチルベンゼン】

無色透明の液体で、ガソリンなどに含まれています。摂取により肺炎、頭痛、めまい等を、皮膚に付くと発赤や皮膚の乾燥を引き起こすおそれがあります。

《な行》

【ニッケル】

光沢のある銀白色の金属元素です。融点が高く、耐腐食性、耐酸化性に優れるなどの性質があり、多くはステンレス鋼の製造に用いられるほか、硬貨、携帯機器やハイブリッドカー用の電池等にも使用されています。

【ノルマルヘキサン】

無色透明の液体で、揮発性を有する極めて燃えやすい物質です。主に、接着剤、塗料、インキ等の溶剤として使用されています。吸入によりめまい、手足の感覚麻痺や、歩行困難等の症状が報告されています。なお、接頭語の「ノルマル」とは、化学構造が直線状に連なっていることを表します。

《は行》

【ばい煙】

燃料その他の物の燃焼に伴って発生し、人の健康や生活環境に影響を与えるおそれのある物質（窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、カドミウム・鉛等）をいいます。

【廃棄物】

ごみ、粗大ごみなどの不要になった物で家庭から出る一般廃棄物と工場等から出る産業廃棄物に大別されます。

【BOD（生物化学的酸素要求量）】

Biochemical Oxygen Demand の略です。

河川水などの有機物による汚濁の程度を示す指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量のことであり、数値が大きいほど有機物の量が多く、水が汚れていることを示します。

【BOD75%値】

BOD75%値とは、n個のBOD日間平均値を水質の良いものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目に入る値のことをいいます。BODにおける環境基準の達成状況は、河川が通常の状態（低水流量以上の流量が流れている状態）にあるときの測定値によって判断することとなっており、測定された年度のデータのうち、75%以上が基準値を達成することもって評価されます。例えば、月1回の測定の場合、日平均値を水質の良いものから12個並べたとき、水質の良い方から9番目が75%値となります。

【ヒドロキノン】

様々な化学物質の重合禁止剤（光や熱などによって物質が反応することを防ぐ添加剤）や写真現像液の成分等に使用されています。脱色作用があるため、皮膚に接触すると白斑などの症状を引き起こすことが報告されています。

【P C B（ポリ塩化ビフェニル）】

Poly Chlorinated Biphenyl の略です。

化学的に安定しており、熱にも強い物質で、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インクなどに使用されてきました。しかし、毒性が強いことから大きな社会問題となり、昭和47年12月に製造が中止されました。

【ppm】

Parts per million の略です。100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のことをいいます（ $1\text{ppm} = 100\text{万分の } 1 = 0.0001\%$ 、 $1\text{ppb} = 10\text{億分の } 1 = 0.001\text{ppm}$ ）。 1m^3 の大気中に 1cm^3 の汚染物質が含まれているとき 1ppm と表示します。

【ppmC】

大気中の炭化水素類の濃度を表す単位で、1ppmCとは、空気 1m³中に炭素原子数が1であるメタンに換算された物質が1cm³含まれている場合をいいます。

例えば、ベンゼン1ppmをメタン換算すると、ベンゼンの炭素原子数が6であることから、6ppmCとなります。

【微小粒子状物質（PM2.5）】

大気中に浮遊している粒径2.5μm(1μmは1mmの1000分の1)以下の小さな粒子のこと。浮遊粒子状物質(SPM:粒径10μm以下の粒子)よりも小さな粒子です。

非常に小さいため(毛髪の太さの30分の1程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響を与えるほか、循環器系への影響が心配されています。

【粉じん】

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいいます。「大気汚染防止法」では、「特定粉じん」とは、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいい、「一般粉じん」とは、特定粉じん以外の粉じんをいいます。

【ベンゼン】

無色の液体で、揮発性を有する極めて燃えやすい物質です。塗料や農薬などの溶剤として使用されています。発がん性があるほか、造血器に障害を引き起こすことが報告されているので、取り扱いには注意が必要な物質です。

《ま行》

【マンガン】

岩石や土壤など地球上に広く分布する金属元素で、合金の原料や、鉄鋼製品に使用されます。マンガンの化合物には、乾電池や酸化剤に使われる二酸化マンガン、除菌や消臭に使われる過マンガン酸カリウムなどがあります。

【面的評価】

自動車騒音の評価方法です。幹線道路に面する地域において、評価道路から50mの範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数とその割合を算出し、評価します。

環境保全行政の概要

令和 6 年版

川口市環境部

環境保全課

埼玉県川口市朝日 4 丁目 21 番 33 号
電 話 048 (228) 5389
FAX 048 (228) 5311



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

[表紙を除き、古紙パルプ配合率 100%の再生紙を使用しています。]